

令和6年 3月11日開会

令和6年 3月22日閉会

(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第 1 号（3 月 1 1 日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
8 番 河内 賀寿議員	6
3 番 西本 篤史議員	1 2
7 番 高月 義夫議員	2 6
1 0 番 瀬石 公夫議員	4 1
1 番 内山 昌晃議員	5 6
5 番 落合 祥二議員	7 4
延 会	8 7
署 名	8 8

第 2 号（3 月 1 2 日）

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	9 1
出席議員	9 2
欠席議員	9 3
事務局出席職員職氏名	9 3
説明のため出席した者の職氏名	9 3
開 会	9 4
会議録署名議員の指名	9 4
一般質問	9 4
6 番 國本 悦郎議員	9 4
4 番 松田規久夫議員	1 0 8
2 番 神田 栄治議員	1 1 9
議案第 3 号	1 3 0
議案第 4 号	1 3 0
議案第 5 号	1 3 0
議案第 6 号	1 3 0
議案第 7 号	1 3 0
議案第 8 号	1 3 0
議案第 9 号	1 3 0
議案第 1 0 号	1 3 0
議案第 1 1 号	1 3 0
議案第 1 2 号	1 3 0

議案第 13 号	130
議案第 14 号	130
議案第 15 号	130
議案第 16 号	130
議案第 17 号	130
議案第 18 号	130
議案第 19 号	130
議案第 20 号	130
議案第 21 号	130
議案第 22 号	130
議案第 23 号	130
議案第 24 号	130
陳情第 1 号	140
陳情第 2 号	140
散 会	140
署 名	141

第 3 号（3 月 22 日）

議事日程	142
本日の会議に付した事件	144
出席議員	147
欠席議員	147
事務局出席職員職氏名	147
説明のため出席した者の職氏名	147
開 会	148
会議録署名議員の指名	148
議案第 3 号	148
議案第 4 号	148
議案第 5 号	148
議案第 6 号	148
議案第 7 号	148
議案第 8 号	150
議案第 9 号	150
議案第 10 号	150
議案第 11 号	150
議案第 12 号	150
議案第 13 号	150
議案第 14 号	150
議案第 15 号	150
議案第 16 号	150
議案第 17 号	150
議案第 18 号	150
議案第 19 号	150
議案第 20 号	150
議案第 21 号	150
議案第 22 号	150
議案第 23 号	150
議案第 24 号	150
令和 5 年陳情第 1 号	150
令和 5 年陳情第 2 号	150
陳情第 2 号	150

議案第 2 5 号	1 6 1
委員会提出議案第 1 号	1 6 2
閉会中の継続審査及び調査	1 6 3
閉 会	1 6 3
署 名	1 6 4

田布施町告示第7号

令和6年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和6年2月22日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和6年3月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	伊村 渉議員
南 一成議員	

○3月12日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	伊村 渉議員
南 一成議員	

○ 3 月 2 2 日に応招した議員

内山 昌晃議員

神田 栄治議員

西本 篤史議員

松田規久夫議員

落合 祥二議員

國本 悦郎議員

高月 義夫議員

河内 賀寿議員

瀨石 公夫議員

伊村 渉議員

南 一成議員

○ 応招しなかった議員

谷村 善彦議員

令和6年 第2回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年3月11日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

議員派遣

日程第4 一般質問

出席議員（11名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
10 番	瀬石 公夫議員	11 番	伊村 渉議員

12番 南 一成議員

欠席議員（1名）

9番 谷村 善彦議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	福本 俊明君
書 記	有吉 純一君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税務課長補佐	友森 康之君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	健康保険課主幹	寶城 和之君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
学校教育課長	惠元 朗夫君	社会教育課長	長谷 満晴君
会 計 室 長	江良 和美君	代表監査委員	内田 勝己君

○議長（南 一成議員） 改めておはようございます。

本日は13年前の平成23年3月11日に発生しました東日本大震災で、東日本を中心に多くの犠牲者が発生いたしました。貴い命が犠牲となり、大変残念なことでございました。その震災に犠牲になられた人々に哀悼の意を捧げるために、本日午後2時46分に黙祷を行いたいと思います。

恐らく一般質問の途中となると思いますので、暫時休憩し、黙祷をしたいと思います。したがって、一般質問されている議員の方々は、御了承いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

それと、本定例会においては、2番、神田栄治議員については、座ったままでの発言を許可し、採決は挙手をもって、起立とみなしたいと思います。よろしくお願いします。それでは時間までもう少しお待ちください。

.....

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和6年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、谷村善彦議員より欠席届が出されておりますので報告します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

----- . ----- . -----

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、瀬石公夫議員、西本篤史議員を指名いたします。

----- . ----- . -----

日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月22日までの12日間に決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果の報告のため、内田代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 松田議員と共に実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

令和5年の12月、令和6年1月及び2月における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であることを認めましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告いたします。

12月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元の配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。河内賀寿議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、早速一般質問をいたします。質問は一問一答です。3問でございます。

質問事項1は、生活応援商品券の配布、今後またあるのかということでございます。東町長、お願いします。

昨年末、田布施町生活応援商品券5,000円分の配布が全家庭にありました。年末の商品券5,000円分は皆様に大好評だったはずですが。物価高はまだまだ続くそうでございます。

国の方針次第かもしれませんが、町独自案での生活応援商品券などの配布予定など、今後またあるようなら教えてください。東町長、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年5月から5類に位置づけとなり、長期に及びました影響もようやく落ち着いた状況となってきました。

しかしながら、国際状況の変化やエネルギーや原材料の高騰により、多くの食料品などが値上がりしており、依然家計への影響は大変厳しい状況と考えております。

そのような中、今年度も令和４年度に引き続き、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に対して、家計への生活応援を目的に、田布施町独自の地域支援策として、田布施町生活応援商品券配布事業２０２３を実施し、１０月から順次配布いたしまして、使用期間を令和５年１１月１日から令和６年１月３１日までとして、終了いたしております。

使用率は９８．２％でございまして、７，０３４万８，０００円の経済効果があったところでございます。

御指摘のように、物価高騰は依然続いており、家庭生活にも大きな影響を受けられていることは認識いたしております。

来年度につきましては、いろいろ検討いたしましたが、６年度につきましては、同じく物価高騰の影響を大きく受けられている小中学生のお子様お持ちの家庭への支援策として、小中学校の学校給食を、単年度にはなりますが、無償化させていただきたいと思い、今回の予算に計上させていただいております。

こうしたことから、新たな商品券の追加配布につきましては、現在のところは考えておりませんが、今後につきましては、また経済状況や国、県の動向を見ながら、検討してまいります。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） 今、ほぼ回答得られたと思いますので、町独自の生活応援商品券はちょっとさすがに、こういう時期でございますので、なかなか難しいという御回答でございましたし、国が、発行しますという話が、この１年であるかもしれませんということぐらいには、対応されると思いますので、この質問に関しては、本当あるかどうかの質問でございますので、いろいろまた御検討されてよろしく願いいたします。

それでは、質問事項の２のほうに行きます。

町内小学校のプール授業についての質問でございます。鳥枝教育長、よろしくお願いします。

少子化の時代で、今年度から段階的に田布施町スポーツセンタープールに統一することのこと。今まで各小学校のプールで授業をしていたのをやめて、１か所にまとめれば、経費面での効率化がよくなるのも分かります。

さて、田布施町スポーツセンタープールについてですが、もう十分に考慮されているとは思いますが、低学年児童への水深の安全や設備に不備はないかなど、お聞きいたします。

そして、最初は麻郷小と西小が始めるとのことですが、いずれ全小学校のプールは使用されなくなるはずでございます。今後、防火用水となるのか、駐車場となるのか、まだ未定なのかなど、質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 町内の小学校のプール授業についての御質問にお答えをいたします。

町内の４つの小学校のプールの施設は、昭和４０年代に建設され、築後５０年を超えており、老朽化が著しく、大規模改修工事を実施するには、１校当たり１億円程度の費用がかかることが想定され、改修工事を行うことが難しい状況でございます。

また、現行のプールを継続して利用していく上では、老朽箇所を修繕する必要がある、今後も多額の経費を負担していく必要があります。

このため、令和６年度から、まず麻郷小学校及び田布施西小学校の水泳指導を田布施町スポーツセンターのプールで実施するよう計画しております。

そして、令和７年度以降は、東田布施小学校及び城南小学校も、スポーツセンターのプールで水泳指導を行う予定にしております。

低学年児童への水深の安全や設備に不備はないかとのお尋ねですが、現在のスポーツセンターのプールは、このままでは低学年児童にとって水深が深く適しませんが、その対策として水深を浅くして安全に水泳指導ができるよう、プールフロアを購入して活用する計画にしております。

その他の設備につきましては、現時点では不備はないと考えております。

なお、スポーツセンターのプールへの移行に伴って使用しなくなった小学校のプールの今後の活用につきましては、現在のところ未定であります。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） プールのまだ未定ということは、やはり聞いておかなければと思ったんですがございますが、安全面についての質問に対して、プールフロアという、あまり日頃聞かない言葉だと思いますけど、それを結局底に敷き詰めるという感じだと思いますけど、樹脂なのか、鉄板じゃない、樹脂かそんな感じでしょうけど、そもそも論でそれかなりお金が高いものですねすぐ傷んでまたしょっちゅう替えないけんもんなのかとか、そういうことをよかったら、すみませんが、お願いします。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） お答えいたします。

プールフロア、まだ今のスポーツセンターにもいくらかある、オレンジのやつがあると思うんですけど、あれも何年もあの状態で置いてありますので、耐久性についてはそれと同等のようなものを買う予定ですので、大丈夫かなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） ちゃんともう考慮されていると思いますので、その樹脂が変なの
がくることもないと思いますので、お値段相当高いのかもしれませんが、これはもう安全面でご
ざいますので、立派な数くなり、何なり、きちっとされると思いますので、よろしくお願いします。

やっぱり駐車場になるんじゃないですか。それか、例えば防災用のちょっとした小屋みたいな
のを建てて、缶詰なり、水なりに置くようなやつを入れると、そんなことでございますか。全然未定
なことを聞くのもなんでございますけど、聞いたほうがいいかな、どんなになります。未定と言わ
れたんですけど、ちょっとお願いします。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 今現在のところ、プールのその後というのはちょっと考えておら
ないと、今の時点でお答えすることはちょっと難しいんで、すみません。そういうことでございま
す。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（８番 河内 賀寿議員） 未定なことを今聞くのも何かと思いますけど、ぜひ立派な使い
方をされればということで、よろしくお願いします。

そして安全面も問題なさそうでございますので、ぜひ立派な授業をしていただければと思います。
それでは３問目にいきたいと思います。

質問事項３、原爆投下の日、広島の日、長崎の日、終戦記念日の１５日に、サイレ
ン吹鳴してはということで、東町長、お願いします。

昭和２０年の８月６日、朝８時１５分、広島に原爆投下、９日の昼１１時２分、長崎にも原爆投
下、１５日に終戦と、戦争末期に数多くの犠牲があった日のことを忘れてはいけません。

本町以外の周辺自治体のほとんどが、犠牲者の御冥福を祈り、投下時間や終戦の日の正午にサイ
レンの吹鳴をしております。田布施町はサイレンの吹鳴をしていない。

戦争を実際に体験された方が、だんだんと少なくなっている現在ではありますが、広島の若い人
に、この話をすると、本町がしていないことをびっくりされました。

この質問は過去にもしていますが、平和を祈り、サイレン吹鳴をしてはどうですかということで
ございます。

ちなみに、山口県東部からの状況ですけど、岩国市、和木町、６日、９日、そして１４日の岩国
大空襲、１５日の終戦と、４回吹鳴をしております。

光市も同じで、光大空襲も入れて４回吹鳴しております。柳井市は３回、６日と９日、終戦の日
と吹鳴をしております。平生町は終戦記念日のみの吹鳴でございますが、やっております。

そして、田布施町、上関町、周防大島町はゼロでございます。そして、光市もですが、下松市、周南市、防府市、山口市は3回とも吹鳴をしております。

県の西部になると、萩市だけが終戦記念日に吹鳴を1回しております。残りの西部地区は吹鳴をどうもしていないようでございます。

ということでございますが、それでは、田布施町もサイレンを吹鳴してはということの質問でございますので、町長、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

原爆の日、終戦記念日にサイレンの吹鳴ができないかとの御質問でございます。

核兵器廃絶、また戦没者を追悼し、世界平和を祈ることは、日本国民として誰もが永遠に共有し、その実現に努めていかなければならないことだと確信しております。

8月15日は戦没者を追悼し、平和を記念する日として、政府主催の下に、全国戦没者追悼式が行われております。

7月上旬に、国から全国戦没者追悼式の趣旨等の周知についてのお願い文書が届いております。その文書により、県では式典当日、県庁及び出先機関の半旗掲揚と各職場において、正午に1分間の黙祷はされております。

本町でも、弔意を示すために県と同様に、本庁と出先機関での半旗掲揚と黙祷をお願いし、町民の皆さんには、町ホームページやたぶせメールで、8月15日の全国戦没者追悼式に合わせ、正午に黙祷をお願いしております。

こうした黙祷に合わせたサイレンにつきましては、サイレンだけをお聞きになられた方が、火災や災害と間違えられたりもしますので、慎重に検討しなければならないということから、これまで本町では、サイレンの吹鳴は行われませんでしたけども、今後いろいろな方面の方々の御意見もお聞きしまして、前向きに検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） 前向きに検討されるという言葉が出ましたので、これは、そういういろんな方が、私だけでなく、いろんな方が、もしサイレン吹鳴したほうがいいですよというような方がありましたら、またゆっくり考えていただけると、聞こえたと思いますので、ゆっくり、周辺自治体もやられておりますので、ぜひお願いします。

結局、どうして田布施がやってないかなというのは、普通に素朴に思ったんですけど、誰のとき

からないとか、多分恐らくそういう責任者の方も引退されて、相当昔の話と思います。

恐らくやったんじゃないかと思うんですけど、そもそも論で、サイレンなぜするのかなって思ってたんですけど、昭和28年まで、アメリカに日本の国土は占領されていた状態で、勝手に日の丸とかも掲揚したらいけないみたいなのを、朝ドラとかで、ジープが来て下ろすのを見たことがあったので、大変そういう時代があったんじゃないかなと思うんですけど。

サイレンとか、恐らく昭和28年ぐらいから占領が終わったので、皆さんが独立だという意味で、し始めたんじゃないかなというのは、私の感覚なんですけど、その後やっぱりうるさいぞとかいう感じのことで、サイレンをやめたりとか、田布施も恐らくそのとき一斉にやった、1つでやったんじゃないかと思うんですけど、もちろんもう調べるすべもないぐらいの昔になるので、何とかですけど、サイレンうるさいということで、思われるという、人にもよるとは思いますが、御考慮されてはと思います。

あとは、あんまりどうこう聞くあれでございませんで、前向きということでございませんで、またもう一回聞いてもよろしいですけど、単純にそういう苦情もあるのかも分かりません、また聞くなんで、前向きということで、もう一回ですけど、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 前向きと申しましたら、私の思いとして、慰霊祭とか、遺族会の方々も高齢化されてきておりますし、やっぱりなかなかそういった、昔は慰霊祭とかありましたんで、いろいろ機会があったんですが、それもなかなか開催しにくいということで、各地域であったのが、町1か所しかない。それもやっぱりお世話する方が本当に高齢化されてきて、今後、私が思うんですが、そういったことが、全然忘れられてしまうんじゃないかなという思いが少しあるもんですから、そうすると、やっぱり黙祷するというのが、サイレン鳴らすことに、あまり意味がないような気がするんですが、みんなで一緒に同じ時間に黙祷するということに意味があると思いますので、今日も、東日本の大震災の黙祷しますけども、そうしたタイミングというんでしょうか、私の思いとしては、今、戦没者追悼式がありますので、日本国民全員が黙祷するというタイミングで、一応、合図としてサイレンが、お願いはしておりますけども、サイレンが、昔は各ボタンで押してたんです。

だから6か所あれば、6人が一斉に押さない限り鳴らなかつたんです。今はもう機械ですから、自動的にセットして勝手に機械が鳴らしてくれますので、セットさえしとけば鳴らないということはありませんので、そういうことがありますので、今後のそうしたことを忘れないようにということで、引き継いでいくためにも、そうしたことが必要じゃないかなと、私はちょっと思うもんです

から、いろんな方面の方々、遺族会とか、そういった方々の御意見をお聞きしながら、また議会とも御相談をして、やる時にはちゃんと周知をして、これまでやられておりませんでしたので、何かいという話になってもいけませんので、そういったことは、いろいろお聞きして、どうでしょうかという御提案はさせてもらいたいな、今、個人的には思っている状況で、そういう表現を使わせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 河内議員。

○議員（8番 河内 賀寿議員） すぐかどうか分かりませんが、そういう感じのことを真摯に受け止められて考えておられますので、ぜひ、他方面の方の御意見も聞かれながら、やっていただければというぐらいの気持ちでございます。

これは、本当、心情的な問題でございますので、ぜひよろしくお願いします。

ということで、3問の質問でございますが、どうもありがとうございます。終わります。河内でございます。終わりました。

○議長（南 一成議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） おはようございます。それでは一問一答で3問御質問いたします。

最初に、来年度教育方針について、鳥枝教育長に御質問いたします。

田布施町は教育の町とよく言われております。教育というと学校教育での学習指導を思い浮かべます。社会教育の地域との関わりを通じて生きる知恵を学ぶのも大切ではないでしょうか。

コロナ禍前は田布施学園構想、地域教育ネット、コミュニティ・スクールなど盛んに行われておりましたが、コロナ禍4年間、3年間、この間ちょっと途切れております。来年度はどのようにされるのか。

また、子どもたちに生きる力を育む取組をしてはどうでしょうか。環境教育、防災教育などしてはどうでしょうか。

また国連の教育科学文化機関のユネスコは、生徒の学校でのスマートフォンの使用を禁止するよう呼びかけ、スマートフォンが学習活動を妨げる可能性があるかと警告しております。町のデジタル推進教育の今後の取組はどうなのか、御質問いたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、田布施町の教育方針に関する御質問にお答えいたします。

今日、技術革新の進展やグローバル化、少子化や人口減少が進行するなど、私たちを取り巻く社

会環境は急激に変化し、予測困難な時代になってきたと言われております。

次代を担う子どもたちには、自らが主体的に判断し、他者と協働しながら、新たな価値を創造するとともに、自らが地域や社会の担い手となり、持続可能な社会を発展させていく力が求められているところであります。

こうした中、教育委員会におきましては、昨年、新たな教育指針となる田布施町教育振興基本計画を策定いたしました。

この基本計画におきましては、新たな教育目標を、将来の予測が困難な時期にあっても、子どもたち一人一人が夢や志を持ち、多様な人々と協働しながら、自らの将来や社会を力強く切り開いていくとともに、ふるさとを愛し、未来のつくり手となる子どもの育成を目指して、郷土を愛し、夢と志を持って自ら学び続ける人づくりとしたところであります。

また、これからの学校におきましては、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学び、これを一体的に実現するという令和の日本型学校教育を推進し知・徳・体の調和の取れた生きる力を育んでいくことが重要であると考えております。

また、議員、御指摘のように、子どもたちの生きる力を育むことは、学校教育だけでは実現できるものではなく、これまで以上に学校・家庭・地域が連携、協働した教育を充実させていくことが必要となります。

コロナ禍も5類に移行になり、コミュニティ・スクールを今後、核として、地域教育ネットの仕組みを生かして、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく取組を、工夫、充実してまいりたいと考えております。

具体的には、学校や地域、関係機関等と連携した体験を通して、多様な他者との協働的な学びが得られるよう、中学生ボランティア活動の拡充を図ってまいります。

また、新たに小中学校が連携して災害発生や不審者対応を想定した引渡し訓練の実施や、郊外において児童生徒が交流しながら、防災等についてリアルな体験を通して学ぶ活動を検討しているところであります。

こうした活動を広げていき、子どもたちを地域で見守り、地域で育てる取組を充実させ、本町の教育の特色の1つにしたいと考えております。

次に教育の情報化に関するお尋ねですが、教育委員会におきましては、GIGAスクール構想の下、1人1台タブレット端末をはじめ、高速ネットワーク環境や大型モニターなどを整備し、これらのICT環境を効果的に活用して、教育活動の一層の充実を図るとともに、デジタル人材の育成や教員のICT活動指導力の向上に取り組んでいるところであります。

なお、インターネットの普及等により、スマートフォンを所持する児童生徒が多くなっておりませんが、学校内での使用は認めておりません。

一方で、休日や家庭におけるスマートフォン等の利用の仕方は、全国的に大きな問題となっております。

議員、御指摘のように、国連のユネスコは、子どもがスマートフォンなどを過度に使用することにより、精神状態に悪影響や学力低下を及ぼしかねないとの警鐘を鳴らしております。

また、インターネット環境の下で、スマートフォン等によるSNSやゲームに依存してしまうなどの健康上の問題や、有害・不適切なサイトへのアクセス、うわさや誹謗中傷の書き込みなど、ネットトラブルも生じてきております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の端末の活用を前提とした情報モラルを育成していくことが、ますます重要になっていると考えておりまして、県警や関係業者とも協働し、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした情報モラルに関する学習や各種研修等を通して、指導、啓発に努めてまいります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

この中で環境教育、これも大事だと思っております。中でも、自然体験、あと生物、樹木、そういったところ、学校から一歩外へ出て、地域を観察するとか、そういったものも大事と思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 環境教育につきましては、非常に幅が広いところですが、今、一昨年ぐらいから取組を行っているのは、各学校とも、持続可能な社会の実現を目指して、SDGsということで、それぞれの児童生徒が興味関心を持つ取組を、特に校外に出て活動するという取組をしております。

例えば、ごみの問題であったり、あるいは温暖化の問題であったり、そういったことを、個人及び学級全体での共同のテーマとして、特別な総合的な学習の時間に、その活動をしており、それをいろんな会に、取りまとめて発表して共有するという、そういう取組をしているところでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ぜひとも、一歩外に出て、いろいろ取り組んでいただきたいと思います。

あと防災教育、先ほどお話ありましたけども、保健センター、防災センターできておりますけども、ここを利用して、例えば防災キャンプとか、こういった取組をやったらいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、御提案のありましたことにつきまして、特に、小学校の相互の交流と、それから郊外での体験を通じて、そういった災害対応について学ぶ企画を、今しております、来年度、全てというわけにはできないかも分かりませんが、計画をしております。

具体的には、まだ決まっておりますが、1泊というのは、なかなかハードルが高いところがございますが、保健センター、またはスポーツセンター等通じて、テントを、簡易のテントを活用して、それをつくったり、あるいは収納したりする。

また防災士の方もおられますので、防災に関する学習を実際に見聞きしたりする、そういう活動を計画してまいりたいというふうに考えております。

まだ実施の時期がちょっと難しいかなと思っておりますが、何とか実現でき、それを広めていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ぜひともやっていただきたいと思います。

昔でいうと、キャンプというたら、例えば馬島へ行ってキャンプしたり、昔はいろんなところでキャンプ場があって、炊飯したり、そういったことを行っておりましたけども、今頃はああいったのは難しいんですかね。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御提案がありました野外体験学習というのも、非常に大切ではないかなと思っております。

ただ、施設的なものとか、人数的な受入れの状況とかありますので、全ての子どもにとってというわけには、なかなかいかないと思いますけれども、せっかく馬島の優れた環境等もありますので、その辺りをいろんな取組の中で活用することを、学校教育の中では、考えていきたいなと思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ぜひ実現してもらいたいと思っておりますが、私たちが小学校、中学校の頃は、大島青年の家ですか、カッター訓練とか、ああいった、鍛えられるというか、そういったことを学んで、体で覚えて、すごく役に立ったと今、思っております。最近そういった青年

の家とか、あんな活動というか、教育とか、やっておられますか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、小学校のほうでございますが、小学校は由宇のほうの県立の宿泊施設のほうに、単独校ではなくて、連携した学校で、5年生が参加して、実際に宿泊を伴いながら、いわゆるカレーライスを共同して作っていくという取組を続けております。

それから、中学校につきましては、議員さん、御指摘のように、以前は周防大島のほうで Cutter 訓練とかやっておりましたが、最近というか、もう10年ぐらい前から、だんだん社会教育施設が少なくなってきておりまして、それを受ける施設が十分なくなってきました。

それで、周防大島のほうから長門のほうの宿泊所のほうへ行って、同じように宿泊訓練をしておりました。

ただ距離的に、田布施のほうからそこまで行くということが、非常に負担にもなりますし、時間も要するし、費用もかなりかかるということで、今それを見直して、近隣でやれる野外活動へと取組を変えてきております。

対象は中学校の1年生の段階で、それをずっとやっておりました。ただ、確かに、修学旅行と並んでCutter訓練は、非常に思い出に残っているという方が、多いわけですが、なかなか安全上のことも、それから運営上のことも難しい点が、今出てきて、多くのところでは、何か見直して、それに代わる、心に残る体験活動をとということで、企画をされておられる学校が増えてきているというふうに考えております。

田布施町でも、中学校と相談しながら、何か思い出に残るような体験ができるということを工夫しながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

あと、先ほどの情報モラル教育の話が出ましたけれども、具体的にはこういったことを教育されておられますか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 情報モラルにつきましては、非常に今幅が広がっております。

それから、対象ごとに、やっぱり研修、理解を深める内容が様々になってきていると思います。特に、学校の中で今取り組まれているのは、スマホ教室とか、安全教室とかいう名前で、業者の方に実際に来ていただいて、スマホのフィルタリングの仕方であるとか、利用の仕方であるとか、安易な利用が、その後どのように被害とか、波及していくかというようなことについて、専門家を招

いて、教員と、それから児童生徒と、場合によっては、保護者も入っていただいて、その内容について学習をしておるところです。

また、一般の人権学習講座においても、そういったスマホ、SNSとか、その使い方とか、その怖さと、便利さ、この両方があるということについて、十分理解をしながら、有効に活用していきける力をつけております。

特に、学校において今大きな課題になっておりますのは、自分でコントロール力を身につけさせるには、どうしたらいいかというのが、非常に大きな課題になっています。

発達段階といいますか、学年に応じて、自分で制御できない、自己コントロール力、これを身につけさせるためにはどうしたらいいかということが、今大きな、どこの学校でも課題だろうと思います。

学校によっては、児童会、生徒会などが中心となって一斉にみんなで取り組もうというような取組もあります。町内ではノーメディアデーとか、そういったものを統一して、その日は一斉に活用を控える取組をしようというような申合せをした取組もあります。

ただ、技術の進歩が非常に著しくて、スマートフォン自体の活用できるスキルを日々というか、年々アップしていかないと、なかなか対応できていないという現実があります。そういったところもやっぱり専門家の方に来ていただいたりしないと、かなり古いイメージで勉強しておると、なかなか対応が遅れてしまうというような課題もあるというふうに考えています。それらの課題にどう対応していくかということと、これから課題として取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） これはなかなか難しい問題ですね。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど中学校のボランティアという話がございました。東田布施のコスモスまつりの前のコスモス作業、よく中学生のボランティア部が来て、草引きしたり、いろいろされておられます。これは大変素晴らしいことだと思っております。中学校に限らず小学校もごみ拾いとか、いろんな分野で屋外に出て取り組んでいただきたいと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 中学校のほうは中学生ボランティアということで、中学生に限ってのボランティア活動を一昨年から始めたところです。たくまるボランティアといって、ボランティアのジャケットも着て、子どもたちが希望するところへ活動に出ていっております。

昨日も、今紹介のあった東のほうの公民館でコスモス畑ですか、ここを作業に1人の女の子が中

学生が参加して一人で活動しておりました。これまでは、それぞれの校区で活動があるときには参加しておりましたが、今は校区を越えて、その女の子もそうでしたけれども、ほかの校区から東の公民館の地域に行って活動するというふうに、どんどん活動が広がってきております。私も中学校に在籍をしていたときには、テスト期間とか、そういったところは一切中止をして活動しない、勉強に専念するよという取組でしたけど、今はそれぞれ合わせて興味関心があるものについては、期間中でも自分の都合がつけば、出て行って活動するという生徒が非常に増えてきたことをうれしく思っています。

一方で、御指摘のありました小学生につきましても、まず昨年度からお願いをしておりますのは、詩情公園のボランティアが毎月1回ございます。ここにできるだけ参加をしてほしいということをして小学校のほうには呼びかけておりますが、なかなか小学生のほうは、自転車で自由に移動するということできませんので、保護者の方の送迎になる方もおられます。それは無理のない範囲で活動していき、将来的には身近なところで参加できる場が機会があれば、そちらのほうへどんどん参加していてももらいたいなと思っています。

なお、桜まつりとか、そういう町の大きなイベントでは、今御指摘のように、小学生がゴミを拾ったり、集めたり、そういう活動を結構自主的にしているのを目にしてびっくりするようなところもあります。やっぱりこういうボランティア精神とか、人のために何か役立つという活動を、ぜひ地道に広げていきたいし、そのお手本となるのは、やっぱり大人の後ろ姿だろうと思っています。そういう後ろ姿を見ながら、そういう小中学生が活動してくれたらということを願っておるところです。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 桜まつりで小学生がいろいろボランティアをされておるといのは今初めて知ったわけですけども、地域の道打ちとか、そういったところも親子で小学生も出てくればいいんですけども、なかなか最近、子どもたち見かけないですね。祭りにしたって、ほぼ子どもを見ないような感じになってしまいました。その辺も学校のほうから、各地域のお祭りとか、イベントがあれば積極的に参加するように促してもらえば本当すごくいいと思いますが、その辺は可能なんでしょうか。学校から言うてもらうというのは。

○議長（南 一成議員） 鳥枝崎教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） もちろん可能でありますし、ぜひ地域と関わりを子どもたちの小さいときから持っていただきたいと。私としては、もっと若い保護者の方々にも一緒に参加していただく中で、つながりをつくっていただきたいなと思っています。できたらそれぞれ開催されるような

イベント等があれば、プレスというか、チラシをもらって、それを学校経由して子どもたちに配付するという方法もあると思いますので、そういう機会があればぜひ御連絡を頂けたらと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） ぜひとも実現したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、第２問に行きます。

中山間地域農業農村総合整備計画について御質問いたします。答弁者は東町長、お願いします。

中山間地域農業農村総合整備事業は、農業生産基盤整備事業と農村振興環境整備事業があります。要件には地域要件、規模要件、取組要件があり、地域要件の中の指定棚田地域は田布施町にあり、該当するのではないのでしょうか。

田布施町の棚田地域振興協議会、田布施町の中には１０か所の棚田、これが指定されております。この活動計画がございますが、この事業を活用するのか。また、棚田における水路の更新、担い手の確保、直売所など、どのような計画で進めるのか。また、柳井市の日積地域ではこの総合整備事業を活用した取組をしております。

以上、質問します。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

御質問の中山間地域農業農村総合整備事業は農林水産省の補助事業であり、農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤の整備と農村振興環境整備等を一体的に行う事業となっております。

この事業を実施できます地域は限定されており、自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とされております。

具体的には、５法指定地域——過疎法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法、そして棚田地域振興法による指定棚田地域や先ほどの５法指定地域に準ずる地域であって、市町村及び地域の現状に照らして地方農政局長が特に認めた地域とされております。

また、農業生産基盤整備事業を実施する地域に当たっては、林野率が５０％以上かつ傾斜１００分の１以上の農地面積が５０％以上を占める地域となっております。

本町は、棚田地域振興法の規定に基づき、令和２年５月に指定棚田地域に指定されましたので、都市型地域となっております旧麻郷村と都市計画用途区域以外においては、取り組むことが可能となっております。

この事業は、農業生産基盤整備事業として農業用排水路、農道整備、圃場整備、農地防災事業

などや、農村振興環境整備事業として農業集落道整備、営農飲雑用水整備、農業集落防災安全施設整備、生産・販売・交流等施設整備などを一体的に整備する必要があります。

本町においては、平成26年度から西山・潤田地区が準ずる地域と認められ、国営農地再編整備事業とセットで生活環境整備事業を実施いたしております。

この事業に取り組みますには、要件等もございますが、中山間地域農業農村総合整備計画を策定する必要があります。それには、整備する地区の地元の住民等の意向などが十分反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じること配慮された事業計画を策定しなければならないとされております。

現在のところ、田布施町の棚田地域振興協議会では、こうした活用に取り組む予定はございませんが、それぞれの地域で取り組むには、まず、地域で何をされたいのか、というものを明確にさせていただく必要がありますので、今後十分協議していただき、御相談していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

なかなか難しい計画だと思います。インターネットの中に、田布施町の指定棚田地域振興活動計画というのがございました。これが、計画期間が認定の月から令和7年の3月までとなっております。この認定の月というのがいつからなのか。先ほどありました令和2年度ですか、これから始まっているんですけども、この間にこの活動計画を実施するのか、ただの計画なのか、その辺どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、棚田指定地域につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、令和2年5月20日付で本町が認定されておりますので、それ以降の計画期間ということになっております。

これにつきましては、当然棚田、本町は5法に該当しておりませんでしたので、なかなか中山間の直接支払交付金制度がもらえなかったということがございますが、これが5法にプラスアルファされたということで、どうしてもやはり中山間で農業に取り組んでいる方の農業者に、できるだけ有利な形の中で進めたいということでございましたので、この活動計画をつくっております。議員がおっしゃられますような中山間総合とは少し違ったニュアンスで活動計画をつくっておりますので、令和7年3月以降、新たな計画を今後どうしていくのかというのは、今のところ、まだ国から指示がございませんので、またその指示を鑑みて、また計画を練り直したいというふうには考えて

おります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今、棚田地域は田布施町10か所あるんですけども、実際自分のところは棚田と認識しておられない方も、ひょっとしたらおってのかもしれませんが。というのが、一般的に棚田いうたら長門の油谷の棚田とか、あんなすごい景観のいいような棚田を皆さん想像されると思います。大波野上段地区に行っても、棚田ちゃあ棚田じゃけど、圃場整備して真四角な棚田なんですよね。これを見て、これが棚田ちゅうて思うかもしれませんが、今回は棚田指定されておりますけども、今、多面とか中山間とか、今回棚田とか、似たような施策がありますので、重複するところがあります。どこまで、どの分で活用できるのかちゅうのがちょっと分かんないですけども、その辺どうでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） いろいろと今言われました種類がございます。一つでいいますと、日本型直接支払制度の中に、今言いました多面的機能支払事業、また中山間総合整備事業、または環境直支等々いろいろとございます。本町、今言いました棚田指定されましたので、今10地域がそれぞれ活動しておるところでございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、本町19組織、実はございますが、平成29年に一本化しておるということで、当然これは会議をつくって、毎年総会をして、それぞれ皆さんが活動されていらっしゃいます。

中山間につきましては、それぞれが集落で一応協定を結んでいらっしゃいますので、集落ごとがそれぞれの計画を立てられまして本町に上がってきておるということでございますので、集落についても御承知しているというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 補助金で重複して、同じところで3つ、例えば重なったところありますよね。どれを使っているのかちゅうのがちょっと迷うところがあると思うんですよ。例えば多面で水路を直した。中山間でも直せるけども、ちょっとそこはどうなのかなとか、そういった迷われるときには、どれが最優先されるんですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、場所にもよるんでしょうけども、それぞれやっぱり協議会といえどそれぞれ地域の協定がございますので、そちらとしっかり話していただいて、どちらが優先なのか、前なのか、後なのかというのはしっかり調整していただきたいというふうに思いますし、も

しできなかったのであれば、町のほうにも御相談していただければというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） あと、今の計画の中に指定棚田地域振興活動の目標というのがございます。この中に棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮、また、自然環境の保全活用の中に「棚田地域は蜚等の貴重な生息場所となっており、こういった生物多様性を生かした、近隣小学生を中心に自然の触れ合いイベント、観察会を年１回以上開催」となっておりますが、この辺はただの計画ですか。実施されますか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これはあくまでも計画でございますので、指定に向けて書いたものでございますが、なかなかできていないというのが現状でございます。城南では、ホテルまつりがあります。ちょうど石の口でございます。石の口も当然、棚田指定に指定されておるということもございまして、また、次期の計画もあるんじゃないかというふうに思いますけど、できるだけ具体的にできる方向の計画を立てていきたいというふうに考えています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） また、「棚田を核とした棚田地域の振興」という中で「農村交流体験イベント、村祭りを年１回開催し、３００人の来訪者を確保する。棚田周辺の直売所、農家レストランにおいて年間２，０００万円の売上げを達成する」という計画なんですけども、その辺どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これも計画でございます。村祭りについては、小行司、実は村祭り、ございます。それを、一応視野に入れた中でこの計画を立てております。

農家レストランにつきましては、従来からいろいろな方がやりたいということも実はございました。しかし、なかなかこれハードルが実は高く、国庫補助が取れなかったという経緯もございまして、できるだけ農家レストランもできたらなというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（３番 西本 篤史議員） すばらしい計画ばかりなので、ぜひとも実現してもらいたいと思います。実際、田布施町の１０か所の棚田がありますから、町全体でこの棚田を利用した、例えば田布施のおいしい棚田米とか、こういったちょっと特色ある商品といいますかね、そういったのを田布施ブランドとして作って、それを交流館で売るとか、そういう方法もできると思うんですが、その辺、可能性はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 棚田ってある意味、独り歩きしております。例えば先ほど言われました長門のほう、また石川県のほう、あれはあくまでも環境省の中でつくっておると。これはあくまでも農林水産省のほうでございますので、そこら辺がなかなかちょっと皆さんのイメージの中で、棚田といったらすごいんだなというイメージはあるかというふうには思いますけども、これはあくまでも、いろんな施策の中で使える棚田というふうに理解していただければと思います。

今言われましたようなブランド米、ブランドでございます。これについては、いろんな議員からも実は、棚田以外でもありますけども、本町のブランドをどうだろうか、という御意見も頂いておりますので、今現在、国営圃場整備、第4コーナー実は回ってきております。それが完成すれば、当然のように本町においてはきれいな田園風景が広がるというふうに思っていますので、それに向けてブランド化に向けて、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今、圃場整備中なので、これ完成したら田布施町10か所まとめて、田布施の棚田米という、そういったブランド米を作っていただきたいと思います。

それでは、3問目に移りたいと思います。

少子化対策について、答弁者は東町長、お願いします。

2023年の国内出生数は過去最少の75万人でございました。山口県の出生数は8年連続の減少で過去最少の7,628人でございました。田布施町の出生数は何人であったのでしょうか。

そうした中、山口県は自治体の婚活支援を始めました。やまぐち結婚応援センターでAIマッチングシステムと婚活イベントを行っております。

企業も、福利厚生で企業専用のAIマッチングアプリを使って婚活支援を行っております。田布施町の来年度計画で自治体婚活支援はどのようにされるのか、御質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町の2023年、令和5年1月から12月までの出生数は51人という結果でございました。まだ確定しておりませんが、年度としても50人程度ということが見込まれております。

私はこれまで、第6次田布施町総合計画に掲げました「子どもたちの未来が輝くまちづくり」を具現化すべく、出産しやすい環境づくりや子育て支援の充実に努めてまいりました。

しかし、本町の人口ピラミッドでは、20歳から39歳までの人口が少なく、出生数も減少してきております。出産・育児世代に移住・定住してもらえるような施策も展開しておりますが、なか

なか人口減少の解決は見えてきておりません。

そうした中で、議員に御質問いただきましたとおり、山口県では、やまぐち結婚応援センターを拠点に、マッチングサポートや婚活イベント等を行っております。

本町におきましては、平成25年度に商工会と観光協会の主催により開催され、本町もサポートさせていただきまして、その後は1市4町で組織いたします柳井地区広域行政連絡協議会により、婚活イベントを持ち回りで開催してきており、令和6年度は本町と平生町で2回開催するという事になっております。

結婚を支援することは、出生数を増やすことに直接つながりますので、本町での開催に当たりましては、会話が楽しむマッチングの場となるように工夫をしてみたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

今年度の出生数、田布施町、50人程度ですか。昨年度が70人前後でしたかね。ますます悪くなる状況になっております。山口県の婚活イベント、この辺では柳井市、周南市、宇部市、いろんなところでやっております。

この間、宇部市の状況を見ましたら、応募定数がございまして、男性のほう、応募しようと思うたら定員でいっぱいじゃったと。女性のほうは空きがあると。そういうことでちょっと女性の参加が少ないなというのが感じました。

あとAI婚活アプリというのを、今は3分の1ぐらいは婚活アプリですか、これで結婚されておると聞いております。昔はお見合いとかで結婚された方が多いんですけども、最近若い人たちは婚活アプリで結婚される方が多いと聞いております。

柳井地域でされるということなんですけども、田布施・平生ですか、本町と平生町で来年度2回開催する予定となっておると今お聞きしましたが、内容的にはどんなことをされるんですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 前回、田布施町で開催したときは、馬島で開催したりとか、以前だとサリジェで開催したりとか、今回内容については、まだ決定してはおりません。これから検討していきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 山口県、ようやく自治体で婚活に本気になったという感じがいたします。それでもなかなか婚姻数増えないようなんですけども、田布施町も今、移住・定住対策いろいろされておられます。この辺も田布施も婚活イベントといいますか、もう少し取組を増やして

いったら私は本当感じておりますが、その辺どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 結婚までいくというのは、私の経験上照らしてもなかなか難しいということがあると思います。私自身の頃もそうだったんですけれども、家に帰っても結婚しろ結婚しろと言われて、職場に行ってもそういう方がいらっしゃって、どんどんプレッシャーがあって、もう結婚するかというような感じで、そんな状況でございました。婚活イベントといっても、その出会いから、ドライブに行くといっても、なかなかこの辺限られますし、会話をするといっても、ずっとしゃべっているわけにはいかない。そういうところ、本当に自分の経験上すごく難しいなと思って、イベントをいっぱいやったからといって、そうなるわけでもないですし、ぜひいいお知恵があったらお聞かせいただきたいと思います。すみません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） お気持ちはよく分かりました。

来年度から田布施町の公式LINEアカウント、できますよね。その中で婚活イベントはここにありますとか、そういった情報を発信したらいいかと思います。田布施町、平生町限らず、近隣の婚活イベントがあればその情報も載つけてやればいいと思いますけど、あんまりよその婚活イベントへ田布施町の方が行って、かえって人口が減ったんじゃないかなと思いますけども、それも配慮しながら情報発信したらいいかと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 公式LINEアプリについては、いろいろそういうことも踏まえて、いろいろ情報発信はしていきたいというふうには考えております。

今、柳井広域で取り組んでおります婚活イベントにつきましては、男性については広域の中の方に限るというふうにしておりまして、その辺もどうなのかなとは思いますが、一応人口の定住ということを踏まえて、そういうことをやっております。女性については、どこに住まわれているというのは限らないということにしております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） これから移住・定住、また人口増、この施策を田布施町として本気で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで休憩したいと思います。前の時計で25分から再開したいと思います。25分からスタートしますので、休憩したいと思います。

午前10時17分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を解きます。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、高月義夫議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは、3問質問いたします。一問一答形式で、答弁は東町長にお願いいたします。

まず一問目、地域防災への取組についてです。本日は、開会前、議長からお話ございました、未曾有の津波が襲った東日本大震災から丸13年になります。忘れる事のできない日であります。死者・行方不明者は2万2,318人。住宅の全壊・流失・半壊は合わせて40万6,067戸、まさしく未曾有の大震災であります。この中には消防団員、民生委員など最後まで救助に当たられ、亡くなられた方も多くいらっしゃいます。心より哀悼の意を表します。

そして、今年元旦、能登半島で震度7の地震が、正月を祝う家族を直撃しました。地震による災害は、現在の科学をもっても予測できない。241名の死者、安否不明者は9名であります。その多くは建物の倒壊による圧死と思われます。能登半島は古い家が多く、被害が大きかった輪島市の耐震化率は、22年度で46%と聞きます。耐震診断も近年、年数件程度にとどまっていたようであります。建物の倒壊は、そこに住む住人だけでなく、避難をする近隣の人の妨げになることが多くあります。

田布施町では、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムが策定され、取り組まれています。その中には財政的支援、普及啓発等、今年度の目標、昨年度までの実績が挙げられております。そこで質問いたします。

- 1、住宅耐震化の必要性をどのように捉えておられますか。
- 2、現在の田布施町の昭和56年以前の住宅の耐震化率は。
- 3、今年、耐震診断、耐震補強工事の補助金での件数は。
- 4、田布施町で想定されている最悪の災害及びその想定被害は。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1 点目の住宅の耐震性の必要についてでございますが、今年 1 月の能登半島地震をはじめ、熊本地震、東日本大震災など、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震や津波により、一度の災害で多くの人命が失われるなど、甚大な被害が発生しております。このような大地震等は、いつどこで発生してもおかしくない状況と感じております。特に、南海トラフ巨大地震については、切迫性が強く指摘されており、その被害は東日本大震災を上回ると想定されております。

また、今回の能登半島地震における死亡原因のほとんどが建物倒壊による圧死との報道を目にしますと、住宅の耐震化は非常に大切なものだというふうに感じております。

田布施町では、平成 20 年 3 月に、田布施町耐震改修促進計画を策定し、町内の地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された建物の耐震診断や、現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的にかつ計画的に進め、町内における建築物の耐震化の促進を呼びかけております。

次に、2 点目の昭和 56 年以前の住宅の耐震化率についてでございますが、昭和 56 年以前の住宅について、戸数は把握できておりますが、耐震化等に係るデータはございません。

ただし、全ての住宅で申し上げますと、耐震化率は、平成 15 年の宅地・土地統計調査では、59%となっております。

今後、令和 5 年の宅地・土地統計調査でも耐震化率を算定することといたしております。

次に、3 点目の今年度の耐震診断、耐震補強工事の補助件数でございますが、耐震診断は 3 件、耐震改修は 1 件で、当初の予定の募集件数となっております。

最後に、田布施町で想定される最悪の災害及びその想定被害についてでございます。

平成 29 年 1 月に策定しました田布施町業務継続計画、BCPと言われるものでございますが、本町で起こり得る大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型として、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、もう一つは周防高潮と呼ばれる高潮災害の 2 つといたしております。

その中で地震被害として最も大きいと予測されておりますのは、山口県東部から広島県との境界付近に震源を持つ、地震規模マグニチュード 7.2 の活断層による直下型地震、いわゆる大竹断層の被害を想定いたしております。

この災害に伴います町内の最大震度は 6 弱、人的被害では、死者が 6 人、負傷者数 88 人で、建物被害では、全壊棟数は 133 棟、半壊棟数は 1,055 棟となっております。

また、令和 4 年 2 月に策定いたしました田布施町国土強靱化計画では、田布施町に人的・建物被害が最も大きい地震として、山口県南東部に震源を持ちます、地震規模マグニチュード 6.7 の内陸

型地震の日積断層で、町内の最大震度は6弱、人的被害では、死者数7人、負傷者数103人、建物被害では全壊棟数184棟、半壊棟数1,157棟となっております。

これらのデータは、山口県が設置いたしました山口県地震防災対策推進検討委員会が、平成20年の3月に取りまとめた被害想定でございまして、県ではこれを令和6年度中に見直すと発表されておりますので、町といたしましても、県が示します最新のデータを基に、現在の状況等も十分把握しながら、防災対策を再検討したいと考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。それでは再質問いたします。

ただいま住宅の耐震化について、町としての見解を頂きました。圧死というのは、住宅の耐震性が低いということでの結果というふうに思うわけでございます。地域防災の基本は、地域住民の常日頃の防災への取組、地域の絆づくりが大切で、災害弱者を把握し、助け合っていくことが大切だと感じております。そして、ひとたび災害が起きたとき、いかに早く安全に避難できるかだろうと思うのです。大雨や台風など様々な災害がある中、事前に予測ができない大きな災害の一つが地震なのです。田布施町では、大きな被害が出た地震が、今までたまたまか、なかったのは幸いであります。

ただいま答弁されたように、地震もある程度の被害が想定されています。皆様御存じのように、日本にはそこらじゅうに断層帯が横たわっています。そして数ある中の断層帯でも、国が指定する最も危険性が高いSランクに指定された断層帯は、全国に31あります。そのうちの10分の1、3本が山口県に関係しています。

ちなみにSランクの断層帯が3本も関係している県は、山形県、新潟県、山口県の3県のみです。

断層帯は長い周期で地震が繰り返されます。山口県は地震が少ない県ではなく、これから大地震が起こってもおかしくない県だと認識する必要があるかと思います。

3本のSランク断層帯、どこにあるのかといえば、山口県西部を通る菊川断層、防府市南方沖から大分県国東半島北西部にかけ分布する周防灘断層帯、山口県では防府沖海底断層と呼ばれております。この2本は、山口県の被害想定にも評価されていますが、残りの1本が広島県江田島市沖から岩国市神代沖にかけ分布する安芸灘断層帯です。この断層帯はSランクでありながら、山口県の被害想定にはありません。この断層帯は、地震周期から考えて、いつ地震が起きてもおかしくない切迫した状況にあること、そして想定される地震の規模は、マグニチュード7.2というエネルギーを持った断層帯です。現在どうしても南海トラフ地震に注目されていますが、身近にも被害想定されていない危険な断層帯が潜んでいることを肝に銘じ、対策をされなければならないと思います。

こうしたことを踏まえて、いずれにしても地震はいつ起こるか分からないことを想定し、日常の対策の積み重ねが大切と感じますが、現在、町として大地震に対しての取組というのは、どういふうなことを想定されておられますでしょうか。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど町長答弁ございましたけど、今、田布施町で被害想定で大きいとしているのは、内陸型の大竹断層、または日積断層でございます。議員言われるように、Sクラスでいいますと、当然、南海トラフというのもございますが、安芸灘、伊予灘というのも、言われるとおり7.25。ただ、死者数、負傷者数、建物被害でいえば、大竹断層、また日積断層ほどの想定はされていないというところは事実でございます。ただ、南海トラフ、言われるように、ここ30年で70%か80%という、明日にでも来てもおかしくないような、今状況であるんだろうと思っています。

田布施町の防災対策、いろいろ取組させていただいていますけど、これをやったら必ず町民皆さんの命が全員助かるというもの、なかなかこの能登半島地震を見ても、何をやったらいいかというところは、本当難しいと思っています。ただ、やらないといけないのは、大地震であれば津波被害。これに対しては、麻郷地区また麻里府地区、また遡上してくる高塔のほうに限っても、やはり被害は及んでくると思っていますので、こういうところは、来年度また町との連携訓練、避難訓練もやっていきたいというふうに思っていますので、そういう取組をさせていただきたいと思いますし、日頃から備蓄品とか、先ほどおっしゃった災害弱者への対応、個別避難計画も含めて、少しずつでも前に進めながら町民一人一人の命を守ること、これをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ちょっと1点、今の安芸灘断層帯というのは、安芸灘・伊予の断層帯とは別な断層帯でございます。被害想定に多分出ていないので認識されていないんですけれども、本当間近にそういう大きな強い断層帯があるということ、今回山口県、見直しを図るということですので、新たに載ってくるのではないかというふうに思っておりますけれども、大変大きな地震が、しかも周期を既に超えて地震が起きていないということですので、非常に危険な状態ということ、それでSランクということでもあります。

さて、耐震化ということで話を切り替えますけれども、よく耐震化についてお聞きするのが、御年配の方は、わしは年じゃけえいつ亡くなってもええ、金もかかるし、家を強うすることは要らんということ、全国的によく聞く言葉でございます。ただ、自分の命だけで済む問題ではないという

ことをいろんな震災を通じて感じております。と申しますのは、震災の光景、思い出していただくとよく分かるんですけれども、災害の様子を伝える映像の中で、住宅が倒壊し道を塞いでいるという状況、映像というものを御覧になられたことがあろうかと思います。そういう住宅密集地でそういう状況になると、避難ということができなくなる、ということが一番大きな問題だというふうに私自身は感じております。特に、先ほども津波のお話がありました。津波の場合は、いち早く高台に避難するということが絶対条件でありますけれども、家が倒壊して避難通路が塞がれるということがあった場合には、避難することも逃げ遅れるということも考えられるわけでございます。救援物資等の搬入にも支障が起きるかもしれないということでもあります。今も地域をいろいろ挙げていただきました。そういった地域で特に道路の両側に家が立ち並んでいるところ、狭い通路、狭い道路のところというのは、そういうおそれが非常に高いのではないかなというふうに私自身は感じております。そういったところは特に耐震化が必要になってくるというふうに思うわけでありましてけれども、そういう地域を指定して、重点地域みたいなことで推進を図るというようなことも取り組む必要があろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今おっしゃいましたように、倒壊して道を塞ぐというのは、高知県ですかね、高知県の場合は10分ぐらいで何十メートルというのが来るということがありますので、本当に何分で逃げなきゃいけないというところで、道を塞ぐと。特に漁港とか海岸沿いの集落というのは、非常に狭いところに家が建っておりますから、町内でも麻里府とか、非常に道幅が狭いと。かつ倒れるということがあると避難ができないということになりますので、危険家屋ですかね、住まれていないような、地震でなくても倒れそうな家が道沿いにあるというのも本当に私も気になっております。ですから、そういったものを特定空家に指定して、地域として除去していくということが、これはお住まいになっていないわけですから、可能であると思いますし、特に麻里府、麻郷ですか、についてはそういった耐震化については呼びかけていきたいと思いますが、南海トラフの場合、やっぱり1時間か1時間半ぐらい程度かかりますので、能登を見ておりましたが、助けるのか、逃げるのかとか、東日本の津波が強烈でしたから、消防団員もすごく亡くなりましたので、今、消防団員も逃げなさいと、このラインからこっち行っちゃいけませんとなっておりますので、特にその辺の救助なのか、撤退するのか、その線引きが、6弱なのか、6強なのかで随分被害が変わってきますので、本町の場合6弱でございまして、その辺も想定しながら、やっぱり助けられる人は助けて、撤退するときはすぐ撤退するということ。ですから、それに伴う避難路というのは十分、1時間ぐらいあるなという中で考えていきたいなというふうに思いますが、やはり先ほど申し上げ

ましたが、3件ぐらいしか予算で見えておりませんので、その辺はもう少し重点的に呼びかけて増やしていきたいなという思いはございます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひともスムーズな避難、南海トラフの場合はそれだけ時間の猶予というものがございます。ただ先ほど言ったように被害想定がされていない大きな断層、強い断層帯というのが間近にございますので、到達時間、もし津波が起きた場合は、それよりも早く到達するということが考えられるわけでございます。そういった面でしっかりと検討をお願いしたいというふうに思います。

実は、滋賀県にあります全国市町村国際文化研修所で、職員や議員向けの防災関連の講師をしてくださっております、跡見学園女子大学の観光コミュニティ学部教授、一般社団法人福祉防災コミュニティ協会代表理事である鍵屋一先生がいらっしゃいまして、今年1月、この1月に東京でお会いしたときに、重たい問題を突きつけられたといえますか、課題を投げかけられました。それは、「君たち議員や行政は、耐震補強に自己負担が出せない者は死んでもよいと思っているのか」ということでございます。これは、本当に深く突き刺さるものがございました。先ほども昭和56年以前の家という対象がありましたけれども、その56年以前は、当時の基準法を守って家を建てても、現在の基準法上といえますか、耐震性がない家というふうに判断されます。そういった家にお住まいの方、特に気をつけなければいけないのは、倒壊のおそれがあると。耐震診断してみなければ分かりませんが、そういうおそれがあるわけでございます。そうしたときに改修をするのに、田布施町は補助率80%、上限100万円までの補助というのを、多分かなり、金額としては高い金額であろうかと思うわけでございますけれども、それでもやはり自己負担というものは必要になってくるわけでございます。そういった面でどう考えるべきかということ、これは本当に重たい課題なわけですが、そういったことも踏まえて、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思うわけでございます。ひとたび大きな地震が起こりますと、そういう被害、先ほどの被害想定でも6名、7名という死者というのが想定されております。尊い命でございます。そういったことがないようにするにはどうすればいいのかということ、しっかりと検討していただきたいというふうに思うわけでございます。

先ほど、南海トラフで高知県の様子というものもお話しいただきました。高知県の黒潮町では、砂浜美術館といって、砂浜にアート展をやられて有名になられたところでもありますけれども、現在、南海トラフ地震が発生した8分後には津波が到達する。しかも高さが34.4メートルという途方もない大津波の予測が出ております。その黒潮町が、今耐震化というものを物すごい勢いで取り組ま

れております。なぜなのかな、大津波が襲うのに、何で耐震化が必要なのかなということを、私自身はちょっと思うこともございました。それは、一秒でも早く避難をすることが、生きるということにつながっていくということだからということでもあります。だから耐震化と同時に、避難通路側に出入り口がない家にはドアをつけて、すぐに通路に避難できるようなことも同時に行われております。そして、こちらは耐震補強工事補助金額が125万円、それとは別に、耐震補強の設計に対して上限30万円の自己負担なしで工事ができるように取り組まれている。ともかく全員が生きて避難するんだというところを、町が姿勢を見せているということだというふうに思っております。そういった取組をされている、目の前に南海トラフ地震というのが迫っている、ということでの対策だというふうに思うわけでございますけれども、1万人余りの決して大きな町ではないんですが、そういうことをしっかり取り組まれている町もあるということでもあります。ぜひとも、こういう大きな災害で人が亡くならない方策というものを、できる限りのところを考えていただきたいというふうに思っております。

阪神・淡路大震災というものも今から29年前にありました。そこでこの耐震化ということの必要性というものが出てまいったわけでございます。そういう意味で基準が変わり、昭和56年から新しい新基準ということになって、家の強化というものがなされたわけでございます。そういった意味でも、しっかりと行っていただくということをお願いしたいというふうに思います。

それでは、田布施町の住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、2023年度の取組を、今現在行われております。昨年は防災フェスタが開催され、一部の地域では避難訓練が行われました。本来はどの地域も自主防災組織が中心となって避難訓練を行うべきだと思います。来年度は津波の危険がある地域で避難訓練ということも今お話がございました。そのほかの地域というのは、計画的にはどのように今お考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほどお伝えしたとおり、来年度は、今議員言われるように、麻里府地域、麻郷地域を町との避難連携訓練という形でいろいろさせていただきたいと思っています。

その他の地域については、本当は全域で来年度やりたいと思っていたんですが、城南、麻里府と麻郷と、なかなか災害の状況の想定が違いますので、また順次、それぞれの自主防災組織、来年度、自主防災組織の連絡協議会というのを立ち上げようと思っていますので、その協議会の中で、順次やっていきたいというふうなことは、お伝えして決めていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 協議会をつくられるということでございます。防災というのは、

常日頃の意識、避難訓練にしても、そういう情報がどんどん入ってくるということで、意識が高まるものだというふうに思っております。このアクションプログラムにも、町民への周知啓発が挙げられています。そのような広報紙、ホームページに耐震改修の必要性や補助制度等を掲載、町民を対象に耐震化促進に関する説明会及び相談会を行うというふうに今年度の計画ではなっております。本年こういうことをどういうふうに取り組まれたか、教えていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 今年度に関しましては、コロナ禍の関係で無人ブース、役場玄関前のほうでチラシ等を配付しております。

また、ホームページ等で掲載をさせていただきました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ホームページに掲載するのは補助金のご関係でございますね。ではなくて、やはりそういう必要性というものをしっかり認知していただくということが大切だと思います。説明会、相談会は非常にいいことだというふうに思います。あらゆる機会を通じて、そういう防災意識を高めるということにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

避難訓練、先ほども出ましたけれども、教育長からの答弁にも先ほどございました。平時・災害時の小中学生の地域との関わり、また防災も同じでございますけれども、そういったことも踏まえて、地元小中学生、また高校生も入ると非常にいいと思いますけれども、共に炊き出しというのは非常にハードルが高うございますので、非常食をどういうふうに、どういうふうな非常食があるのかとか、生きるすべ、そういったものを共に地域の方と一緒に学べる、そういった機会もぜひつくっていただきたいというふうに思っております。

中学校のときかな、飯ごう炊さん、飯ごうで御飯を炊くということもやっておりましたけれども、そういったいろんな経験を通して生きる力というものを植え付けるというのも、また社会教育であろうかというふうに思っております。地域の方と一緒に行動を取る、また、いろんな支援も同じだと思うんですけれども、していくという機会をぜひつくっていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。先ほど申しましたように、各地域の防災会とお話をしながら、やっぱり被害想定がかなり違うわけです。内陸のほうは津波がありませんので、地震が来たら起こった後に避難するわけですから、避難というか、安全なところにおけるための訓練。海岸沿いは、やっぱり津波というものが来ますので、逃げなきゃいけない。だから訓練の内容が全く

違うわけでございまして、その辺を徹底させるためにも、津波による災害を先にやりますのは、避難行動を地域としてやっていただくという行動が入りますので、一回それはちゃんとやらせていただくということで、万全に町のほうも一緒に訓練させていただくということで考えております。

内陸のほうにつきましては、やっぱり考え方が違いますので、建物から出て、安全な場所と申しましょうか、身を守るということを徹底をして、その後やっぱりどうしても、たまたまかも分かりませんが、1月、2月とか寒い雪が降るような時期に、マイナス2度とかいうところで、夜家に入れないということが起こってきますので、内陸、沿岸の方も一緒に、そうした家に入れない、避難所も入れない、避難所も耐震がないというようなときは、やっぱり外でとか、どこか安全なところで、ということがありますので、どこが安全だろうとかいうのを地域で、新しい耐震化されている家もたくさんあるわけですから、そういった方が地域で受け入れるとか、いうことも必要じゃないかと思えますし、私の家も危ないところと危なくないところがありまして、最近建てた平屋のところは多分大丈夫なんです。そこは住んでいないんですね。危ないところにまだ住んでおりますので、多分崩れたら死んでしまうかも知れませんが、最近はそのほうへ住んじょこうとかいうのを家族でも、リスクがあるところへわざわざ住んでもええから、狭いけどそういった安全なところに住もうとか、そうした各個人・家庭で自分の家とか地域で見ていただいて、ここは危険よとか、裏山が崩れてくるんじゃないとか、その辺をよく地域・家族で確認して、自分で身を守れる手段があれば各個人家庭でやっていただいて、かつ町の行政のほうもそういったものを支援して、一緒に命を守っていくということになろうかと思えますので、大変難しいんですけども、一個一個できることからやっていこうと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひとも周知のほうをよろしくお願いいたします。

あともう一点、地域防災計画、今見直しを図られておると思います。現在の状況をお聞かせいただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 地域防災計画については、数年来、防災会議というのを田布施町、開催してなくて、今月末に地域防災計画の見直しをさせていただきたいと思っています。また南海トラフ等の見直しもありますんで、またその都度その都度、地域防災計画、また種々計画ございまして、見直しのほうはさせていただきたいと思っています。

すいません。先ほど学校との防災教育というところの話、町長答えていただきましたけど、先日、

非常食を小学校の生徒と保護者に配って、そのときに防災のチラシ等もお配りをしております。また、先ほど言いましたように、自主防災組織の連絡協議会を立ち上げますので、学校との関わりについても、防災教育、また少し検討させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひそういうふうな取組をお願いしたいと思います。ともかく周知ということをお願いしたいと思います。

それでは2問目に移ります。東町町長に答弁をお願いいたします。

このたびの地域公共交通計画案についてです。

田布施町地域公共交通計画（案）のパブリックコメントが行われました。令和10年までの計画です。今から5か年の計画ではありますが、田布施町の交通網、生活の足を確保する大切な第一歩です。

当初パブリックコメントで質問を出そうかとも思いましたが、殊のほか分からない点も多く、一般質問で行うこととしました。細かいところは後の再質問で行うとして、根幹をなす考え方について問います。

計画案は69ページにまとめられています。概況から各交通機関別の実績分析、アンケート調査の取りまとめ、そして問題点までで全体の64%を占めます。残りの36%で基本理念や目標、将来像、令和10年までの数値目標が挙げられていますが、具体的なものは見当たりませんでした。そこで伺います。

- 1、地域公共交通計画、具体的な目玉は何かあるか。
- 2、この計画で現在の状況からの脱却を図る具体的方策は。
- 3、買い物送迎サービスを実際の利用者へアンケートは取ったか。
- 4、地域の支え合いによる買物送迎等、具体的な記述はないが、除外か。
- 5、計画の対象にスクールバスがあるが、一般公共交通に使えるか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

本町における地域公共交通は、計画策定の趣旨に記載しておりますとおり、鉄道、路線バス、デマンド型乗り合い交通、一般乗用タクシー、航路から構成されております。

近年、少子高齢化や自家用車中心の生活の定着に伴い、地域公共交通の利用者数が減少し、地域

公共交通を維持するため、自治体も補助金等により支援しておりますが、路線の廃止、減便といった地域公共交通のサービス低下が顕著になってきております。

一方で、高齢化に伴う免許返納者数の増加や、高校再編等の影響による通学ニーズの変化などを受け、自家用車を運転できない人に対する地域公共交通の果たすべき役割がより重要となっておると思います。

本町といたしましても、地域公共交通が持続可能なものとなるよう、株式会社バイタルリードから公共交通に関する専門的な知見やノウハウを提供していただき、公共交通施策のマスタープランとなる地域公共交通計画について、学識経験者である徳山工業高等専門学校の日山准教授の御意見も頂きながら、田布施町地域公共交通会議に諮り、策定を進めてきたところでございます。

現在、パブリックコメントも終了し、この3月中に計画を策定するため、最後となります田布施町地域公共交通会議の開催を予定をいたしております。

それでは、1点目の、今回の地域公共交通計画の具体的な目玉は何かがあるかについてでございますが、基本理念の田布施町の暮らしと利便性を支える持続可能な公共交通を目指すために、本町に合った交通施策を検討しており、本年1月に開催いたしました公共交通会議において、新たな輸送サービスの運行について提案をし、3月にこれから開催いたします会議において、より具体的な内容について御承認を頂き、国に事業申請をしたいというふうに考えております。

この国の事業の細かいことが、この2月の発表とされたことから、令和6年度当初予算には間に合わなかったことから、そうしたプランも計上いたしておりません。そのため、議員の皆様には改めて、新年度に入りまして早々に、新たなプランやその運行方法につきまして御説明をさせていただきたいと考えております。その後、6月議会に補正予算をお願いしたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

次に、2点目の、今回の計画で現在の状況からの脱却を図る具体的な方策はについてでございますが、現在、町内在住の65歳以上の方を対象に、買い物送迎サービス事業を行っております。登録者数は年々増加し、利用者数はコロナ前までとはいきませんが、令和2年度を底にその後、増加傾向にございます。本町の公共交通における現状と課題を踏まえ、さらなる支援サービスや交通手段の確保が必要と考えております。

本町における交通手段の確保として、高齢者のみの利用だけでなく、交通弱者または町民全体が自由に町内移動ができるよう、利便性とタクシー事業者との共存に向けた新たな運行体制の構築を考えております。

次に、3点目の買い物送迎サービスについての利用者へのアンケートは取ったかということでご

ざいますが、令和5年7月時点での買い物送迎サービスの登録者数160名を対象にいただき、アンケートを実施いたしました。回答率は45%で、72名の方から回答を頂いております。回答者の約80%が女性で、約77%が80歳以上という高齢の方でございます。

さらには、97%の方が免許を返納した、あるいはもともと車を持っていないという方で、世帯に車がないという方も約75%と高い数値となっております。

また、登録したが利用していないという方が52%を占めておりまして、その理由として、「予約が前日までしかできない」、「予約するのが面倒」、「便数が少ない」、「運賃が高い」などの回答が多く、特に予約に対する不安や苦手意識というものが非常に強いという結果が分かりました。

また、利用者の満足度につきましては、約88%の方が満足しているという回答を頂いております。

このアンケートの結果を踏まえ、登録者の意見や住民ニーズに沿った田布施町の実情に合った公共交通サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

4点目の、地域の支え合いによる買物送迎等具体的な記述はないが、除外したのかということでございますが、地域公共交通計画において、交通事業者やその他関係団体を含めた協議会の中で、公共交通の実態を調査し、本町の公共交通を取り巻く問題点を整理し、今後における取り組むべき課題を計画に反映した、町全体的な施策の計画といたしております。個別具体的な記載をしておりませんのは、時代の変化によって、計画の中身がいろいろ変わってくるということが予測されるため、柔軟な対応ができるようにしておるわけでございます。

具体的な施策などにつきましては、田布施町地域公共交通会議の中で、利用促進や公民館、商業施設、医療機関などと協働して、利用者に寄り添った移動環境など構築するためにも協議し、検討してまいりたいと考えております。

5点目の、計画対象にスクールバスがあるが、一般公共交通に使えるかについてでございますが、本町は現在、スクールバスを3台所有しておりまして、児童生徒の通学の送迎手段として運用しております。他市町においては、スクールバスを利用したサービスを実施されている自治体もあるようでございますが、本町におきましては、通学のみならず学校の行事などにも利用しておりまして、現在で活用は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいまの御説明にございました、この計画でございますけれども、アンケートには1,202部の回答が寄せられたというふうになって

おります。ただ、年齢構成が記載されておりません。どのような年齢の方が回答されたのかというのが明確に分かる資料がございませんでした。これ後日、後でも構いませんので、年齢層を公表していただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 年齢層につきましては、調べさせていただこうと思いますけども、一応性別でありますと、男性が4割、女性が約6割の方が御回答していただいております。

年齢別、ございます。19歳から29歳が6.7%、30代が5.6%、40代が10.7%、50代が13.3%、60代が19.5%、70代が26.7%、80代が17.4%でございます。60代以上の方が約64%の方が御回答いただいているということです。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。大体均等になっているなという印象でございました。

その中ではあるわけでございますけれども、1点気になったのが、交通弱者の方に対する記述というものが、ほとんどございませんでした。特に障がい者や妊婦さんという方に対する支援とか、そういったものも、ひとつ考慮の中に入れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員御指摘ありがとうございます。交通弱者という言葉でひとくくりにはいけないというふうに思います。先ほど町長が言いましたように、今月末に最後の地域公共交通会議がございます。障がい者、また小さなお子さん連れ、また妊婦の方という記述が実はございません。これも改めて協議させていただいて、反映したいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いいたします。全ての町民が対象ということでありました。その辺の配慮をひとつお願いしたいと思います。

詳細はまだこれから補助金とか、申請等々でいろいろ変わる流動的なものがあるということです。また出てから検討したいというふうに思っております。

それでは3問目、パブリックコメントについてです。答弁は東町長、お願いいたします。

昨年6月でパブリックコメントについて一般質問をいたしました。その折、様々な改善を求める、検討するという答弁がございました。ところが今回、田布施町第10次高齢者保健福祉計画、田布施町地域公共交通計画、第6期田布施町障がい者計画の3つの計画が出され、それぞれが閲覧場所、

期間など、本当にばらばらでございました。昨年6月の答弁で東町長より、実施期間については本来なら1か月、その辺を十分取れるように、スケジュール管理をつくることから、全体の計画を見るように指示したいという答弁がございました。さらに、閲覧場所についても分かりにくいので、庁舎玄関にパブリックコメントの要項と閲覧場所である担当窓口の表示などを提案いたしましたが、川添副町長より、できるところからやっていくという御答弁でございました。既に8か月経過していますが、その後の対応について問います。

1、いま一度パブリックコメントの意義について尋ねます。

2、できるところからやると言われたが、今回の3つのパブリックコメントについて、どのような点を注意して取り組まれたか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

1点目の御質問であります、パブリックコメントの意義についてでございます。

本町が基本的な施策を策定するときに、その趣旨、内容等を事前に公表し、政策形成過程における透明性、公平性の確保を図り、もって町民への説明責任を果たし、町民が町政へ参画することを推進することだというふうに思っております。

また、町民の多様な意見を考慮して施策を決定するため、寄せられた御意見に対しては、町の考え方を示し、必要に応じて計画に反映されるものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、計画によって、閲覧場所や期間がばらばらであるなど、現在の本町のパブリックコメント制度には課題もたくさんございます。私が申し上げまして、なかなかできておりませんので、この場を借りておわび申し上げて、今後しっかりやっていくということを御回答させていただきたいと思っております。

また、これまで、そのため課長会議を通じて、統一的なパブリックコメントの実施要領の策定や、また、余裕を持ったスケジュール管理についても指示をしているところでございますが、まだ整備できておりませんし、実現できておりませんので、次期パブリックコメントの実施時期までには、しっかりと整備をしたいというふうに思います。

また、庁舎1階の閲覧場所についてでございますが、庁内の1階は非常に手狭で、これから行います庁舎1階の改修工事の中で、税務課が移動しましたので、少しスペースができましたので、十分とはいきませんが、できるだけ待合スペースをつくりますので、その中にそうした閲覧場所を確保したいということで考えております。ありがとうございました。

2点目は、今回の3つの計画のパブリックコメントについて、どのような点を注意して取り組まれたかという御質問でございますが、計画ごとに具体的にお答えすることは難しいものでございますが、先ほど1点目の質問に通じるものでございますが、町民の方の多様な意見を反映させ、寄せられた御意見等を考慮して、施策等を決定することを目的に取り組んでおります。

また、提出された意見等の概要と、それに対する町の考え方も公表していきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいま御答弁の中に、1階庁舎に閲覧できる場所の設置をしていただくということで、非常にありがたく思います。せっかく、いろんな計画というものは、町民のためにいいものを、ということでの計画をそれぞれ立てられていると思うんですけれども、それを計画をまずつくって町民の方に見ていただく、そして、いろんな御意見を頂くということがパブリックコメント、先ほど町長からの答弁もございましたけれども、大切な目的だというふうに思っております。そうであれば、しっかり目のつくところに置くということが基本だというふうに思うわけでございます。

現在、ホームページにも新着情報で載せていただいておりますけれども、分かるように、どんどん次から次に新しい情報が入ると下へ下へ下りていって、欄外になってしまうというような状況でございます。目につかない状況になってくるということ。今度新しいホームページを検討されるということでございますので、そういったところも、ぜひ改善していただきたいというふうに思います。そういったことへしっかり取り組んでいただくということでございます。

あと、本日もいろいろ、公式LINEアカウントということでお話が出ております。そうしたところにも、やはりパブリックコメントというものの、情報として上げていただくということが大事なんだろうというふうに思います。特に若い方というのは、利用者が多いと思いますし、それを通じて、その場でダウンロードして読むことができる。そこから、そのまま意見が言えるというような流れになると、非常にいいのではないかなというふうに思うわけでございます。せっかく皆さんのためにつくった計画でございます。そういったものをしっかりと反映できるような方策というのを、ぜひともつくっていただきたいと思うわけでございますが、公式LINEアカウントというものは、まだこれからいろいろ変更というか、そういう訂正というのはできるものでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 令和6年度の予算にも計上しておりまして、先日デモンストレー

ションを見ていただいたと思うんですけれども、それに加えて、住民票の取得の申請とか、そうした機能の追加等は考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひいろんな手段を通じて、いろんな年齢層に届くようにしていただきたいというふうに思います。そういったことが一番肝腎なのだろうというふうに思うわけでございます。いろんな計画、これからもどんどん出てくると思います。そういった計画は皆さんに見ていただいて、御判断いただけるようなものに仕組みづくりとしてやっていただきたい。先ほど要綱を検討するというふうなお話もございました。ぜひ明文化していけば、各課での相違というものもなくなるのではないかな。今回も、この課はこれだけ期間があるからと思っていたら、ほかの課が違ったので、あれって焦るようなことになるわけでございます。そういった意味も含めて、しっかりと統一化を図っていただきたい、ルールをつくっていただきたい。前の質問のときにも申し上げたことでありますけれども、その辺をしっかりとやっていただきたいというふうに感じております。

今回3つの質問をいたしました。それぞれこれからの町の取組についての内容でございます。大事なこと、特に地域公共交通網、これからの皆さんが大変期待していらっしゃる、地域の方も併せて非常に期待していらっしゃるものでございます。今回、具体的内容というのが提示がございませんでしたので、地域の方への説明というのは、またこの後ということになってまいるわけでございますけれども、ぜひともいろんな方が利用しやすいようにお願いできたらというふうに思っております。

そういうことを要望いたしまして、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。午後1時より再開いたします。定刻までにまた御参集いただけたらと思います。よろしくお願いします。

午前11時21分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、瀬石公夫議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） それでは、通告に基づきまして、２件の質問を行います。質問方式はいずれも一問一答方式です。

質問事項１は、県東部の県立高等学校再編統合計画による田布施農工周辺の整備についてです。答弁は町長でお願いします。

質問要旨は、令和５年１２月に県東部の柳井高校、柳井商工、熊毛南、田布施農工、熊毛北の県立５高等学校を２校にする再編統合計画が正式に決まりました。新たな２校は、令和８年度に新生を迎えます。在学生、卒業生は大変寂しい思いではありますが、現実を受け止めざるを得ません。

普通と商業の２学科からなる新高校を柳井に、農業と工業、家庭の３学科の新高校を田布施農工に設けます。田布施農工には、柳井商工の工業と熊毛北の家庭が移ってきますので、生徒数は増えると思われます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

１、駅周辺の環境整備や防犯対策はどのように考えられておりますか。

２、トイレの改築、プラットフォームと電車乗降口の段差改修、駅周辺の駐車場整備の懸案事項等は進んでいますか。

３、キヨスクがなくなったが、それに代わる売店などの計画はどのようになっていますか。

４、豆尾第１踏切から田布施農工までの区間の町道は歩道もなく、一車線で狭小で通学には危険であります。拡幅計画はどのようになっていますか。

５、校舎の増築や土地の造成工事は行われるのでしょうか。その場合、周辺用地の買収はありますか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 失礼しました。お答えいたします。

まず１点目の御質問であります駅周辺の環境整備や防犯対策ですが、議員御指摘のとおり、再編整備後の田布施農工高校については、学科の新設等により生徒の増加が見込まれますので、まずもって通学の安全面に配慮する必要があると考えており、既に、町道駅南線は拡幅がほぼ完了しております。そして、豆尾第１踏切の拡幅につきましては、この３月１５日に工事が終わって通れると、拡幅ができるということと聞いております。また、駅から踏切までの歩道に外灯がないことから、今年度２か所、新たに設置することといたしております。

今後、田布施駅への防犯カメラの設置等につきましても、積極的に検討してまいりたいというふうに思います。

2点目は、トイレの改築、プラットフォームと電車乗降口の段差解消、駅周辺の駐車場設置等についての御質問でございます。

昨年の3月での御質問にお答えいたしました、トイレの改修は、できるだけ早い時期に整備したいというふうに考えておりましたが、その後、JRとの協議の中で、今後、駅舎をコンパクト化して建て替える計画がJRにあるという話でございまして、状況をお聞きしますと、トイレの改修もこれに併せざるを得ないという状況と考えております。

時期は、JR側から2028年から2032年までの間になるというふうに聞いております。町といたしましては、できるだけ早い時期にと要望をしておりますので、今後につきましても、粘り強く協議していきたいと思ひますし、併せてバリアフリーについても、JRと協議をしまひります。

また、駅周辺の駐車場につきましても、現在、候補地を検討しているところで、こちらにつきましても、できるだけ早く整備をしたいというふうに思ひます。

3点目のキヨスクに代わる売店などの計画でございしますが、最近、キヨスク跡を撤去する工事がJRで行われました。JRから跡地の利用計画はないように聞いております。これまでも、町の活性化やPRに資するコーナー等の設置がキヨスク跡にできないかということで、JRと協議をしてきた経緯もありますので、これにつきましても、今後、駅の改修計画に併せて、改めてJRと協議する場がありますので、十分協議をしまひりたいというふうに思ひます。

4点目の豆尾第1踏切から田布施農工高校までの区間の町道についてですが、道路沿いの住宅家屋補償等も伴いますことから、現在、具体的な計画は持っておりませんが、今後、検討はしまひります。

最後の5点目の御質問でございしますが、校舎の増築や土地の造成工事と買収計画についてでございしますが、今後、県の教育委員会が具体的な整備計画を検討される中で、町としても協力できることは積極的に協力してしまひたいと考えております。

以上でございします。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 昨年末から駅前の広場にイルミネーションが設置されております。議会でも報告がありました。

そして、先般もちょっとこの一般質問をするというので、現地にも行ってみました。そうすると、あそこに、たぶせルート8（エイト）7（セブン）、名所巡り、古墳巡りと町内の古墳や名所巡りの大きな看板があるわけなんです。ライオンズが設置されたものと思うんですが、そこに照明がない

わけです、夜。あそこに照明をつけられると、なお駅が明るくなっていいんじゃないかと、このように思っております。

そして、現場を見に行ったとき、やはりキヨスクの跡は、何か解体工事が進んで、全部平たくなっておりましたので、その辺は、先ほど言われましたように検討をお願いしたいということと、今のあの辺りの現場を確認していただいて、あの辺りをもうちょっと明るくするといいんじゃないかという気がします、その辺のお考えをお聞きできればと、このように思っております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。おっしゃいますように、やっぱり十分な明るい駅ということにはまだなっておりませんで、私も以前、農工の高校生と話すときに、駅が寂しいねという話がありましたので、イルミネーションもさせていただいて、農工高校のほうも、機械整備科のほうで協力をしてくれまして、町と一緒にしましょうということで、今年も少し農工高校のほうで技術も持っておられますので、教科の中で取り組まさせてもらうというお話も聞いておりますし、議員おっしゃいますように、やはりちょっと右側のほうに行くと真っ暗な状態になっておりますので、外灯は2か所整備しました。駅南線の歩道に。十分ではございませんが、取りあえず設置をさせていただこうというふうに思っております。

今後、キヨスク跡地の利用から、駅から農工高校の周辺については、もう1回、高校再編の計画がありますし、県のほうも、農工高校を残していただくということで御配慮いただきましたので、町のほうも、高校生が田布施の駅で寂しい思いをすることがないように、気をつけていきたいというふうに思いますし、また、地元周辺の自治会とも協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 先ほどのトイレの改修の件ですけど、あそこは駅の改修が予定されていると、相当先の駅の計画のようでしたが、トイレの利用者、特に女性の方から、清潔できれいなトイレの希望があるわけなんです。相当長い時間かかるようだったら、そのあたりも、町がやるんか、JRがやるのかは分かりませんが、ちょっとそのあたりを検討されたらどうかと思うんです。

私もこの間ちょうど、さっき言いましたように見に行って、トイレを使わせてもらいましたが、ちょっと寒々として、トイレトペーパーもないと。それはちょっと、置いておくと勝手に使われたり持って帰られるからかも、致し方ないかとも思いますが、大体、高速道路でも、いろんなスーパーなんかに行っても、大体トイレトペーパーがついているもので、そのあたりをJRと交渉してどうにかならないでしょうか。ちょっとお考えがあれば。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） トイレの改修につきましては、様々な議員さんのほうから、いろいろと御質問を頂いております。その中で御答弁させていただいておりますし、町長の２期目の公約でも実はございました。

トイレの改修につきましては、御承知のように、令和３年からＪＲと実は協議を進めてまいりました。町といたしましても、町が設置するというところで、いろいろ場所を検討してまいっております。

一番初めに候補が上がったところは、現在トイレの横に公衆電話がございます。そこをお借りして設置しようというふうに当初は考えておったんですが、ＪＲの中に跨線橋がございます。今後、その跨線橋も改修化するために、バックヤードとして使いたいということで、そこは残念ながら却下になったという経緯がございます。

それから、町の跨線橋の下に町の駐車場がございます。ちょっと一段下がったところ。そこでも実は検討はしたんですけども、やはり防犯上、なかなかちょっと影になってしまうということで、なかなか難しいということで断念をいたしました。そうした中で、ＪＲのほうから、駅舎についてはちょっとコンパクト化をしたいということがお話がございまして、そうだったんならば、駅の改修に併せて、トイレも新たに設置したいというふうに、今、考えております。

様々な御意見はあるというのは十分承知はしておりますが、できるだけコストを抑えながら、やはり皆さんに利用していただくようなトイレを造っていきたいというふうに考えております。

なかなかＪＲは厳しいとは分かっておりますけれども、毎年粘り強く協議をしておるところでございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） トイレを、今、駅舎を造り変えるからということで、先延ばしになるということで、それは致し方ないことかとも思いますが、今のトイレをちょっときれいにすることをＪＲとよく交渉していただきたいと。そして、昨年１２月に、サリジェで島田洋七さんのトークショーがあったわけです。そのとき、徳山から田布施駅までのローカル線に乗ったと。これはしょうがないことですけど、一つの駅の区間が長いから、本当に田布施に着くんだらうかと思って心配したが着いたと。全部言えば、東京だったら、電車に乗ったら次は１分ぐらいで着くから、次は原宿、渋谷と分かるけど不安だったという、まあそれは東京に住んどるんだから一緒にしてもろうちゃ困るわけで。

その中で、田布施に着くと階段があったと。さっき課長が言われた跨線橋のことでしょう。墓場

へ行くんじゃないかと思って、これは寂しかったと言われて。これ、町長もそのトークショーに出ておられたんで聞いちゃったと思う。うそも何にも言わん。よそのほうから来たら本当にびっくりするぐらいと思う。その辺もＪＲによく言われて、先ほどの２８年から３２年というのは、あまりにも時間がかかり過ぎるということで、そのあたりはどのように考えておられるかということと、そういうことと、本当のもっと詳しく、ＪＲの計画というものをちょっと教えていただきたい。駅舎の計画というものをもっと詳しく。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 段差等、バリアフリー化についても、多くの議員さんから御質問いただいております。できるだけ直したいというのは重々承知しておりますが、今のＪＲの見解からすると、今の特に電車が降りる段差については、確か平均で、ちょっと数字が定かじゃないので申し訳ない。３５センチか４２センチかちょっと忘れましたが、だったというふうに聞いております。それとあと、１日の乗降車数が３，０００人以上でないと、補助に乗れないということがございますので、もしやるとすれば、町単独でやっていくという形になろうかというふうに思いますので、今、先ほどから言っております駅庁舎の建て替えに併せて、できるところからやっていきたいというふうに思っております。

それから、駅庁舎でございます。これは昨年の１２月にＪＲと協議したときに、この話が実は出てまいりました。２０２８年から３２年の間で、一応、田布施町の駅舎が取壊しの計画に入っているということで、初めて聞きました。うちとしてもできるだけ、先ほど言いました町長の公約でもありますトイレの改修もありますので、一年でも早く改修をお願いしたいというレベルの今話をしております。

できるだけ本町といたしましても、ＪＲと粘り強く協議をして、一年でも早く取りかかっていただけようお願いしているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。ＪＲ、なかなか厳しいところで、私もＪＲの職員から言われた、田布施も１億円ぐらいの金は用意しちよけよと、冗談じゃないと返しましたが、負担金をくれと言われるんですが、頑張ってください。

それと、豆尾第１踏切から田布施農工までの町道には歩道がなく、冬の季節は日が早く暮れます。そうしたことで、通学が日没になることも多くて、黒い服で闇夜にカラス的な感じになって、私も夕方あそこよく通るんです。本当闇夜にカラスで、ここに学生がおったというように非常に危険なところでございます。

そういうことで、街路灯の設置、先ほど、拡幅は少し時間がかかる、家等があるから賠償問題があつて時間がかかるということですが、街路灯の設置や歩道の設置等はできないもんかと、これを先行して。なかなか先ほど言いましたように、冬なんかは相当、車で通ると、ここへ生徒がおられたんかというような危ないような感じなんで、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 歩道の経緯につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたし、沿線上に住居がありまして、なかなかちょっと今、歩道を設置するということは未定でございます。

街路灯のほうにつきましては、来年度に関しまして、駅南線のほうに2か所設置する予定でございしますが、現在のところ、農工から踏切までの間は、今のところ計画はございません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） なかなか難しいというような返事が来ようかと思ひまして、先般、この辺りから選出の県議とお話をする機会がありましたんで、県立高校じゃないかとこれは、それで再編してくるんじゃないから、県のほうの支援は頂けんのかと、私が言うのは街路灯と歩道設置ちゅうても道が狭いですから、課長の言うことはよく分かるんです。柳高のところは、それから白線を引いて、こっちグリーンの、ずっと塗っちゃるんです、白線のグリーン。そこを歩くようにしているから、歩道みたいに見えるようにしとると、そういうことがあるんで、このぐらいのことなら、県立高校であつて支援をしていただけんかと言うたら、乗り気みたいな言い方じゃったです。私は一般質問するが、役場がそれを頼みに来んちゅうことを、今、私がやれやれ言うてもしょうがないんで、よく一般質問しちよくからとまでは言っておりますんで、もしかあればお話に行かれて、柳高のところも見られて、街路灯も支援をしていただけるようだったら、早めにやられたほうがいいと思います。

生徒さんもちろんでしょうけど、あそこを使う一般町民、やはり危ない。今度、豆尾踏切が広がったから、相当解消はされたと思いますが、なかなか学生さんは黒い服を着ておられますんで、そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2は、公共下水道事業の進捗状況等についてお伺いいたします。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、公共下水道は生活環境の向上、すぐれた自然環境の保全や河川、海域など公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠な公共施設であり、地域住民の生活基盤の整備、充実になくてはならないものであります。

しかし、このところ一向に事業が進んでいない。町民の皆さんは、自分のところにはいつになったら下水道が来るのか不明で、水洗便所の設置や住宅の新築の計画が立たずに困っておられます。

そこで、下水道の事業計画及び進捗状況等についてお尋ねします。

1、下水道事業計画区域内の整備完了予定は、また、用途地域内の下水道整備はこれからどのように進められるのか。

2、田布施川流域下水道浄化センターの1日の処理能力は、また、現在の処理量は幾らか、これは何%の稼働率になるのか。

3、平均的な家庭での下水道の年間使用量は幾らぐらいか。また、合併浄化槽の年間維持管理費は幾らぐらいか。

4、用途地域内は都市計画税が賦課徴収されており、区域内の住民から下水道整備の要望があれば、優先的に早期整備する必要があると思うがいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

最初に、田布施町の公共下水道事業の概要及び現在置かれている状況を御説明したいと思います。

田布施町では、平成3年度から公共下水道事業を開始しており、当時の町内人口分布及び将来推計をベースに事業計画を作成し、都市計画審議会の審議・承認、そして、国及び県の認可を経て整備区域等を定めております。

しかしながら、現在の状況は下水道供用開始当時と比べ、全国的な少子高齢化や都市部への人口流出に伴い、当時の将来推計を上回る速さの人口減少傾向にあり、将来的な人口分布も変化してきております。

このような状況を受けて、国は平成26年に持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを作成し、污水处理の10年概成という方針を示しました。この概成という聞き慣れない言葉でございますが、国が申します概成と申しますのは、おおむね完成するということであると聞いております。

污水处理の10年概成とは、令和7年度末までに公共下水道や合併浄化槽の設置により、全国的に污水处理率を100%にしようとする污水处理事業を完了させるための時限つきの方針でございます。

この国の方針を基に、平成27年度に田布施町污水处理計画アクションプランを作成し、現在まで公共下水道の整備を行ってきたところでございます。

先ほど申し上げましたように、平成当初の人口分布や将来推計が大きく変わってきており、さらには、10年概成の期限を超えます令和8年度以降については、公共下水道整備に係る国庫補助事業やその補助割合について、現在、不透明となっております。

それでは、御質問のものにお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、下水道事業計画区域内の整備完了予定についてでございます。

下水道事業計画区域とは、田布施町内全域における居住人数分布から、公共下水道と合併浄化槽の設置に係る費用を比較し、公共下水道のほうが費用対効果にすぐれ、かつ、町内人口が減少傾向にある中においても、一定数の人口が居住すると判断された地域となります。

現在、下水道事業計画区域内の公共下水道は、約80%整備できている状況でございますが、整備完了時期については、まだ未定でございます。今後、事業計画区域内で新たに宅地が開発された場合で、かつ工事が容易に行える場合は、順次、管渠及び公共ますを設置していくことといたしております。

次に、用途地域内の下水道整備は、これからどのように進めるかということでございますが、本町のみならず、行政・住民双方の費用負担や社会情勢を鑑み、基本的には合併浄化槽の設置を含め、事業計画を縮小する方向で、再検討する時期に来ておるというふうに考えております。

公共下水道を整備するには多額の工事費用が必要であり、地形や工法等の条件によって異なりますが、1メートル当たり10万円から50万円ほどかかります。これは本管を延長する場合で積算したものであり、宅内引込みでの枝線や公共ます設置工事を含めると、さらに大きな費用がかかるものでございます。

この費用に対しては、主に国の補助や企業債の借入れで賄うこととなりますが、国庫補助につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和7年度末までは補助が適用されますが、それ以降については不透明な状況であり、企業債の借入れについては、将来にわたってこれを返済する必要があるため、長期に町の負担を要することとなります。

さらに、老朽化等に伴う修繕料を含めた費用の財源として、下水道使用料で賄う必要がございます。しかしながら、公共下水道を整備しても利用する方が少ない、あるいは将来的に人がいなくなる可能性がある地域については、かかる費用に対して、下水道使用料で採算が取れないというふうな可能性もございます。

下水道事業を開始した当初と現時点での人口分布並びに将来推計は大きく異なってきております。令和4年度に行った事業計画の見直しに係る調査では、令和27年度には、町内の人口が1万人ほどに減少する見通しとなっております。それに応じ、事業計画区域内の人口も減少していくと推計

しており、事業計画区域外の人口はさらに少なくなる見通しであり、公共下水道の拡大は、費用対効果に見合わないものと考えます。

また、地形や水道管等の公共設備設置状況などにより、事業計画区域に含まれながらも整備が困難と判断される場合もあります。現実的に可能かどうか精査をして、整備を行っていく必要があるというふうに考えます。

続きまして、2点目の田布施川流域下水道浄化センターの1日の処理能力は、また現在の処理量は幾らか、これは何%の稼働率かという御質問でございます。

田布施川流域下水道浄化センターは、田布施・平生双方の汚水を処理する流末施設でありまして、1日の最大処理能力は9,200立米となっております。田布施町からの年間流入水量は約64万5,000立米と見込んでおり、1日平均では約1,800立米弱の処理となっております。

また、平生町からの流入量と合わせると、年間で約125万7,000立米、1日当たり約3,500立米となり、年間流量に対する1日平均で見れば約40%の稼働率というふうになっております。

ただ、本来は生活排水等が流れる下水道には、一定量の不明水が流入することとなります。特に大雨が多い時期は流入水量が大きくなる場合があります。このような場合は、両町合計で1日当たり8,000立米を超えることもあるため、浄化センターの最大処理能力は、それを上回る必要があると確認いたしております。

次に、3点目の平均的な家庭での下水道の年間使用料と合併浄化槽の年間維持管理費についてでございますが、下水道使用料は、水道と井戸の両方で使用料の計算方法が異なるため、一概に平均の家庭での例では申し上げにくいものでございますが、年間の使用料収入が約1億3,000万円であるのに対して、下水道契約者数が約3,000件となっておりますので、参考額として申し上げますと、単純計算で、1家庭当たり年間4万3,000円程度かかる計算となります。

ただし、下水道事業は今年度から公営企業会計を適用しており、これまで以上に下水道事業の経営状況を精査し、状況に応じて見直しを行うことが求められることとなってきます。

特に、事業継続のために経費回収率が重要となってまいります。この経費回収率とは、下水道事業の経営状況を示す指数であり、具体的には、法適用前の予算で定めていた下水道管理費に人件費を加えた額に対する下水道使用料収入の割合でございます。令和5年度時点では、下水道使用料約1億3,000万円に対し、維持管理費約1億8,000万円となりますので、約70%の経費回収率となります。

このことから、現在の使用料収入では維持管理費用すら賄えない上に、令和8年度から田布施川

流域下水道維持管理負担金が増額する計画が既に県から示されており、現在の使用料単価では、運営そのものが困難になるため、近く単価の見直しについて検討を要する状況でございます。

次に、一方、合併浄化槽の年間維持管理費についてでございます。

こちらは、浄化槽の大きさや使用状況で異なりますが、一般的には5人槽の家庭が多いようでございますので、5人槽の場合で御説明をさせていただきます。

合併浄化槽の定期検査、保守点検、清掃にかかる費用の合計額は年間で6万7,870円となっており、いずれも浄化槽法により設置者に実施が義務づけられているものでございます。

内訳を御説明申し上げますと、定期検査手数料は、山口県で一律の検査手数料が決められており、5,500円でございます。保守点検・清掃は、田布施町の許可業者の例を挙げますと、5人槽で保守点検代が2万1,340円、清掃代が4万1,030円です。また、そのほかに、設置後3か月から8か月の間に1回義務づけられている水質検査やブローの電気代、故障時の修繕費が設置者負担としてかかります。

最後に、4点目の用途区域内は都市計画税が賦課徴収されており、区域内の住民から下水道整備の要望があれば、優先的に早期整備する必要があるのではについてお答えいたします。

田布施町は、昭和48年に小行司を除く町全域を都市計画区域に指定し、その中において計画的なまちづくりを行うため、建築等の基準を細かく指定する地域として用途地域を定めております。この計画的なまちづくりを行うための財源を確保するため、昭和53年に都市計画税条例を施行し、用途地域内に居住する方に対しまして、昭和53年度から都市計画税の賦課徴収をお願いいたしております。

都市計画税の用途といたしましては、確かに公共下水道整備も含まれますが、そもそもは都市計画道路や都市公園等の都市計画整備事業に対する財源確保を目的として始まったものでございますので、用途区域内は公共下水道整備区域というものではございません。

なお、供用を開始した平成8年度から公共下水道を整備した地区の方には、都市計画税とは別に宅地等の面積1平方メートル当たり400円の下水道受益者負担金を御負担していただいております。

公共下水道整備の流れとしては、費用対効果や国の方針を前提に整備計画を立て、田布施町の都市計画に関する諮問機関であります田布施町都市計画審議会において審議・可決を受け、次に、国及び県の認可を受けて実施できるものでありますので、御要望を頂いても、優先的に直ちに自動的に公共下水道が整備できるというものではございません。

また、公共下水道の整備に当たりましては、国の方針により、令和7年度末で事業完了するようということに示されていること及び少子高齢化等の社会情勢等から、当初のような汚水処理事業

の拡大は困難と考えております。他市町の事例を参考にしながら、令和6年度の都市計画審議会に諮り、今後の方針を提示できればと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） なかなか、今、人口も減るし、計画をちょっと見直さなきゃいけないというようなことも、今、言われたと思うわけなんです。そうしたことを、町民の方もいろいろ自分の土地の将来使う計画等もあろうし、新築の計画もあろうし、水洗便所をどうこれからやっていこうかという計画があると思うんで、町民の方も身の振り方がいろいろあると思うわけです。

そうした中で、この下水道の整備、町がどのように考えて、どのようにこれからしていこうと思っているかというのを、何か示していかなくちゃいけないんじゃないですか。それを皆さんにお伝えして、私も相当聞くわけなんです。用途区域外までの人じゃなし、用途区域におるということは、ある程度人口密集地だろうと思うんです。その人たちが、うちの辺はやってくれない、すぐ横までは来ているのにやってくれないということがあって、私はこういうことを言っているんで、そのあたり、用途区域内だけでもその辺をちゃんとして、これから今後どのように周知をしていこうと計画をされているか、ちょっとお聞きしたいとこのように思っております。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、町長説明しましたように、下水の状況はかなり変わってきております。それで、下水道事業は都市計画事業でやっていますんで、今、部内である程度の方向を出して、下水道が整備される区域と合併浄化槽が整備されるほうがいい区域というのを、ある程度の算出をして出しておりますので、今後、都市計画審議会等を経て、ある程度決まった方向が確定できれば、審議会を経て皆さん方にお知らせをするという方向で考えておりますので、そう遠くない時期に、今、言われたような方向性をちゃんと示していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。そうしないと、なかなか自分のところはいつまで待ったらどうなるんだろうとか、いろいろあると思います。

そして、先ほど説明があった、そうは言いましても、今の用途区域内は、やはり下水を整備するという方向でいかなくちゃいけないんじゃないかと思うわけです。先ほど私も言いました都市計画税も賦課徴収しておるし、それは下水だけじゃないというようなことも言われましたが、公共下水だったら年間4万3,000円ぐらい、浄化槽の5人層だったら6万7,870円かかる。そうすると、

同じ都市計画税を払っていても、浄化槽をした人は年間2万4,000円、たくさんお金を払わなきゃいけないということになるんで、今の用途区域内、都市計画税がかかっているところというのは、今のこの都市計画審議会等にどのように諮られようと思っておられるんか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 下水道の問題は、田布施町だけじゃなくて、ほかの小さな自治体でも、どこまで整備をするかという問題で常に悩みがあると思います。言われるように、用途区域内、都市計画税を取っているから、全ての家庭というか、中にある家屋については整備するのがいいんじゃないかと言われますけれども、もう下水道管を敷設する費用は莫大なお金が必要です。借金を残すようになりますので、将来的にそれをやると、間違った方向に行くという形にもなりますので、先ほど言いましたように、下水道で整備するほうが、人家が密集して効果がよい区域と、単独で合併浄化槽のほうがいい区域というのは、ある程度、人家と管の敷設状況で把握をしておりますので、方向は、公共下水道のほうがいい区域を整備していく。

ただ、今、言われるように、都市計画税の関係は、先ほど言いましたけれども、公共下水を引く地域には受益者負担金制度というのを取っておりますので、そこで一応区分けをして、都市計画税で整備する区域は、主な管渠の整備、末端に各家庭に行く管渠は、受益者負担金という形で区分けをさせていただいておりますので、その辺で都市計画税の整理はさせていただいて、いこうというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 私が言うのは、浄化槽にしたらそっちのほうが維持費がかかるからということで、そのあたりは将来、どっちが高くかかるかということで、その辺は町のほうの補助というものも考えていかなきゃいけないんじゃないかと、このように思うわけです。

それはなぜかといえば、田布施川流域下水道浄化センターには負担金を1億4,466万7,000円、令和6年度の当初予算では組まれております、負担金を。そして、下水道を整備すると、そのセンターは40%の稼働率と、40%しか使っていないということで、先ほども言われましたが、雨のときは、ばっと1日超えと。その辺はあまり考えなくてもいいんじゃないかと思うわけです。雨水と共用の浄化槽もあって、量が多いときは海に流すというような終末処理場もあるわけで、国はあまり今はそれは進めておりません。

そういうことで、この下水道の浄化センターには1億4,400万円の負担金を払って、稼働率40%しかやっていないということは、無用の長物を造ったけど使わんと。それはやっぱり下水道の整備に力を入れんにゃいけないんじゃないかと、このように思うわけです。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 確かに言われることも一理あって、県の施設で、今、言われるように計画に基づいていますから、ある程度余裕がある稼働率でなっておりますけれども、それはそれとして、先ほどの使用料の関係との絡みでいうと、確かに合併浄化槽と下水道使用量で若干差がありますので、今後、都市計画審議会を含めて、いろんな方の意見を聞いて、用途区域内での合併浄化槽の整備のときにどのような対応が考えられるかとか、一律な考え方はできませんけれども、柔軟にある程度公平性が保てるような考え方ができれば、そういった考え方を取り入れた形で、新たに仕組みを考えていきたいというふうに思っておりますので、もう少しお時間を頂いて、今後の方向を皆さんのお知恵も借りながら議論させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 今のことをよろしく願いいたします。とにかく下水道管敷設にお金がかかるのでできない、できない、できないから合併浄化槽にしろと。合併浄化槽にすれば、そっちのほうがお金がかかるということを肝に銘じてもらっておきたいと、このように思っております。

そして、この用途区域でないんですけど、その用途区域からぎりぎりの辺りに、下水道、上水道のないところに、アパート２棟、１２室を３００坪の土地に建設しようとしたら、浄化槽と井戸で２，１００万円かかると建築業者からの見積りが来たと。それで建設を諦めたというような話がありました。

そういうことで、ぎりぎりの辺りで上水も来ていない、下水も来ていない。そうすると、今頃、農地を持っていたても、草刈りだけで大変だから、アパートでも建てようかと思ったら、２，１００万円かかると。そういうことで諦めた。そういうところには引いていただけるのか、すぐ近くだったらどのように相談すればいいのかということと、先ほどから、もう下水はお金がかかるので、公共下水はもう縮小していくんだということですが、やはり未来への投資というものも必要ではないかと、このように思うわけで、何もしなかったら衰退するだけで、この地域には住めなくなると。まあそのあたりと、そのような方針ならそれでいいんですけど、コンパクトシティーとか、そういう構想を持って、そのようにしなきゃいけないと思うわけなんです。その辺のお考えを。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 言われんとされることはよく分かります。公共下水道がすぐそばまで来ているのに、線が引かれて除外されていると、こういう場合があるとすると、制度としては区域外

流入制度というのがあって、合併浄化槽でやるよりも公共下水、公共下水も、使ってもらう方が多くなれば使用料収入が増えるわけですから、お互いにウィン・ウィン関係になりますので、その辺は条件等を見据えて、区域外で流入が可能であれば、町としてはそういう、今までもそういうやり方でやっておりますし、今後もそれはやっていくつもりでおります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 先ほどずっと、前段でも述べられていた人口が少なくなる、なるから何にもやらない、未来の投資もしないというような言い方でしたが、そうになると、やはり田布施の今後を考えると、コンパクトシティーというものも頭に入れておかなきゃ、ちょっと奥のほうになると上水も来ていない、下水も来ていない、町道も、もうぼろぼろになって、直してくれと言えば、直してもらえんというような形になると、住めなくなるんじゃないかと。この近くなら、駅周りなら住めるかもわからんけど、その辺はどのように考えておられるか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） なかなか厳しい問題でございますけど、国の方針も、コンパクトシティーといって、人口を密集させて利便性を高めた地域をつくって、できるだけそのエリアの中で生活していくという方向に、国のほうもなっております。

田布施町どうなんかなと言われますけども、田布施町もできるだけ、今、状況を見られたら分かりますけど、町なかはある程度、下水道を含めて整備はされてきているように思いますので、コンパクトシティー化をされ、徐々にですけれども、方向的にはしているような状況だというふうな認識はしておりますけれども、どこまでがコンパクトシティーとしてやれるかと言われると、そこまでの判断は今持っておりませんけれども、方向は、そういう方向が今の状況を見れば、間違っていない方向なのは間違いないかなという思いはしています。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） ひとつ、奥のほうはもう人も少なくなるし、上水も来ていない、下水も来ていない、そして町道もぼろぼろになっちゃると、そのあたりを今後大変ではございませんが、考えていただきたいと思っております。

そして、田布施川流域下水道のあらましというのを、これ先ほど説明した平成３年に計画があった。それで８年から供用開始になったと。平成８年から供用始まったという、これにパンフレットがまだちゃんと田布施川流域浄化センターに行ったらあったわけでございますが、相当この理念と、今、説明を受けた理念が違うわけなんです。田布施川流域下水道のあらましと、下水道の必要

性ということで下水道の必要性と、下水道は私たちの生活環境の向上、すぐれた自然環境の保全や河川、海域など公共用水域の水質の保全等を図る上で不可欠な公共施設であり、地域住民の生活基盤の整備、充実になくてはならないものです。そして、田布施川流域下水道は、田布施川とこの河口に広がる平生湾や、瀬戸内海国立公園の水質汚濁を防止し、貴重な水資源と良好な生活環境を守るために、平成8年度から2町の一部が供用開始されたと。そして、下水を1か所にまとめて処理するので、小さな処理場をたくさん造るよりも効果的です。また、高度な技術を使えるので、施設の管理が容易な上、確実に水質がよみがえりますと、このように書いてあって、環境をよくするためにこの公益下水を造ったんだ、そして田布施町も1億4,000万円ぐらい毎年その負担金を、1億4,400万円ぐらい負担金もやって、水質をよくしようということに進んできたんで、特にその辺も考えるとお金だけじゃないと思うんです。SDGsとか、いろいろ車にとっても、いろんな電気自動車とか、高いお金を出して消費者は買わなきゃいけない。環境問題というのも大切だと、その辺をよく考えられて事業を進めていただきたいと。

お金は大切ではございますが、未来への投資、それも考えていかなきゃ、田布施町民は不幸になると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。答弁したいですか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ありがとうございます。先ほど言いましたように、そのとおりでございます。若干変わってきたのは、技術の発達によって、合併浄化槽の水質もその当時と比べて格段の差があるということで、技術的な進歩も加味した形で、都市計画審議会を含めていろんな方の意見を聞きながら、今後、進めてまいりたいと思いますので、御協力のほうもよろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 述べましたが、ひとつお含みの上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、内山昌晃議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、通告に従いまして、今回は2問。答弁者は町長で、一問一答でよろしくお願いいたします。

1問目は、ちょっと災害関連の質問をさせていただきます。

奇しくも、今日は東日本大震災が発生した日、それから、後ほど黙祷も行われるようです。そして本年1月に起こりました能登半島地震、被災された皆様に哀悼の意を表したいと思います。

それでは、1問目から行きたいと思います。

有事に福祉避難所は機能するか。

令和6年度に、独り暮らしの高齢者や障がいのある人などが円滑に避難するための個別避難計画と、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定に向け取り組むとされています。

さきの能登半島地震では、障がい者や高齢者等の配慮が必要な方を災害時に受け入れる福祉避難所の開設が困難な地区があったと聞いています。施設の損壊、断水、看護師や社会福祉士等の人手不足がその要因とされています。今後、本町でも同様の被害が発生した際に、福祉避難所を開設し運営することができるのか、以下についてお尋ねします。

1、本町の福祉避難所の数は、また、要配慮者の人数把握はできていますか。また、事前に受入れ対象者を、それぞれの避難所に調整をしておられますか。

2、福祉避難所運営マニュアルは作成されていますか。

3、必要な物資や機材、特に医療的ケアが必要な方のための機材は確保されていますか。

4、看護師、保健師、社会福祉士等の人材を確保できていますか。

5、医療機関、介護施設、障害者支援施設等とはどう関わっていきますか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

福祉避難所についての御質問でございます。

まず、福祉避難所の数についてですが、高齢者施設や医療機関など4か所と協定を結んでいるほか、段差の解消やスロープの設置並びに手すり等の施設のバリアフリー化が整っており、要配慮者が避難生活を送る上で、良好な環境を確保できている施設として、西田布施公民館と、新しく造りました保健センターの2か所を指定福祉避難所として指定しておりますので、大規模災害時には、全部で6か所の福祉避難所を開設するということになるかと思っています。

次に、要配慮者の人数でございますが、田布施町では平成23年に、田布施町避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関や民生児童委員や自治会等の地域の支援者と連携して、定期的にデータベースを更新しており、現在の登録者は38名でございます。

これと並行して、昨年10月に田布施町避難行動要支援者及び個別避難計画に関する条例や規則を施行し、現在、クラウド型被災者支援システムに、障害者システムや介護システム等から対象となる避難行動要支援者のデータを利用して、名簿作成及び点検を行っているところでございます。

次に、事前に受入れ対象者を調整しているかについてでございます。

発災時には、現在の登録者に災害の状況や避難所の開設状況等を個別にお伝えし、避難行動を促すとともに、安否の確認等に活用しております。令和3年5月の福祉避難所の確保・運営ガイドラインの見直しにより、指定福祉避難所は、避難者を特定し、原則として一般の避難者を認めないことにより、要支援者に特化した避難所として確保する事を目的といたしております。

しかし、大きな市で、各地域に福祉避難所と一般の避難所を開設できるところはメリットがあると考えますが、本町のような小規模な自治体では、一般の避難所に加え、要支援者に特化した福祉避難所を各地域に開設することは、避難所を運営する人間的にも困難であり、また、避難をされまます要支援者にとっても、近くに一般の避難所があるのに避難できず、指定された遠くの指定避難所に避難を求められるといった可能性も考えられます。現時点では、こうした運用をあまり過度に厳格に行うことは、デメリットのほうが大きいのではないかと現在では考えております。

こうしたことから、本町では、福祉避難所施設の中を一般のエリアと福祉エリアに区分けし、災害や避難者の状況によって柔軟に対応する運用を行っており、指定福祉避難所であっても、要支援者の避難生活に支障のない範囲において、一定程度の一般避難者の受入れを可能といたしているところでございます。

今後、個別避難計画の策定により、要配慮者本人や家族、地域の支援者と協議し、適切な避難所や避難方法を協議していく中で、国が示す指定福祉避難所の運用が効率的に行える状況となった際には、ガイドラインに基づいて適切に避難所運営を行っていきたいと考えております。

2番目の福祉避難所運営マニュアルの作成についてでございますが、町では令和元年度に田布施町避難所運営マニュアルを作成いたしております。このマニュアルは、避難所の開設・閉鎖手順や避難者の受入れ・管理などの一般的な記載に加え、どの避難所でも要支援者のニーズに一定程度応えられるように、要配慮者の特性や求められる配慮事項について記載いたしております。

現時点では、福祉避難所マニュアルとして特化したものを作成しているわけではございませんが、要配慮者のニーズに対する細かな対応について、あらかじめ想定し、準備していく事項があれば、準備しておく必要があると認識しております。

個別避難計画に基づき、指定福祉避難所で必要となります物資や機材、看護師や社会福祉士などの人材確保、医療機関や介護施設、障害者支援施設との連携など、福祉避難所の運営に必要な事項を明確に定めた福祉避難所に特化したマニュアルの作成も進めていきたいと考えております。

3番目の必要な物資や機材、特に医療的ケアが必要な方のための機材は確保されているかについてでございます。

町では、福祉避難所に物資や機材を一定程度備蓄はいたしております。具体的には、毛布やマッ

トレス、ベッド及び段ボールベッド、パーティション、テント、トイレ用品、衛生用品、食料、水、照明、発電機、救急用品などです。また、災害時には、町の災害対策本部や関係機関と連携して、迅速に物資や機材の配送や補充を行うことができるよう備えているところでもございます。

なお、医療的ケアが必要な方のための機材につきましては、それぞれのケアに必要な機材が特殊かつ個別的なものであることから、現時点では、行政で全てを準備するには限界があることから、避難所の機材で電源を確保することが前提で、持ち運び可能な医療機器は可能な範囲で避難所にお持ちいただかざるを得ないものではないかと考えております。

次に、4番目の看護師、保健師、社会福祉士等の人材は確保についてでございますが、町職員に看護師資格を持った者が1名、保健師は8名、社会福祉士は2名となっております。

最後に、医療機関、介護施設、障害者支援施設等との関わりについてでございますが、町では、災害時の避難所における医療や介護サービスの提供には、町内の医療機関、介護施設、障害者支援施設などで勤務する看護師、保健師、社会福祉士などの専門職の方々の協力が不可欠であることから、今後も広く協力をお願いしていきたいと考えております。

そのためにも、平時から行政と医療機関、介護施設、障害者福祉施設などとの情報共有等の連携を深め、災害時に町の災害対策本部と関係機関がスムーズに連携し、必要な人材を適切に配置・活用できるよう準備を進めてまいりたいと思います。また、要配慮者の避難生活を支えるため、様々な専門職の方々と連携し、避難所でのサービス提供を円滑に行えるように努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 昨年10月に、田布施町避難行動要支援者及び個別避難計画に関する条例というのが制定されて、それにのっとってということだろうと思います。避難行動要支援者のデータを利用して名簿作成等を行っているということで、この中の避難行動要支援者というのと、ちょっと私が質問しました要配慮者というのは、これはイコールなのか、それともちょっと意味合いが違うのか、ちょっとその辺についてお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 避難行動要支援者というところであれば、障がいのある方、また要介護の人、高齢者というところが、もともと、先ほど町長の答弁でございましたけれども、登録者38名ということでございましたが、このたび、昨年条例を改正していただきまして、障がいのある方、要介護の人、また高齢者というんではなくて、認定要支援者という形で、町長が認める、自ら避難することが困難なものということで位置づけをしております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） どちらにしろ、非常に災害弱者といいますか、１人では避難もできないし、みんなで助け合って避難をさせるということです。どちらも大切なことだと思います。

ちょっと私も調べまして、要配慮者とはということで、同じです。今、総務課長が言われたように、主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者、要配慮者ということで、ちょっと定義だけはっきりさせておいて、その後の質問に行きたいと思います。

今現在３８名おられると、把握しておられるのが今３８名ということで、本当はもっとたくさんいると思うんです。答弁の中にも、民生委員さんとか自治会等と連携して、恐らくその名簿を作っているんだろうというふうに思います。私も、今年は砂田のある班の班長でして、名簿作りというか、西田布施も自主防災組織ができましたので名簿作り、砂田の自治会に回っていろいろやりましたが、なかなかちょっと個人情報があるとか、ちょっと名前を載せるのは勘弁してくれとか、なかなか難しいなというふうに、それも率直な意見でそう思います。

できることは、やっぱりその班の中で、班の中であれば隣近所とかというのは、もう実情がおおよそ分かりますんで、あそこの家にはおばあちゃんが独り暮らしでいるとか、ちょっと車椅子の方がいるとかそういうのは分かりますので、やっぱり小さいミクロのところで、そこは助け合っていかなければならないというふうにも思いますし、やはり、いざというときは、やはり名簿に載せるというのは、やっぱり重要なことだと思いますので、その辺は本当に民生委員さん、自治会と、また自主防災組織と本当に協力をして、いいデータベースを作っていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど３８名と言ったのは、これまで条例改正する前までは、手挙げ方式で名簿を作っておりました。今回、条例改正することによって、名簿を拒否する方以外は、既に逆手挙げ方式で名簿に載せます。その方法としましては、今まで手挙げ方式では３８名なんですが、これ県内でも先立って、田布施町では、先ほど町長が言いましたけど、クラウド型の被災者支援システムというものを活用して、今、名簿の作成に取り組んでいるところでございます。

システムで抽出した人数でいきますと、約５５６名の方がおられます。ただ、県がちょっと情報を持っていて、今、難病患者の情報については、今、ちょっと照会をかけておりますので、ちょっとプラスアルファの人数になるのではなかろうかとは思っております。

この５５０数名の方を、まず名簿を作成して、避難者行動要支援者の検討会議というものに諮って、それで優先順位をつけて、個別避難計画をつくっていくという形になろうと思いますので、人

数から言ったら38人しかいなかったものが、逆手挙げ方式によって、約560人以上になると思いますが、それだけの人数になると思います。

ということは、地域ごとに、今、内山議員が言われましたけど、民生委員さんが個別に当たって名簿を作るというようなやり方では今はないと。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） やはり、要配慮者を把握しておくことは大変必要だと思いますので、ぜひ、いい名簿を作っていただきたいと。また、有事が起こった際には、ぜひそれを活用して、取り残されることなくお願いしたいというふうに思っております。

実際に、先ほどの答弁の中では、福祉避難所は町に6か所あって、4か所は民間の施設を利用すると。2か所は町の施設、西の公民館と保健センターということだろうと思います。

答弁でもありましたけど、大きい市であれば、もう本当に福祉避難所と一般避難所をきちんとつくって、それぞれ分けをして、一般のほうには一般の方だけで、福祉避難所には要配慮者だけを収容するというようなこと。でも、それはちょっとうちの町にはそぐわないと。実際、すぐそこに行けば避難所があるのに、そこを通り越して遠い避難所に行くというのは、実際それはあまり意味がないなというふうに思います。それは本町のやり方は、ベターなのじゃないかなというふうに思っております。

例えば、そうしたときに、やはりその収容人数が満床になるというか、ちょっと満床という言い方が適切かどうか分かりませんが、なった場合に、2次的に、また次の避難所に避難をしていくと。そういう移送手段とかいうふうなもの、またこれが重要になってくるのかなというふうに思いますけど、その辺とかはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 移送手段といたしましては、基本的には、御自身で手配をしていただくというのがまず原則になるかと思います。通常の、私ども例えば台風が来る、今38人の方の名簿がある。台風が来ます、何時からどこそこに避難所を開設しますという御連絡はしてあるんですが、基本的には御自身で移動していただく、タクシーであるとか。やはりちょっと身体に障がいをお持ちの方であれば、当然、介護タクシーとか、という手段もあるんですが、これは恐らく、言っても平時の災害のときの動きだろうと思います。

恐らく今から、今、総務課長が申しあげましたような名簿を作成する中で、移動の手段ということも含めて、どういうふうにしていくかというのを検討していかなくてはいけないのかなと思います。なぜかと言いますと、やはり38人中、やはり支援プランをつくっておられるのは実際20人ぐら

いなんです、約半分。何がやっぱり一番ハードルが高いかというと、やはり避難場所への避難を支援してくださる方が、やはりなかなか見つからないというか難しい。民生委員さんにそれを全てお願いするというのは、ちょっとそれは厳しいと思います。基本的には、地域の自主防災組織であるとか、そういったいろんな地域の資源を活用した上で考えていかななくてはいけないと考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 平時では、それはもうそれこそ移動手段、幾らでも確保できる。要は有事のときにどうかということなので、そこまではしっかりと考えていただいて、午前中、高月議員も言われましたけど、やっぱり道路を塞ぐようなことがあってはならないし、きちんとそういう移送手段というのを確保できるように、そこは考えていただきたいというふうに思います。

答弁にもありましたけど、災害発生時とかに、町内6か所に避難所を開設したというのを個別に伝えるというようなことがありましたけど、やはり平時から、常日頃から、やはりこの辺は、こういう災害があればここに避難してくださいとか、その災害によって避難場所も変わってくるでしょうし、特に福祉避難所については、やはり1人では避難できない方が避難しますので、そこはきちんと周知をしていただいて、もう誰にでも分かるように、有事になれば誰もがパニックになりますので、平時からそこはきちんと周知をしていただきたいというふうに思います。

それから、次は、物資、機材の確保ということですけど、答弁の中にも備蓄をされているものを列挙されておりまして、ほぼほぼそろっているのかなというふうに思います。私もちょっと今回質問を作成するのに、内閣府が発行しているこの避難所の確保運営ガイドラインというのが、このぐらいあるんですけど、これちょっと見ながらいろいろ考えたんですけど、ほぼほぼ網羅をされているなというふうに思いますので、いま一度、確認とかをしていただいたらなというふうに思います。

答弁の中に、医療的ケアが必要な方、いろいろ機材というんでしょうか、医療器具とかをお持ちの方、それを町がそろえるというのは、それはもう考えてみてもなかなか難しいのかなというのは思うんですが、緊急で避難をしてきたときに、それを持ってこいというのは、なかなか命のほうが大事、それは持っていけないと命もつながらないかもしれませんが、そこを持ってきていただくと、根底の考えが、その答えがちょっといまいち納得がいけないというか、というのもあります。

このガイドラインによれば、機材については、レンタルで対応するのが望ましいというようなことも書いてありましたので、例えば、もう平時のときから、医療機関とか、レンタル業者があるのかどうか分かりませんが、そういうとこと提携して確保するというような方法もありますけど、

その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員おっしゃるところが、そこが恐らく正解なのかなという思いもいたしております。ですから、ただ、そういった有事の際に、きちんとそこだけのものを確保できる余裕があるかどうかというところも踏まえて、よく医療機関と相談しておく必要があるなと思っております。

大体そういった医療的ケアを受けておられる方は、何らかの形で医療機関とつながっておられると思われますので、それがこの近隣の医療機関であれば、そこから提供を受けるであるとか、その医療機関が提携しているレンタル業者と連絡を取る等、やはりそういったところを事前から情報を得ておくということが必要なのではないかなとは考えます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ぜひ対応していただければ、よろしくお願いします。

備蓄品の中に発電機というようなこともありましたので、やはり一番大事なのは電気、そして水、この2つだろうと、もう最低限です。これだけは確保していただいて、最低限のことでよろしく願いいたします。

それから、これも本当に難しい問題だと思います。やはり一般の方であれば、非常食とかそういうことも、非常食でどうにかなるのかなというふうに思うんですけど、やはり要配慮者の方にとっては、その方に適した食事というのが恐らくあるかと思っています。この辺本当に難しいことだと思いますけど、その辺の配慮もぜひお願いしたらということと、それから、要配慮者の障がい者の方の中にも、例えば、耳が不自由な方とか、目が不自由な方とか、それから、ちょっと知的障害の方とか、いろいろいらっしゃると思います。なので、その方々に適した配慮というか、そういうのも必要であろうと思いますので、本当にこの辺も十分に配慮をして、マニュアルの作成に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次が人材の確保ということです。

現在、本町で看護師資格を持っている者が1名、保健師が8名、社会福祉士が2名いるということだろうと思います。当然、この方が福祉避難所に配置をされるということだろうと思いますが、災害というか、その有事が二、三日で終われば、どうにか回るんじゃないかなというような気がします。これが続くようになれば、当然、この方たちも疲弊をしていって、大変なことになるなというふうに思います。

答弁の中にも、こういう際には、医療機関とか施設のほうと連携をして、人材の交流というか確

保をし合うというようなことも答弁されましたので、ちょっとこの辺の話というのは、今されているんですか、これからされるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 町が開設する福祉避難所は2か所で、医療機関を含めた連携協定を結んでいる病院とか、田布施苑を含めて4か所ございます。

協定を結んでから、幸いなことにその協定を発行する機会は今までございませんでした。今回、いろんな状況があったんで、この前から担当と話すのは、今、言われたような形で、協定は結んでいるんですけど、具体的にどのような形で有事のときの対応ができるかというのは、今後、詰めていかせていただきたいというふうに思います。

協定を結んでいる限り、一応お互いに連絡を取り合って、協力するという体制で、ベッドの数も、4つの施設で34のベッドを確保していますけれども、そこに入院患者等がいらっしゃったら、その方は当然そのベッドの中で利用できませんので、その辺を含めて、情報交換と協定と今後の対応を、これからちょっと具体的な中身について話していきたいというふうに考えております。

今までは、幸いなことにその協定が発行されることがなかったということなんで、今後含めて話していきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ぜひ、実効性のあるマニュアルというか、作成をしていただいて、十分他機関とも連携をして、作成をしていただきたいというふうに思います。

やっぱり災害というのは起こると、もう私も絶対そうなると思うんですけど、パニックになって、想定したことができないというようなことも分かっているというか、絶対そうなると思いますので、本当に考えに考え抜いて、いざというときの備えをしていただきたいというふうに思っております。

それでは、1問目は以上で終わります。

それでは2問目です。

収入を増やすためには。

令和6年度予算編成時において、当初約5億円の財源不足、最終的には約1億7,000万円の財源不足となり、基金を取り崩しての編成となったと聞いています。本町の歳入の内訳は、約7割が地方交付税等の依存財源、約3割が町税等の自主財源となっています。

歳入を増やすためには、自主財源の拡大が必要であり、自主財源のうち、町税については、税率を上げるのではなく、移住定住、観光施策等により、人口や関係人口の増加等で増収を図ることが望ましいと考えています。

今回は、町税等以外の税外収入について、現状、令和５年度と令和６年度予算額を比較し、増減した理由と今後の方向性、収入のさらなる確保策についてお尋ねします。

１、分担金及び負担金、２、使用料及び手数料、３、財産収入、４、寄附金（ふるさと寄附金）、５、その他（広告収入等）です。

また、本町は過疎地域に指定されていません。過疎地域に指定されると財政的に優遇されると聞いています。過疎にならないよう自力で頑張っている自治体には恩恵が受けられず矛盾を感じています。国に働きかけを行うなど、何かしらの手段を講じられないか、以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

初めに、町税等以外の税外収入について、令和５年度から令和６年度の予算額の増減理由、また今後の方向性、収入のさらなる確保策についてのお尋ねでございます。

まず、増減理由ですが、分担金及び負担金につきましては、令和７年９月から平生町の学校給食事務を受託することに伴い、学校給食センターの改修工事を実施することから、平生町からの負担金として１億７,８００万円を受け入れますことから、１億７,５００万円の大幅な増となっております。

使用料及び手数料につきましては、条例に定められた収入でございまして、例年どおりのものであり大きな増減はございません。

財産収入につきましては、昨年度、旧縫製センター、麻郷でございますが、跡地の土地建物売払い収入を計上しておりましたが、アスベスト等の調査の関係で少し遅れまして、今年度に振り替えて計上しておりますので、これにつきましても同額程度となっております。

寄附金でございますが、ふるさと寄附金につきましては４,１００万円程度を計上しております。令和５年度の決算見込みといたしましては、３,３００万円程度を見込んでいますが、ピーク時は５,６００万円程度の収入がございましたので、まずは何とか４,０００万円台を回復させ、その後、さらなる増収を目指していきたいと、その手段を考えてまいりたいと考えております。

その他の収入では、自主防災組織の事業の関係で宝くじの助成金が減額になったことで、１００万円程度の減となっております。

自主財源を増やすため、公有財産の売却等は進めていきたいと考えておりますが、やはりどこの自治体も、ふるさと納税をいかに増やすかということが大きな関心であり、また課題であると受け止めていると思います。

町の知名度が上がると、ふるさと納税も増えるという傾向はありますので、本町におきましても、

他の自治体とは異なる個性的な返礼品の開発や情報発信等により、広く田布施町を知ってもらうことを目指して、知恵を合わせて取り組んでいけたらと思っております。議員の皆様方にも、よい案がございましたら、お寄せいただきたいと思います。

最後に、過疎地域の指定の関係でございますが、過疎地域に指定されますと、充当率が100%、普通交付税措置70%の地方債でございます過疎対策債事業、いわゆる過疎債を活用することができ、指定を受けられない本町のような自治体に比べ、建設事業等を実施するに当たり、大変有利な財政運営を行うことができます。

もちろん過疎が進むという状況は、人口の減と併せて税収の減等もあり、地域の活力という観点からは避けたいことは間違いありませんが、過疎地域に指定された団体と少しだけ基準に達せず指定がされなかった団体とで、財政運営上、かなりの格差が生じておりますことから、過疎法適用外小規模町村連絡会議に本町を含む全国67団体が参加し、国へ過疎債に準じた地方債が発行できる制度創設等を現在要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） このたびの財源不足なんですけど、基金を1億7,000万円でしたか、取り崩したということで、これは単年のもの、今回だけなのか、それとも何年か続くのか、永遠に続くのか、ちょっとその辺をお伺いしたいです。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 年度初めに当たりまして、皆さんには財政見通しを5年間示しておると思いますけれども、今後5年間、いずれも財源不足が2億円を超えていますので、しばらく厳しい状況が続くと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ちょっと手持ちの資料で、基金の残高が6年度末で11億円ですか、11億円だと思うんですけど、これを今年並みに1億7,000万円ずつ取り崩していけば、3年後ぐらいには半分になるということですね。非常に危惧しているところですが、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 行政というのは、お金を使うのが仕事でございますんで、貯金をするのが仕事であれば、たわいのないことなんですけど、使わんにやいけませんので、やっぱりいろんなものを造って建てて、先ほど瀬石議員からもございましたが、将来のために投資せよというお話もございましたので、ちゃんと使うところは使っていって、おっしゃいますように、理屈からいきやそうな

りますけども、やはりほかの団体、周りを見ましても、うちは少ないほうじゃないかなと。

10億円幾らですから、3億円程度、平生町も3億円ですか、下ろされていますし、そういう、今ちょうど日本経済ですか、ちょうど端境期と申しましょうか、人口が減っていく中で、やっぱり物価も上がるし、収入が上がってくればいいんでしょうけども、なかなかそれがミックスしませんので、単純にシミュレーションすると足りませんので、今後、事業調整をするか、今年度予算の査定でも、いろんなところが細かいとこですけども、不要不急なものはやめようと。やっぱり優先順位をつけて、ちゃんとしていこうということはやっております。

今後、めり張りをつけながら、いろんな策を講じさせていただきたいと思います。議会の皆さんの御理解もいただきたいというふうに思いますが、厳しい状況にあることは間違いございません。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） やはり要るところにはどんどん使っていただいて、しっかりとまちづくりをしていただいたらという。

今回、財源不足になったということが、歳出のほうで、それなりの要因があったと思うんですけど、何か原因とかつかんでおられますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 予算科目上で言うと、投資的経費というのは建設事業なんですけれども、それ以外の福祉の関係とかが一般経費と呼ばれているんですけれども、これが非常に増えてきていまして、特に社会保障、福祉の関係等、これについては、大体国庫補助とか県補助、2分の1、4分の1あるんですけれども、これが増えてきますと、自己負担4分の1分も膨らんでいきますので、そういう経費が非常に多くなってきておって、それがなかなか削りにくい、そういう状況になっています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） どうしても削れない固定費というようなことだろうと思います。

先ほども瀬石議員言われましたけど、下水道の浄化処理センターですか、その負担金が1億何千万円あると。結構負担金もいろいろ出すとこ、いろいろあると思うんですね。ごみの関係とか、し尿の関係とか、その辺の負担金等も、やはりかなり高いでしょうね。ちょっとそこまで調べてはいませんが。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） ごみの関係については、一部事務組合をつくって処理しているんですけれども、やはり設備の老朽化が進んで、それに対する対応で、大分一部事務組合の負担金が

増えてきていると。これも大きな要因です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 本町にはお金が足りないということが、ちょっとここでよく分かったということで、じゃあどうしたらいいのかということで、どうやって歳入を増やすかというようなことを、ちょっと質問していきたいと思います。

町税については、やみくもに税率を上げるというのは、これは適当ではないというふうには重々分かっております。

やはり町税を増やすには、人を増やす、家を建ててもらおうとか、そうやって増やしていくのがいいのかなということで、やはり人に住んでもらうためには、町長の施策でもあります、子育て、子どもに優しい町をつくっていくというようなこととか、移住定住施策、それから、新たな雇用を創出していくというようなことが大事だろうと思います。

来年の予算の中身を見ると、空き店舗活用事業とか、地域おこし協力隊3名ですか、これをまた新たに配置したりとか、いろいろされているんで、ちょっとこの辺は期待を、微々たるもんかもしれませんが、この辺は期待をしていきたいなというふうに思っております。

それから、ちょっとこれ私の勘違いかもしれないんですけど、以前お話あったと思うんですけど、キッチンカーを町のほうでそろえて、それを貸し出したらどうか、する、しないというような、ちょっとお話があったと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 以前、内山議員のほうから、キッチンカーを導入したらどうかというお話がございました。たしか令和4年の9月の議会だったというふうに記憶しております。

それが、たまたま下関の豊田町のほうで、観光協会さんがキッチンカーの補助金でつくられて、それを貸し出しておるのがございました。それを受けて、町としても、どのような施策ができるかというのは、実は検討はしてまいりましたが、残念ながら、今のところまだ進展はございません。

しかし、キッチンカー、非常に今、人気でございます。また、今後につきましては、十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 新聞でもちょっと見たんですけど、3月に光でキッチンカーフェスティバルみたいなのを、何か恐らく県内のキッチンカーが集って、ちょっとしたフェスティバルやるようなので、その辺でいろいろ検討いただいたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 情報ありがとうございます。本年、桜まつりでも、10台ぐらいのキッチンカーを呼ぶようにしておりますので、また、麻里府の公民館もできたときには、またそういうイベント等、やりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） それでは、ちょっと時間もあまりないので、分担金、負担金、使用料、手数料という、あると思います。

今年の予算書、それぞれそのところを見ると、なかなかこれを増やすのは難しいなというふうに正直思っています。

例えば手数料とかでも、上げればいいというようなものでもないでしょうし、逆に教育関係とか、そういう社会体育関係とか、そういう施設については、減免できる団体には減免をしていったらというふうな、私はそういう考えでおりますので、これもなかなか上げるというのは難しいと思いますけど、何かいい方法とか、もしありましたら教えていただきたらと思いますけど。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） やはり分担金とか使用料、手数料、これは条例とかでも決まっておりますので、なかなか難しい。適正化ということについては、各所管で引き続きやっていくということは必要であろうと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 適正化と言われましたので、これは本当に適正なのかどうかというのを、また御確認をいただきたいというふうに思います。

それから、財産収入については、これも答弁にもありましたけど、縫製センターをまた来年度は、ちょっとそれをどうにかしたいというようなことだろうと思います。

このほかどっか売却予定とか、そういうどっかありますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） ほかにちょっと場所、県を通じて一企業の方が、ここどうかというのは今ありますが、ちょっと具体的に、今単価の調整できていないとございまして、ちょっとこの場では申し上げることを控えさせていただきたいと思います。

ただ、遊休地といいますか、田布施町の土地というのは何か所がございますので、その都度、売却のほうは考えていきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） まだいいですか。

○議長（南 一成議員） ４５分まで。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ちょっと今から言うと、途中で……。

○議長（南 一成議員） あと３分あります。

○議員（１番 内山 昌晃議員） そうですか。それじゃあ、一番本丸のところをちょっと質問したいと思いますが、ふるさと寄附金、やはりこれが一番町としても頑張れるとこというか、PRするところ、ここが一番伸び代があるところかなというふうに思います。

今回、寄附額が下がったということで、何か要因、原因というのはつかんでおられますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 平成３０年度、それから元年度、このあたりは１，０００万円台だったんですよね。それが急に令和２年、令和３年で５，０００万円台となった。その反動でちょっと下がっているというふうには認識しています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ちょっと特に理由は分からないということなんでしょうかね。やはり理由をつかまないと、これからアップを狙っていくのに、なかなか難しいと。またそこはいいです。

今回返礼品が１３０から１４３になったというふうに書いてありますが、目新しいものというか、何か目玉的なものはありますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 柳井市のアデリーが取り扱っている商品で、田布施町内にある会社が製造しているものがありまして、それが一応今回、数種類目立ったものと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 新しいものはどんどん入れてやっていただきたいなというふうに思います。

以前というか、よく言われている経費率の問題というのがあったと思います。これ恐らくクリアはされたんだろうなと思いますが、これは定価、価格を上げて経費率を落としたというような、そういうあれですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 価格については上げております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） やはり田布施独自のものをいろいろ開発していかなくちゃいけない
なというふうに思いまして、以前も質問させていただいたと思うんですけど、やっぱり体験型の返
礼品というか、ぱっと思えば、馬島でバーベキューセットなり、グランピングの１泊体験とか、そ
ういうのはぱっと思いつかぶんですけど、そのようなものはまだ全然検討とかされてはいませんか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） のんびらんど・うましまつきましては、実は新年度からやりたいと
いうふうに、実は思いながら準備をしておったんですが、ちょっと準備が間に合わなかったので、
次期、令和７年度から向けて、それを体験としてやりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） すみません、ここで暫時休憩します。

午後 ２時４５分休憩

.....

午後 ２時４６分再開

○議長（南 一成議員） 内山議員、一般質問を再開します、どうぞ。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ふるさと寄附金、令和７年からちょっと検討するということで、
ぜひお願いしたいと思います。

ほかの自治体の体験型の返礼品というのをちょっと検索してみたんですけど、マラソン出走券と
か、船釣りとか、いちご狩りチケットとかクルージング、郷土料理教室とかパン作り、親子体験教
室とかいろいろありますんで、本町でもできることがもしあれば、いろいろ探ってみていただいた
らというふうに思います。

それから、あと企業版ふるさと納税というのがありました。町総合戦略に企業が寄附をすると、
法人税の軽減効果が６割から９割になるということで、かなり企業側にとっては有利になるような
寄附金だということで、この寄附金、増える見込みがあるかということですが、見込みはござい
ますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 令和５年度の実績といたしましては、広島太陽光発電の会社が
していただいております。

企業版を増やすために、なかなか町単独で探す、マッチングって難しいということがございます
ので、仲介業者に依頼することも今検討しております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） この企業は、本社が本町以外にある企業ということで、やはり町

外に向けていろいろ発信、PRしていくことは、とても大事なのかなというふうに思いますので、ぜひ情報発信のほうをしていただけたらなというふうに思います。

それでは、次が諸収入についてです。

諸収入の中を見ると、やはり突出して大きいのがオラレだと思います。周南市の協力金ということ書いてありますが、今回の予算ベースで言えば3,500万円ということです。これもかなり自主財源の中では重要な財源なのかなというふうに思っております。

結局は、オラレの収益に比例して、やっぱり返ってくる額も増えるということだろうと思いますので、例えば集客に貢献するためにも、何か定期的にそこでイベントをやったりとか、そういう協力とか町はできるんじゃないかなというふうに思いますし、オラレ周辺に、先ほど言いましたけどキッチンカーとか、そういうのも入れて、そういうこともやってはいかがなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 集客イベントにつきましては、定期的な開催というのはちょっと今考えていないんですけれども、何かの機会に、いいチャンスがあれば共同で開催するとか考えていきたいと思います。

キッチンカーでの販売配置については、徳山ボートとの協議にはなりますけれども、できるのであればという、やればよいと思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） お願いばかりであれですけど、よろしくお願いします。

それから、あとは広告収入というところ、こちらもなかなか思うような収入というのは、得るのは難しいのかなというふうには思いますけど、ほかの自治体の例で言いますと、例えば、ユーチューブとかして、大炎上してもうかるとか、炎上はしたくないんですけど、そういうのもありますけど、そういうユーチューブ系で、こういう発信をしていくとか、そういうあれはありませんか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、DMMさん来ていただいていますし、そうした人たちとの話の中で、私、本当何かできたらいいなとは思っているんですけれども、今のところ、まだ案はないんですが、ちょっといろいろみんなで考えていきたいというふうには思っています。また、いいお知恵があったらお願いします。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） よろしくお願いします。

最後になります。

過疎の質問なんですけど、過疎法適用外小規模町村連絡会議というふうなのをちょっと初めて聞いたんですけど、本町含んで全国67団体が参加をしているということです。

ちょっと詳しく中身というか、定期的にそういう協議会を行っているのかとか、要望書は出したのかどうか、手応えはどうかというようなことをお聞かせいただきたいんですけど。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） ちょっと私が企画財政課長のときに、この協議会に参加したので、ちょっと私からお答えさせていただきたいと思います。

やはり過疎にならない基準のところで、本当に財政的な問題というのは、差が出ているんだいうことで、いろいろ調べたら、北海道の、ちょっと名前忘れましたが、小さな町が発起人になって、この協議会を立ち上げました。毎年どんどん増えて、今年度から平生町もこの協議会に入ることです。

何をやっているかと言いますと、東京で年数回、この協議会を開催しておりまして、その会の議決をもって、67市町の首長が国に対して要望を出したり、また公共団体の5団体ですか、の要望を出したりということで、過疎債に近い財源確保をしてくださというところを今目指して、この協議会の中で議論していただいているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 過疎については、お隣の柳井市も過疎に指定されて、うちはされていない。財政的にそういう差が出てくるということで、本当、じだんだを踏む、やるせない思いというか、やっぱり頑張っている自治体にも、それなりの恩恵を受けたいなというようなところで思っております。

ぜひ、こういう連絡会議も利用しながら、代わる財源確保がもしできるように、努力をしていただいたらというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩をします。ちょっと短いんですが、5分ほど休みまして、3時からスタートしたいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時01分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を解きます。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、通告に従い、2件の質問をいたします。質問方式は一問一答で、答弁は町長をお願いします。

1問目の質問は、私たち議員の任期が早いもので、来年の令和7年2月26日までとなっております、1年を切っております。よって、新年度の予算を審議する3月定例会は、今回が最後になるわけです。そういったこともありまして、このたび基本となる町長と議会との関係について質問することにいたしました。

二元代表制とも言いますが、それについて質問いたします。

それでは、内容に入ります。

地方自治体では、地方自治法において、都道府県、市町村等の団体の別、またはその団体の規模を問わず、1つの制度として首長、これは都道府県知事とか市町村長等、指しますが、正しい読み方は今言ったように「しゅちょう」ですけれども、テレビや行政の現場では、例えば何々市長という、市長とごっちゃになるところがありますので、「くびちょう」と読むことが言われています。

その首長と議会議員を共に住民が直接選挙で選ぶという制度、二元代表制を取っております。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負うという議院内閣制を取っています。このような制度の違いから、国では内閣を支持する政党と、そうでない政党との間に与野党関係が生まれます。

地方議会においても、市長を支持する派、一般的に人口の多い県や市では、会派というのがいろいろあるわけですが、そうでない派に、疑似的な与野党関係が生まれる、二元代表制の下でも生まれることがあります、しかし、これは国の議院内閣制の枠組みを、市長選挙の際の支持・不支持に当てはめていることであって、二元代表制においては、国の議院内閣制と異なり、制度的には与党とか野党とかには存在しないわけです。

私も友人から、町会議員になると言ったら、落合お前は与党なんか野党なんかって聞かれるんですが、それ当てはまらない。ともに町のためにやっているわけですが、

地方議会においても、すみません、どこまで言ったか分からん。

しかし、これは二元代表制の特徴というのは、首長、議会が共に住民を代表するところにあります。共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって、ある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決め、つまり議決をし、

その執行を監視し、まず積極的な政策提案をして、政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であると言えます。

私は今述べたように、二元代表制を認識しておりますが、町長はどのように認識しておられるか、お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

二元代表制についてでございますが、これは日本の法律で決められているものでございまして、組長と議会が、それぞれ異なる特性を生かして、住民の意思を行政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら、自治体としての最高の意思決定を導く共通の使命があるものというふうに理解をいたしております。

議員おっしゃいますように、首長と議会はお互いに抑制・均衡を図りながら、共に自治体を運営していくことだろうというふうに認識をいたしております。

自治体運営ということで申し上げますと、国がします地方分権に当たりまして、基本的な考え方によりますと、自治行政権、自治立法権、自治財政権の3つの権限こそ、地方自治の運営には欠かせない条件とされております。

自治行政権は、住民ニーズに応えることで、住民が暮らしやすい住民サービスの供給や制度を維持することが任務であると考えます。首長は自治行政権の権限行使の担い手であるとはいえ、行政を管理・コントロールし、運営することが役割であり、議会は監視・評価するとともに、検査権や監査請求権などを持っておられます。

次に、自治立法権は、条例、その他自治体の法規・法令を制定するに当たり、首長と議会の双方に議案提出権があり、これは議会には議決権がございます。

次に、自治財政権は、予算を定めて健全な財政運営を行うことでございますが、予算の議決権は議会にございます。

このように自治体運営は、組長と議会とのチェック・アンド・バランスによるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そういう認識であたっただけでございまして、大変、私としてはよろしいかと思っております。

もう一つ、組織としての権限的なことで、ちょっと私が認識していることを伝えたいと思います

ので、それに対して、またお答えいただきたらと思うんですけども。

どうということかと言いますと、市長は首長ですね。町長とかいう首長は、自然人1人で構成される独任制、つまり組織のトップの意思で行政機関の意思を決定する制度、そういう機関なんですね。

ですから、それで、副町長を含む役場の職員は、一般職員は町長の補助機関ということになっています。一方、議会は、一定数の議員で構成される意思の統合によって決まる合議制の機関です。

町長の独任制のメリットというのは、スピード感のある意思決定を可能にし、責任の所在が明確化されるという点になるわけです。

一方で議会のほうは、議会の議長は、議会が円滑に運営されるよう議事を整理する役割や、議場の秩序を保つなどの特別な権限が与えられます。また、対外的には議会を代表し、様々な行事や会議に出席することも議長の仕事なわけです。

しかし、町長の言う独任制のそういった権限は、議長にはないわけですね。

そういった形でやっておりますので、その辺は、私はそういうふう認識して、これからも議員として、後は1年弱ではありますが、やっていこうというふうに思っておりますが、町長の認識をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も議員の皆さんも双方、町民の方から選挙をされて出ているということに関しては全く同じでございます。

しかし、立場が、私は執行機関、議員おっしゃいますように、私が決めるという執行機関の権限を1人でと申しましょうか、こういう執行機関でトップとしてやっているわけで、議会のほうは合議制でございますので、野党・与党とかいう話もありましたけども、結果的にそういうふうに見えるのかも分かりませんが、やっぱり議員の皆さんが協議をしていただく中で、執行部側が提案したものを批判、提案していただく中で、今日も一般質問で多くの御意見もいただきましたので、そういったものを十分参考にさせていただいてやろうと思います。

また、議会にはいろんな権限がほかにも付与されております。議決権以外にも、たくさんの権限をお持ちでございますので、これからも執行機関と議会が協力しながら、すばらしい田布施町ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

それと、もう一つ、今回も一般質問で、私の前に5人の方が一般質問されましたけど、一般質問

というのは、結局、今の二元代表制の下で、そういった形で一般質問をするわけですけども、議員一人一人が個人的にできる、質疑というの、町長提出議案に対する質疑というのもありますけども、一般質問は大変そういう自分の考えを提言できる重要な場だというふうに思っております。

町議会議員として、こうした公開の場で町民の立場に立って、町の施設の必要性を議会で論議します。また、議員一人一人が町民を代表して議会で質問するため、町長は質問した議員を通じて町民に答えることになります。

議員は、町民の代表として、日常活動から得た町民の意見、要望等を、町全体の視点から町の施策に生かしていきます。

そういうふうに一般質問しているというふうに思っておりますし、私はそういう考え方で一般質問をしようというふうに思っておりますので、これについての認識もよろしくをお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議会の議員の皆さんというのは日頃の、議会、こうした開催日というのは本当に限られておりますが、定例会、臨時会しかございませんけども、通常の議員活動の中で、いろんな御意見を住民の皆様からお聞きになって、こうした場で御提案いただくし、また議会として意見なり、取りまとめいただくということでございますので、議員おっしゃいますように、議員さんの発言だけじゃなくて、住民の方々の御提案だということで広く受け止めておりますし、ここで私が発言しますのは、そういった気持ちを込めて答弁をさせていただいております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） ありがとうございます。共通認識でやっていける、今までやってきましたけども、今後もやっていくし、新しい議会になっても、そういう共通認識で行って、議員もそういう意識で、私を含めて今後もやっていったらと思います。

ちょっと変わりますけども、地方分権ということで、たしか平成１１年だったと思うんですけども、国と地方の関係を上下と主従の関係から対等協力の関係に移ったと思います。移ったと思うんですけども、その辺の実感として、今、国とか県とかそういう関係とのあれってのはどんな感じですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 御質問が非常に広くなりまして、急に広くなりましてあれですけども、感じとしては、やっぱり言われるように、機関委任事務、国の事務だったものを自治体でしなさいという、国の仕事が県に下りてきて、県の仕事が町に下りてきて、パスポートもそうですけども、そういった事務を自治体がやるということ。

特に、最近ですとコロナの関係で、予防接種は自治体がせえということなんで、私が思うに、国、県がちゃんとやりや、さっさっさっさやりやあいと思うんですが、自治体ごとに冷蔵庫を買って接種をしてということで、効率的とは思わん。

私は、その辺についちゃ、国がもっと広域的な観点から行えば、内山議員がおっしゃいましたけども、災害の対応というのは、やっぱり要支援者、要配慮者については、広域的な病院の数とか施設も限られておりますし、町内に他市町村の方がたくさんお住まいになっておりますし、住民も、ほかの市町村にお世話になっておりますので、そういうところから見れば、もっと国、県がリーダーシップと申しましょうか、取っていただきたいというのが最近の、業務が本当に多く、1階を解消せんにゃいけんかったのも、パソコンとか仕事が増えすぎて、1階の昔の、御存じと思うんですが、役場の1階半分はフロアで待合スペースで、ここに建設課もおって住民係がおって、そこで仕事が済んでいたんですけども、今、とんでもないことで、それだけ仕事が増えておりますので、自治体の感覚としては、機関委任事務の廃止からずっと、自治体の権限を認めていただくのはすごいありがたいんですが、現場の実感としては、もう少し広域的な考え方で、国に主導権持って政策を展開していただけたらと。

今の物価高騰もそうですよね。各自治体で買物券配ったり、いろんなことばらばらでやってますけども、その辺をもっとトータル的に国がコントロールして予備費を使われるほうが、結果的に無駄な支出にならないんじゃないのかというのは実感でございます。

お答えになっているかどうか分かりませんが、地方分権、非常にありがたいんですが、それだけ自治体の仕事が増えてきている。私の仕事が増えてくるちゅうことは、議員さんの仕事も増えてきているということだろうと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分権が進むことは大変いいけども、その分、仕事も、かつてよりも増えてきているということですね。

そういう意味で、対等という関係は維持されているというふうに解釈してよろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 対等と申しましょうか、昔のような指導とか、昔は国が、数字がきて、こうせい、ああせいというのが、文書1枚で来て、こうしなさいという命令でございました。

今はそういったことはございません。非常に柔らかな言い回しなんですが、結局やらんにゃいけんちゅうことですから、やるんならやるで、もっとはっきり言っていたいたほうが、やるほうも

はっきりするんですが、何かやってもええ、やらんでもええというような、メールで1本のメールは、どう解釈するんかって、みんなで、この解釈はどうしたらええんじやろうかちゅうようなこともありますんで、また現場からすると、もっとはっきりした、対等で結構なんですけど、もっとはっきり意思表示をしていただいたほうが、行政とするとやりやすいかなという実感でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 私も役場の職員だったんで、その辺はよく分かります。実際、まだ分権とは言いながら、対等とは言いながら、逆にいやあ、そういった問題もあるだろうというふうに思います。

1問目はこの程度なんですけど、ただ、議会のほうのサイドのこと、これは議会のことだからお答えいただけませんが、ちょっと紹介させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

議会改革の推進ということ、令和6年、今年ですけど、2月8日に全国町村議会議長会が第75回定例総会で、一応こんな決議をしておるんですね。

多大な人材が参画するための議会改革の推進等に関する決議。

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託に応えて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動している。

しかしながら、令和元年5月から令和5年4月の統一地方選挙までに行われた町村議会議員一般選挙においては、全体の4分の1を超える254団体において無投票となり、そのうち31の団体が定数割れとなるなど、議員のなり手不足が深刻化している。このまま歯止めがかかれば、地方自治にとって危機的な状況が到来するおそれもある。

このような状況を打開し、多様な人材が参画する議会を実現するためには、議会の存在意義と役割が住民の実感されるとともに、議員のやりがい・魅力的な住民の間に浸透することが必須である。

このため、我々町村議会は、地方自治法の改正によって明確化された権限を十分踏まえた上で、更なる議会改革を推進し、これまで以上に住民の福祉の向上を実現していくことを表明する。

また、引き続き、議員を志す誰もが参画しやすい環境整備を国に要請するとともに、主権者教育、議会のデジタル化、ハラスメント対策、適正な水準の議論を踏まえた低額な議員報酬の改善、厚生年金への地方議会議員の加入に向けた議論の活性化を推進する。

以上、決議する。

というのを紹介させていただきまして、1問目の質問は終わります。

次に、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目、本町の人口等についての質問です。

これは西本議員の質問とダブるところがあるんですが、よろしくお願いいたします。

厚生労働省は2月27日に、2023年、令和5年、去年の全国の人口動態統計の速報値を公表しました。年間出生数は75.8万人と8年連続で減り、過去最少となりました。婚姻数も48.9万組で、90年ぶりに50万組を割りました。

そこで、田布施町の推移と今後の見通しと、その対策についてお尋ねします。

1番、人口の推移と今後の見通しについて。

2、自然動態と社会動態の推移と今後の見通しについて。

3、年齢別、ゼロから14歳、15から64歳、65歳以上の人口割合の推移と今後の見通しについて。

④移住・定住対策の現状と令和6年度の対応について。

5、結婚の応援について。

この辺も西本議員とちょっと重なるところがあると思いますが、よろしくお願いします。

その中で結婚については、最近のニュースで、韓国もかなりそういうのがあるし、中国もそういう状況にあるというふうな新聞報道を見て、世界的に、ヨーロッパは分かりませんが、米欧は私分かりませんが、そういう状況なんだなというふうに思っております。

以上、2番目の質問です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目でございますが、本町の人口の推移と今後の見通しについてのお尋ねでございます。

国勢調査における近年の人口のピークは、昭和60年で1万6,740人で行われました。その後、ずっと1万6,000人台を推移しておりましたが、平成22年に1万5,986人と、初めて1万6,000人台を下回り、令和2年、これは西暦の2020年になりますが、1万4,483人と1万5,000人を下回り、これが最新の国勢調査の確定値となっております。

今後の見通しでございますが、公表されております国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、その5年後となる2025年には1万3,266人となり、その後については、5年ごとに約1,000人ずつ減っていき、2050年には8,918人となるとされております。

次に、2点目の自然動態と社会動態の推移と今後の見通しでございます。

まず、近年の自然動態でございますが、平成30年度の出生者数は71人、死亡者が204名、133人の減。令和2年度には、出生者数は61人、死亡者数が213人で152人の減。令和4年度については、出生者数は72人、死亡者が252人で180人の減。過去5年の平均で、毎年

度155人程度の自然減が続いております。

社会動態につきましては、過去5年間、転入・転出ともに、400人から500人台で推移しておりますが、毎年度とも平均しますと、40人程度の社会減、転出のほうが上回るというような数字となっております。

また、今後の見通しでございますが、推計値はありませんが、自然減と社会減を合わせた全体では、平成30年度が162人の減、令和4年度が222人の減で、毎年度、減少者数は増えてきております。

今後の人口の見通しを考えますと、この傾向は残念ながら、さらに加速していくことが懸念されるところと考えております。

3点目の、年齢別人口割合の推移と今後の見通しについてでございます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2020年国勢調査の確定値で、ゼロ歳から14歳の割合は10.8%、15歳から64歳が53.1%、65歳以上は36.1%でございますが、これが30年後の2050年になりますと、ゼロ歳から14歳の割合が7.3%、15歳から64歳が42.9%、65歳以上は49.8%となります。

増減で申し上げますと、ゼロ歳から14歳が3.5ポイントの減、15歳から64歳が20.2ポイントの減、65歳以上が13.7ポイントの増となっております。

4点目の、移住・定住対策の現状と令和6年度の対応についてにお答えをいたします。

移住・定住施策としては、現在はまず空き家バンク制度がございます。これは平成19年度から始まり、平成28年度に空き家改修費用などの費用の一部助成をすることとし、現在に至っております。

空き家バンクのこれまでの登録物件は20件でございました。現在入居可能な物件は2件で、ホームページにて紹介をいたしております。

次に、本町に移住を検討されている方を対象とした施設として、お試し暮らし「おいでえ」がございます。これは平成28年から運用しており、一定期間内、町内で生活を実際に体験してもらう施設で、1泊1人2,000円で利用できる施設で、今年度は移住を希望している2組の方が利用されており、そのうち1組が本町に移住して生活をされております。

令和6年度につきましては、まず空き家バンク制度でございますが、現在賃貸のみを対象としておりますが、今後、売買についても対象として、登録者の選択肢を増やすことで、空き家の有効活用や定住促進につながることを期待しているところでございます。

また、お試し暮らし「おいでえ」につきましても、現在、1泊1人2,000円としておりますが、

1泊人数に関係なく1,000円として、利用されやすいような制度の見直しを行うことといたしております。

最後に、5点目の結婚の応援についてでございますが、これにつきましては、先ほどもお答えいたしました、平成26年度から柳井地区広域行政連絡協議会の枠組みの中で、各市町持ち回りで、サザンセト・マッチングイベントを開催しております。

令和6年度は、田布施町と平生町で開催となっておりますので、工夫を凝らし、カップル誕生を後押しできるようなイベントとしたいと思っております。

最後に、中国、韓国の出生の状況もおっしゃられましたが、やはり日本もそうですけども、先進国では、やはりこうした少子化が進んでおりますし、ベトナムとかマレーシア、シンガポールについても、同じような状況になるのではないかなど、個人的には思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 想像しているように、人口がどんどん減っていく、自然動態によっても減るし、社会動態によっても減ると。そういう状態で、どんどん人口が減っていく。

一方で、そういう移住・定住の施策も進めなきゃいけない。周りもみんなしよる、だから競争みたいなもんですよね。だから、大変厳しい状況があるし、先ほどの質問、一方でいろんな、一般質問もあったように、要望もある。お金が要ることも多い。人口が少なくなりゃ税収も減る。そういう中での行政運営ですから、大変だろうと思います。

そのためには、私がずっと田布施のことで、結局よそと比べたときにどうなんかというところで、昔、周南市になって熊毛町というのがありましたよね。そこの職員が、田布施はええねえって。何でええんかったら、海がうちはないんよって。おたくら、海があるじゃって、島もあるじゃと言うたのを思い出したんですけど。

田布施は気候が温暖で、山あり川あり海あり島ありなんですよ。

馬島も、先ほどからも、その中で出ていますけど、キャンプですよ。関東圏の子どもたちが馬島で、のんびらんど・うましまを造ったと初めの頃なんですけど、来るのに、子どもたちが瀬戸内海って聞いただけで、目がきらきらになるんだそうです。それほど、地中海じゃないけど、瀬戸内海というのは、よそから見たら、すごいええところだと。

私たち住んじよるから、あまり感じんかもしれんけど、でも、すごい島が188号線通ったときでも、すごいきれいなですよ。ぽんと浮かんだような感じになって。そういう波がなぎのようなときに、そういうのを見たら、ほんまあれじゃし、海の地平線から太陽が昇るあれとかいうのは、

本当きれいな。

そういう、しかも田布施には島もあるし海もあるけども、今言ったように、山もあり川もあり、そういった魅力があるんだということ。要するに、自然に恵まれていると。

もう一つは、山陽本線が通っている。田布施駅がある。改修もいろいろ、私も含め、いろんな議員がその辺も一般質問をしたりしていますけども、そういうのがあって。

しかも、新幹線行こうと思ったら、徳山でも新岩国でも、広島も近くにあるわけですね。飛行機も岩国にできたと。そういう利便性もあるんで、ぜひその辺を上手に、どうですか、PRしていったらいいと思うし、私の友人も、ふるさと納税に関係するかもしれませんが、東京に住んどって、田布施から戸籍を外したくないという人がおるんですよ。奥さんとか子どもはすごい不便なんですね、それは。

だけど、やっぱり田布施で住んで、田布施がええからというのがいらっしゃるんで、そういう、ふるさとだからというのものもあるでしょうけども、田布施のメリットをもっと出して、移住・定住を施策を進めていただけたらというふうに思います。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） すみません、私のほうから。

当然、今までコロナ前までは、移住フェアとか言って、今言われたとおりのことを、いろんなところで話ししてきました。

しかし、やはり「おいでえ」とか使うところが、1泊1人2,000円とかちょっと少しハードルが実は高かったというのは、現実味としてあろうかなというふうに思っていますので、新年度からは、できるだけ利用しやすいような形でやりたいというところと。

あと、先ほど内山議員から実は話がありました、のんびらんど・うましま、実は、新年度に間に合いたかった、実は返礼金で、ちょっとなかなか時間的に少しハードになったということで、次年度以降、またそういう形の中で田布施の馬島をPRしていったって、一人でも多くの方が移住して、田布施町を気に入っていただければなという形の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

いろんな、落合さんから御提案いただきました。

のんびらんどは、落合さんが担当で、私もよく覚えているんですが、一生懸命苦労されて、何をされているのかなと思ったら、のんびらんどちゅうのを造るというので、本当に夜も遅くまで残られておりましたので、思い入れは非常に強いんだろうなと思います。

おっしゃいますように、非常にいい施設なんで、何とか通年的に利用ができないかというところで、企業版のふるさと納税とかも使いながらやろうということで、今、指示はいたしておりますが、なかなか水の問題とかありまして難しいんですが、これはクリアしていきたいなと思います。

それと、個人的に思うのは、少し空き家バンクを、団地もたくさんありますし、住んでもいいような空き家がありましたら、それを町として、もう少し手を入れて、空き家バンクを紹介できるような制度にできたらなというふうに思います。

それと、駅は、おっしゃいますように、やはり玄関口ですから、しっかりとしていかなきゃいけませんけども、JRさんもやっぱり結構景気がよくなったり悪くなったりすごいんで、見通しを聞いちゃっても、ぱっと変わったりするものですから、行政として一番怖いのは、駅をじゃあ来年造りますよと言われても、これ何のしょうもないわけですね。設計図もなきゃ、何もないわけですから。

少し早めにお聞かせ願えたら、住民の方とかお話できるんですが、なかなかいきなり、じゃあ3年後にと言われたら、本当に時間がないから、その辺は準備をして待っちゃかんないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そういった形でいろいろやっていただいているので、安心もしておりますけども、頑張っていただきたいというふうに思います。

5番目の結婚の応援についてですけども、これ西本さんに答えていらっしゃって、今回答弁でもいただいているんですが、マッチングアプリというのをを使って相手を探すというのがあるんですけど、これを見たら、最近、マッチングアプリというのは、スマホでそういうアプリを入れて、それを運営している会社に登録してやるという分なんですけど、昔はお見合いを組んだり、婚活のサポートする仲人さんちゅうんが家の近くにおられて、そういう形で、西本さんも言われましたけど、そういうのがあったんですが、今頃はマッチングアプリというのでやっていると。

メリットとしては、気軽に婚活ができる。そして、出会いの機会が増やせる。女性は基本的に無料。そして、相手の職業や趣味などを確認できるというのもあるわけですね。

一方でデメリットもありまして、事件になったこともありますけども、営業詐欺などの怪しい人がいるということもあったりして、それとか真剣な出会いを求めている人も存在する。それから、趣味や職業などがうその可能性もある。

そのアプリによっては、そんないろんなことがあるわけですけど、西本さんも言われていましたけ

ど、やまぐち結婚応援センターのそういう、これもアプリなんですけど、県が絡んだアプリがあるわけですね。

これも西本さんが言っている、マッチング会員とイベント会員って2つに分かれておって、マッチング会員は、入会できる方は20歳以上の結婚を希望する独身の方というふうになっています。

試しにちょっとやってみようかと思ったら、これで私は独身じゃないんで、できませんでしたが、費用については、入会登録料が5,000円、あと登録に必要な書類は、写真付身分証明書、独身証明書、プロフィール用写真ってなって、これマッチングアプリのほうですね。

利用の流れは、まず最初に仮登録して、そして本登録して、ステップ3ではお相手を探し、ステップ4でお見合いをして、ステップ5で友達の期間を経て交際して、ステップ6として結婚というふうになるわけですけども、これにはオンラインのお見合いちゅうのもあるんです。

最近できたみたいなんですけど、Web会議システム、Zoomを利用して、自宅と自宅、または自宅とセンター、またはセンターとセンターでお見合いを実施する、というような形もあります。

県も、新聞に載っていたんですけども、今回イベントをかなりいろいろやるような形で、予算を確保しているというふうに書いてあります。これだったら、ある程度安心できるんじゃないかなと、普通の民間のマッチングアプリよりも。

そういうになってんで、ぜひPRをしていただきたいというふうに思いますとともに、これに、やまぐち結婚応援企業というのがあるんですね。

これはどういうことかと言うたら、従業員の結婚を応援することで、企業のイメージアップにつながりますと。それから、やまぐち結婚応援企業を優先した出会いイベントに従業員を参加させることができますと。やまぐち結婚応援企業を優先したセミナーに参加でき、他企業の成功事例等が共有できますと。それについては、企業団体内に企業内婚活サポーターを置き、従業員に対して次のような取組を実践していただきますちゅうんで、やまぐち子育て連盟が提供する結婚支援情報、セミナーイベント等の紹介とか、やまぐち子育て連盟が主催する企業セミナー、イベント等の参加者の募集。

そして、やまぐち結婚センターの利用推奨など、将来的には、その企業さんにとって、婚活を通じて従業員のコミュニケーション能力が向上しますと。結婚して家庭を持つことで、従業員の意欲向上・定着につながりますというふうなんがあるわけです。

田布施町の企業さんは、この応援企業には1社もないんですけど、隣の平生町はありました。

東部で大体28、ちょっと数えてみたんですけど、28あります。全県では100企業ぐらいが入っています。そういうシステムをつくっているのは、普通の民間のアプリでは、ちょっとないんじ

やないかなというふうに思うんですけど。

それと併せて、やまぐち結婚応援団というのもあって、それは式場とか、そんなところとか、いろいろ出会いの場を提供する、場を提供するとかいうんで、これも全部で200ぐらいの企業が参加しておられました。

東部では40の企業、山口県は東部と中部と西部と北部に分かれたら、東部が40。大体、岩国から徳山、周南ぐらいまで入るんですが、そういったこともありますんで、これをもうちょっとPRしてやっていただいたらいいんじゃないかなというふうに、私はネットをいろいろ探しながら見たんですけども、その辺はどんなふうに思われますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、アプリを使った、そういったサービスというのは、カップルになられたのは、私も何人も知っております。ああ、そうなん。やっぱり信用度が、Z世代とか、私ども小さい頃から携帯とか持っておりませんので、アプリとか最近使い出したほうですから、子どもの頃から持っている人から見たら、仲人さんが紹介するよりは、アプリで紹介するほうが、何て言うんでしょうか、スムーズと申しましょうか、あまり干渉されたくないという。

私どもから見たら信じられないんですけども、アプリに人生を託すかという気がするんですが、今の子どもから見たら、それが本当に心地よいんだろうと思うんです。

ですから、それを山口県もサポートしてきておられます。県知事さんも非常に危機感持たれて、育休の件から一緒にやろうということで、何回もお電話いただきましたし、一般の企業も集められた総決起大会のところで、育休含めて結婚・婚活応援をしようということでお聞きしておりますので、町もできる範囲でサポートはしていこうと思いますし、やはり全体がそうなれば、少しずつ変わってくるんだなという気はいたしますので、町もできる範囲内で協力はしていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） アプリやっても、要は、結局今は、そういう近所に、そういうアプリじゃなくて、実際にお見合い組んだり、婚活のサポートする仲人さんが近くにおられた。でも今はおられない。そういう出会いが少ないんです。異性と出会う機会がない。電話が苦手な人。

さっき車に乗ったらずっとしゃべれんという話もありましたけど、話上手な人もおりや、そのあまり得意じゃないっていう人もおるし、でも話さん人は、それだけ実直な方であろうと思うんです。すごい。

そういう意味で、いろんなタイプの人がおるんだけど、今、実際の仲人さんというのが近所にい

らっしゃらない状況なんで、その中でも安心できる、やまぐち結婚応援センター、これは、運営と
かっていうのは、県が出してるんだろと思うんですけど、実際は。

それに加わる民間については、例えばイベントやれば、今言ったようにイベントをやるっていうの
とマッチングと2つあるんですが、そのイベントをやれば、男性は5,000円よとか、いう形にな
ってはいるんですけど、見て見ると。

さっきも言った、私深く入れないんで、もう表しか見られんであれなんですけど、まあそういった
のも、いろいろ検討されて、結婚してもらわんにや子どもがでкинと思しますので、ひとつよろし
くお願いしたいと思います。その件について、一応回答いただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いろんな意見ありがとうございます。

できることはやろうと思いますけど、根本的に、先ほど言いましたように、海外含めて、結婚し
なくても十分幸せという人は、かなりの意識の中でいらっしゃいますんで、本当に結婚したい人に
対して、そういうニーズがある部分について、町はお助けができるということで、もともとそうい
う意識の変化が、全体で起こってますんで、その辺は考慮に入れないといけないかなというふう
に思っています。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） たしかに、そういう点で、その気がないという方もいらっしゃる
と思うし、でもしたいんだけど、そういう機会がないという方もいらっしゃるんで、ひとつよろし
くお願いします。

さっきの1問目の質問でちょっと言いましたけど、町長派と町長派でないものが、言いましたけ
ど、田布施町には町長派も、町長派でないのも、そういう派はありませんから、そのことだけ言っ
て、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の会議を終了し、明日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問か
ら行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって、延会といたします。

（ベル）

午後3時50分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 西本 篤史

令和6年3月12日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第3号
令和6年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第4 議案第4号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第5 議案第5号
令和6年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第6 議案第6号
令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第7号
令和6年度田布施町下水道事業会計予算議定について
- 日程第8 議案第8号
令和5年度田布施町一般会計補正予算(第9号)議定について
- 日程第9 議案第9号
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 議案第10号
令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第11 議案第11号
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第12 議案第12号
令和5年度田布施町下水道事業会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第13 議案第13号
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 1 4 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 5 議案第 1 5 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 1 6 議案第 1 6 号

田布施町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 1 7 号

田布施町介護保険条例の一部改正について

日程第 1 8 議案第 1 8 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 9 議案第 1 9 号

尾津漁港管理条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 2 0 号

田布施町企業立地促進条例の一部改正について

日程第 2 1 議案第 2 1 号

田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 2 2 号

田布施町営住宅管理条例の一部改正について

日程第 2 3 議案第 2 3 号

財産の取得について（学校給食配送車）

日程第 2 4 議案第 2 4 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 2 5 陳情第 1 号

上関町での「中間貯蔵施設」の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書

日程第 2 6 陳情第 2 号

麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 3 号
令和 6 年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第 4 議案第 4 号
令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 5 議案第 5 号
令和 6 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 6 議案第 6 号
令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 7 議案第 7 号
令和 6 年度田布施町下水道事業会計予算議定について
- 日程第 8 議案第 8 号
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 9 号）議定について
- 日程第 9 議案第 9 号
令和 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 10 議案第 10 号
令和 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 11 議案第 11 号
令和 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 12 議案第 12 号
令和 5 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 13 議案第 13 号
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 14 号
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 15 議案第 15 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 16 議案第 16 号

田布施町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 17 議案第 17 号

田布施町介護保険条例の一部改正について

日程第 18 議案第 18 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日程第 19 議案第 19 号

尾津漁港管理条例の一部改正について

日程第 20 議案第 20 号

田布施町企業立地促進条例の一部改正について

日程第 21 議案第 21 号

田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について

日程第 22 議案第 22 号

田布施町営住宅管理条例の一部改正について

日程第 23 議案第 23 号

財産の取得について（学校給食配送車）

日程第 24 議案第 24 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事
務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 25 陳情第 1 号

上関町での「中間貯蔵施設」の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書

日程第 26 陳情第 2 号

麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情

出席議員（11名）

1 番 内山 昌晃議員

2 番 神田 栄治議員

3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
1 0 番	瀬石 公夫議員	1 1 番	伊村 渉議員
1 2 番	南 一成議員		

欠席議員（１名）

9 番 谷村 善彦議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書 記	穂枝実乃里君
---------	--------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税務課長補佐	友森 康之君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	健康保険課主幹	寶城 和之君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
学校教育課長	惠元 朗夫君	社会教育課長	長谷 満晴君
会 計 室 長	江良 和美君	選挙管理委員長	岩本 宏司君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、谷村善彦議員より欠席届が提出されておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、伊村渉議員、内山昌晃議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。國本悦郎議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今回の質問は一問一答でお願いします。

では、大きな質問1に入ります。質問事項1は、投票率のアップを、答弁は岩本選挙管理委員長にお願いします。

投票率の低下の歯止めがないまま、昨年の4月から投票の締切り時刻を2時間繰り下げました。今まで、この時間帯に投票した有権者の投票行動が、どう変化したのか興味のあるところです。投票時間の短縮をしても有能な議員を選出できるのであれば、低下傾向にある投票率アップのために、どれだけ新しい試みをしたのだろうかと思っています。

来年の2月には町議選があります。以前、2000年当初は70%を超えていた投票率が、最近50%台の半ばまで落ち込んでいます。

投票率アップには必要不可欠な選挙公報発行の条例化は、これまで同じ町村レベルで5割以上の自治体が条例化している根拠を示し、陳情したり一般質問をしてきました。本来なら投票時間の短縮より優先して取り組まないといけないのに、未制定のまま今日を迎えています。他の自治体の取組を参考にするのであれば、もう25年以上も前の平成10年段階で、条例を制定している自治体も数多くあります。

また、多くの議会が、本会議だけでなく、委員会の会議中の同時配信や、ユーチューブで少し遅

れて公開しているところが増えています。会議は全てオープンにするのが原則です。

選挙は万人に与えられた権利で、有権者には候補者の公約や発言内容を比較して選ぶ権利があります。

全国の議員研修に、昨年度と今年度で計6回行き、名刺交換しながら議員間交流をするようにしています。そうすると、田布施町議会は、他の市町の議会と比べると、いろんな面で課題が多く、議会改革をしなければいつも痛感して帰ってきています。

その中の一つに、未制定の選挙公報発行の条例化がありますので、それと投票率アップのための諸策を優先して今回は質問します。

1つ、投票時間の削減が、さきの衆議院補欠選挙では適用されました。今回の投票率は、その前の令和3年度の衆議院選挙より何ポイント違っていますか。また、2時間もの投票時刻の繰下げをどう分析し、評価しているのでしょうか。

2番目です。投票時間の削減後、行われた今回の衆議院補欠選挙で、新しく投票率アップのために取り組んだことは何がありますか。

また、費用対効果の面では計れないものがありますが、投票時間の削減による選挙の事務、そして立会人等の費用等、削減の経済効果は幾らになりますか。

3つ目です。今回だけでなく若年層の投票率の低さが気になります。高校を卒業して町外に出て、住民票を町内に置いているから、投票の権利がありながら、投票できないということがあるかも分かりません。これまでどう対処してきましたか。

4つ目です。町村レベルの自治体で、半数以上が選挙公報を発行する条例を制定していますが、田布施町では未制定です。先ほど言ったとおりです。選挙管理委員会は、できない理由を探すより、他の町村レベルで5割以上発行しているところの条例を参考にし、どうしたら制定できるのかのほうに頭を使ってほしいものです。選挙管理委員会が田布施町で条例化をしない大きな要因は何ですか。

5番目です。候補者を選ぶのに重要な資料の一つである選挙公報ですが、実はこれは有権者全てが利用できるものになっていません。選挙管理委員会の役割は、公正な選挙運動だけでなく、全ての人が選挙に参加できるようにすることもあるはずです。障がい者等に配慮した点字訳や振り仮名つき等の選挙公報の発行をお願いします。

また、選挙後も、有権者が公約をチェックし、事後研修するためには、有権者が選挙公報をずっと手元に置くより、ホームページに掲載し続けたほうがいいとは思いませんか。

以上、お願いします。すみませんが、耳が遠いので、マスクを外してお願いします。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） お答えします。

まず1点目の、さきの衆議院補欠選の投票率を、その前の選挙と比較したとき、2時間もの投票時間の繰下げをどう分析し、評価しているかについてですが、さきの衆議院議員補欠選挙の投票率は47.83%であり、前回、令和3年の衆議院議員総選挙と比較すると、55.67%から7.84ポイントの下落している結果となりました。ただ、総選挙と補欠選挙の比較であり、どうしても投票率が下落傾向にあるため、単純に投票時間短縮だけによるものと考えておりません。

また、補欠選挙との比較であれば、令和3年参議院議員補欠選挙の投票率は46.80%であったため、1.03ポイント上昇しており、短縮の影響は少なかったとの見解もできます。

一方で、令和5年の衆議院議員補欠選挙の投票率は、県内の市を除く町の中では最下位であったこともあり、今後も投票率向上への実効的な方策を委員会内で検討してまいります。

次に、2点目の投票時間の削減後、新しく投票率アップのために取り組んだことは何か、また、投票時間の削減による選挙の事務、そして立会人等の費用等削減の経済的効果についてですが、投票率アップに向けた取組としては、令和5年4月の衆議院議員補欠選挙以降現在に至るまで選挙の執行がないため、具体的な取組は行っておりませんが、当該選挙においては、選挙の広報車での広報活動の回数を大幅に増やし、また、街頭啓発活動による投票への呼びかけを行うなど、時間の短縮の周知を含めた啓発の取組を行っております。

また、投票時間の削減ですが、令和5年衆議院議員補欠選挙の執行経費が、およそ750万円でした。令和3年の衆議院議員総選挙で約1,000万円、同年の参議院議員補欠選挙が約910万円でしたので、一定額の経費節減ができたものと考えております。

その主な要因として、当日、投票所職員の時間外勤務手当の削減が挙げられますが、令和5年衆議院議員補欠選挙の当日投票に係る時間外勤務手当がおよそ150万円、これは令和3年の衆議院議員総選挙での同経費約230万円と比較すると80万円程度、参議院議員補欠選挙の同経費200万円と比較しても約50万円が削減されております。

なお、立会人の報酬については、報酬額を日額で定めているため、投票時間の短縮と報酬に変更はありません。

もちろん選挙の性質により条件が異なるため、一概には言えませんが、投票時間を変更した令和5年4月の衆議院議員補欠選挙では、結果的に選挙に係る経費を抑えられていると言えます。

次に、3点目の若年層の投票率を引き上げる妙案はについてですが、若年層へは、二十歳の集い等で選挙啓発パンフレットを配布することや、転入、転居等の手続時に、窓口で案内パンフレット

を掲示して投票の呼びかけを行っております。

なお、以前は、投票率アップの取組として、田布施農工高校からの申出に応じ、出前講座を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染流行以降は、そのリスクを踏まえて行えておりません。しかし、今後については、学校からの申出があれば、出前講座を実施していきたいと考えております。

次に、４点目の町村レベルの自治体の半数以上が選挙公報を発行する条例を制定しているが、田布施町では制定できない。その大きな要因は何かについてですが、公職選挙法第１０７条第１項の定めによれば、選挙期日の２日前までに配布することになっており、一部の市町村を除き、これに準じた公報を行っています。

令和４年３月の本会議に頂いた質問以降も、委員会内でのその可能性を検討してまいりましたが、市と違い告示日からの日数が短いことや、配布を依頼している自治会長等や印刷業者に相当な負担を強いることとなることから、当委員会としては、現時点、選挙公報を作成する考えはありませんので、同様に条例制定についても考えておりません。

なお、令和２年１２月より公職選挙法が改正され、町議会議員選挙においても、ビラの頒布が解禁されております。

そうした制度を御利用いただきながら選挙活動に御尽力いただければと思っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、障がい者等に配慮した選挙公報の発行を、さらに公約のチェックのため、選挙後も選挙公報をホームページから削除しないで掲載をについてですが、点字用カセットテープによる選挙公報等は、国や県の選挙では提供を受けておりますので、御依頼があれば御提供はいたします。現在、こちらから積極的に点字等の選挙公報を提示することは行っておりません。

また、選挙公報のホームページについては、国の通知等により、一定期間、国や県が掲載しております。

町の選挙については、先ほどの答弁で申し上げたとおりですので、今後、条例を制定することがあれば、検討してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（南 一成議員） 國本議員、すみません。認識のことなんですが、ちょっと時間を取りますが、一般の傍聴者もいらっしゃいます。確認しますが、締切り時刻を２時間繰り下げたちゅうことは、時間が長くなったちゅう意味なんですが、そうじゃなくて短くなるちゅうことでしょうか。繰り上げるが正しいんじゃないですか。投票時間を２時間繰り下げたと書いてありますが、繰り下げ

るちゅうことは時間が長くなるちゅうことでしょう。繰り上げるちゅうことで短くなるのが本当でしょう。(発言する者あり) はい。だからあれは繰上げに今後訂正してください。はい。よろしくお願いします。どうぞ。

○議員(6番 國本 悦郎議員) 投票時間の削減。投票時刻の繰下げ。じゃない。どう。(「8時から」と呼ぶ者あり)(発言する者あり) 時間の削減です。はい。すみません。

では、再質問に入ります。投票時刻の2時間の削減をしたわけですが、その理由の一つに、期日前投票の増加を挙げています。前回と比べて増えていますか。期日前投票は。どんなです。

○議長(南 一成議員) 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(岩本 宏司君) ただいまの御質問で、ちょっと具体的な何ポイント、前回と上がった数値的なものは、はっきりしたものは言えませんが、田布施町においては、期日前のほうは、県内の投票率の中では、田布施町は、期日前はいいようには聞いております。ただし、その数値的なものはちょっと検討していません。はい。

○議長(南 一成議員) 國本議員。

○議員(6番 國本 悦郎議員) きちんとした数値を今後お願いいたします。

では、次に行きます。令和2年度の9月議会の一般質問で、選挙管理委員長は、「投票時刻の2時間の繰下げ」というふうに書いてある。答弁しています。町の選挙経費削減や立会いに及び事務従事者等の負担軽減などのメリットも多く、先ほど80万円とか50万円とか言われました。将来的には、県議会議員選挙において、同一選挙区となる平生町及び上関町と調整の上、1時間から2時間削減するように検討しますというふうに答弁しております。

その答弁時点から、ですから令和2年の9月に質問がありました。その答弁時点から、投票時刻の2時間の――投票時間の削減ですね。2時間の削減による投票率の低下を防ぎ、逆に投票率アップのために、こういった新たな取組を進めてきたかをお聞かせください。

選挙がなかったわけですが、なんか選挙管理委員会として、こういったように取り組んでいくという、そういったのはどうですか。

○議長(南 一成議員) 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(岩本 宏司君) 具体的に選管の委員会の中でいろいろ協議しておりますが、その内容については、なかなか述べるのが申し上げにくいんですが、とにかく選挙管理委員会においては、有権者の皆様方の1票がそれぞれ権利でございますので、いろいろ協議会の中でも、どうしたら投票率のアップに向けていくかということは、それぞれ委員会において協議しております。今後においても徐々にまた協議したいと思います。

そのほか、また障がい者の皆様方が、どうしたら投票に前もって行くことができるか、その内容についても擬議、もう何年かの課題でありますけれども、いろいろ委員会内でも協議しておりますので、そういうような内容で申し訳ございませんが、御理解を頂いたらと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 田布施町では、他の市町のように、市民の投票参加や政治意識の向上に取り組んでいる、明るい選挙推進協議会というのがありますが、それが一つと。先日、宇部市明るい選挙推進協議会が、公益財団法人明るい選挙推進協会から、若者の投票参加の後押しをしたということで、優良活動表彰を受けています。

その取組の一つの中に、高校生徒会の若者への投票を呼びかける、若者選挙パートナーに委嘱しているのがありました。まあ、うちでは農工があります。コロナの関係で、出前授業はやっていないということです。宇部市では、出前授業以外に、生徒会にそういったのを委嘱しております。これから出前授業だけでなく、そういったような取組を田布施農工でもやってみませんか。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 最初に言われた明推協——田布施明るい選挙協議会、正式名はちょっと分かりませんが、そういう協議会のほうは、田布施町は行っておりません。他の市とか町のほうでも、やっているところもございますけど、一応本町は行っておりません。それも選挙管理委員会のほうで、どうしたらそういうふうになるかちゅうのはいろいろ擬議しております。

そして、今の出前講座の件なんですけど、従来は田布施農工で、先ほど答弁したとおりに行っていましたけど、コロナのほうの関係で、そういうふうに出向いて、町内いろいろなところで出前講座というのはやっておりますけど、選管についても、今後御依頼があれば、そういうことはやっていこうということで協議会の中でもいろいろ検討はしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 先ほどの宇部市の表彰の件につきましては、山口新聞に掲載してありますので、よく見ておいてください。

今回の衆議院補欠選挙でも、事前に年齢別や時間別の投票率を頂きましたが、若年層について低投票率は目を覆うものがあります。成人の集いとかで呼びかけたりしておりますが、本当20%を切るところもありました。それを食い止めるため、今、行っている以上に何らかの取組が必要ではないかと思います。今後どのような取組をしていきたいか、それをお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） これも委員会のほうで、また皆さん方にいろいろ、ただいま先生の御質問があったことは、委員会のほうでも重々いろいろ協議しておりますけど、具体的にちやなかなかに伝えるににくいんですが、それは言われたとおり、十分これからも協議会で協議したいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 委員長のほうで独断で判断することはできないと思うんですが、今からいろんなそういった要望とか来ますので、きちんと選挙管理委員会のほうで協議して、方向性を出していただきたいと思います。

次に行きます。身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証を持っている方で、一定の要件に該当する方。外に出られないとか、そういったように障がいの程度によって、一定の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票をすることができるようです。町内では、どれくらいそういったような郵便等による不在者投票者、該当者がいるのでしょうか。その数を教えてください。

また、それ以外にも障がいの程度は、要件に達しなくても郵便投票を認めてほしいという、全国の障がい者の、障がいのある人や選管からも、対象の拡大を求める声が出ています。田布施町の選挙管理委員会では、そのことについてどんな見解ですか。何か40の自治体では、そういったように拡大してほしいというような声が——40、70、ちょっと数値は分かりませんが、そういった声が出ています。田布施町ではどうですか。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 今の御質問ですが、町内においては、対象者はいらっしゃるという現状で。はい、ゼロですね。（発言する者あり）すみません。今のは失礼。ちょっと勘違い。対象になられる方はいらっしゃるんですが、そういうふうな申出の方はゼロ名。ないのが。（発言する者あり）はいはい。いらっしゃるんですけど、ないということですね。証明の発行はないということで。

今、議員さんの御質疑について、なかなか現行での郵便制度については、非常に皆さんがハードルも高くてなかなか難しいのが現状でございます。はい。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 事前に頂いた、令和3年2月に行われた町議選の地区別の投票率と年齢別の投票率を見ましたら、少子高齢化が進んでいる地区と子育て世代の多い新興住宅地区では、投票率が大きくかけ離れています。前者が高く、後者が低くなっています。

少子高齢化が進んでいる地区では、従来どおりの地区推薦で候補者を出しているところでは、投票率は高くなっていますが、他方、子育て世代の多い新興住宅地区では、軒並み投票率が低くなっています。

なぜかはすぐに分かります。町議選のように、多くの候補者が出る中で1人を選ぶ選挙では、公約を比較できる選挙公報がなければ、誰に投票していいか判断するのに困ります。そんな地区では、棄権が多く出て低投票率になるのが当然だとは思いませんか。

このまま選挙公報を、先ほど言いましたように、田布施町は発行しないというように言われました。今後、田布施町では子育て世代の移住者を求めています。そういった移住者が増えても、そんな地区では棄権者が増え続けるのではないかと思います。

選挙委員会の、そういったことに取り組まないことで、投票率が低くなっている事態が進行していきませんか。その点についてはどうお考えですか。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 答弁については、先ほど申し上げましたが、この選管の委員会のほうで、条例の制定についてはいろいろ協議はいたします。

それで、もしその中で、今言われたとおりいろんなことがあれば、いろんな改善ができるようには、話し合いとかはしなきゃいけないと思いますが、現時点では、なかなか制定のほうは前向きに至っておりません。そういうのが現状です。考えてはいきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 資料をお渡ししておりますが、嵐山町選挙公報発行条例を見ますと、選挙公報を出す前のときには、当該選挙の期日の告示があった日の午前8時30分から午後5時までの間に、候補者が原稿を出すようになっております。公職選挙法では2日前かも分かりませんが、条例では前日までというふうに、ここを見ます。これは平成10年ですよ。「選挙公報は、町の委員会が当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする」ということです。

それから、全戸の各世帯に選挙公報を配布するのが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ県のほうに届け出て、選挙公報について、新聞折り込みとか、その他公民館とか、それで、中にはコンビニとか、そういったところにも置いて、有権者には便宜を図っています。ですから、ホームページにももちろん載せます。そうすると、条例を2日前までにはちゅうことはなしに、前日まででいいんですから、周知できるんじゃないかと思います。

来年の2月に町議選が控えています。今、述べたようにいろんな便宜を図れば、先ほどは公報を

出さないというように言われましたが、田布施町でもできないことはありません。選挙公報を発行する条例を制定したいと本議会で言明しないと、来年の町議選には間に合わないんじゃないかと思います。

もう5割以上が条例を制定しています。議員のほうも自分の思いを比較してもらいたいという、そういったのが多いんじゃないかと思います。チラシを配られるか分かりません。それよりは選挙公報という一覧で見せるのが一番だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 岩本選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） ただいまの御指摘がありましたけど、委員会のほうで、いろいろそういう内容について協議はしております。配布等の問題とか、配布ですね。そういうふうな公報の配布の問題等もありますので、1日前というのは町の条例ですからね、国のまた選管法とはまた違いますから、それは1日前でもできることは承知しております。そうではありますけど、なかなか、いろいろ今後も委員会で検討していかないと、この場でちゅうわけにはいきませんので、協議したいとは思っています。はい。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ですから、5割以上の町村レベルのところでは、条例をつくって何ら問題が出ておりません。田布施町ではどうかなという思いは、公職選挙法では2日前ですけど、前日まででいいんですよ。よろしくお願いいたします。

では次に、大きな質問2に入ります。

質問は、部活の地域移行の方向性はで、答弁は、鳥枝教育長にお願いします。

中学校の部活の地域への移行は、ただ単なる教員の働き方改革という立場からではなく、生涯スポーツの中にきちんと位置づけ、幼から老まで、さらに障がい者を含めてスポーツ活動を推進する立場から論じるようになってきています。

文科省やスポーツ庁、文化庁からは、休日の移行を先行させるよう各自治体には求めています、周南市や山口市では、それより先行して平日を含めた移行を2026年度から行えるよう、様々な子どものニーズに応える形で方針案を出しています。

100%の方針案を出さなくても、70%からPDCAサイクルで、逐一子どものニーズに合うように改定すればいいんですから、躊躇する必要はないと思います。

そこで、これまで質問した経緯を踏まえて質問いたします。

1つ目は、部活の地域移行の進捗状況はどこまで進んでいますか。また、今後の方向として、県教委は、保護者宛てのパンフレットで、地域移行には2つの方向があると明記しています。一つは、

他の学校との地域連携。もう一つは、学校外のスポーツ団体への地域移行です。田布施町はどちらの方向で進めるのでしょうか。

2つ目です。体育協会や種目別競技団体、田布施スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化協会を統合する形で、スポーツセンターの直接の所轄から離れる独自の受皿づくりを、今後進めていかなきゃいけないんじゃないかと思います。

今年度予算で、部活動地域移行コーディネーターの配置を、会計年度職員待遇で配置したのは評価しています。予算の概要を見ますと、今後、部活動地域移行コーディネーターは、令和7年度までのつなぎの会計年度職員となっていますが、平日への移行も視野に入れると、恒常的に活動できる人を配置するのが望ましいのではないかと思います、どうでしょうか。

3つ目です。周南市のシンポジウムで紹介された資料によりますと、競技種目だけではなく、文化活動の移行も踏まえ、多様な子どものニーズに応える形での移行も視野に入れた受皿を設定し、2026年から平日を含めて全面的に地域移行できるようにしています。田布施町では、休日の移行はいつまで、さらにハードルの高い平日移行は、いつを目安に進めていきますか。

4つ目です。文化庁の有識者会議、文化活動の地域移行に関する検討会議では、主に公立中学校の部活動を学校から地域に委ねる政府方針をめぐり、休日の活動の移行を進めるよう求める提言案を公表しています。

活動場所を確保するため、従来どおり音楽室などの学校施設を活用する方策も示し、将来的に平日の移行も目指すべきだとしています。文化部の学校施設の使用を、これまでどおりお願いできませんか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 部活動の地域移行に関する4つの御質問にお答えをいたします。

1点目の部活動の地域移行の進捗状況につきましては、大きな進展はありませんが、今年度、部活動の地域移行に関する推進協議会、これを2回開催して、地域移行に向けた体制の整備や今後の課題について協議してきたところであります。

この中では、本町における「新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定するとともに、新たに部活動地域移行総括コーディネーターを配置して、地域移行を進めることや、地域の受皿となる休日のクラブ活動等の指導者などの人材の確保についても協議してまいりました。さらには、近隣の市町と連携した広域での部活動の可能性も模索しているところであります。

次に、2点目の地域クラブ活動の運営団体や実施主体の在り方につきましても、推進協議会にお

いて議論を重ねておりますが、任意団体である体育協会やスポーツクラブ、スポーツ少年団、文化協会の意向も勘案しなければならないと考えておりますが、温度差もあり、望ましい運営団体や実施主体の在り方については、結論を出すまでには至っておりません。

3点目の文化活動の移行も含め、子どものニーズに応える形での移行についても、運動部活動の地域移行と同様に進めようとしているところであります。

また、移行の時期につきましては、令和7年度までに、まずは休日の学校部活動の地域移行・地域連携に向けて取組を進めることとしております。

その後、指導体制等が整えば、平日を含めた地域クラブ活動へと拡充していくことを視野に入れております。

さらには、学校の運動部・文化部の種目や活動に限らず、将来にわたり子どもたちがスポーツ・芸術に継続して親しむことができる機会を確保できるようにしていくことが望ましいと考えております。

最後に4点目の地域移行後における文化部の学校施設等の利用につきましては、スポーツ・運動関係も含め、要望に応じて学校の施設を開放する必要があると考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） では、再質問に入ります。

田布施町は1町1校ですから、ほかにもいろいろと連携している平生中学校との地域連携が妥当ではないかと思っています。2町でその面の協議はどこまで進んでいますか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

近隣との広域連携につきましては、令和5年度末から、柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町の1市4町で協議の場を持ち、開催を重ねておりましたが、現在は上関町、平生町、田布施町の3町で広域連携、こういったことができるかというような協議を継続して重ねているところでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 平生町と上関町のほうは、教育委員会と、上関町は中学校のほうに、こういったように地域移行について考えているかというのを聞きました。上関町のほうは、今ソフトテニス1つしかありません。今、全員クラブ制ではありませんから、野球をしたい子、その他いろんなことをしたい子は、柳井のほうとか岩国のほうに出ているようです。スポーツ少年団か

ら、例えば野球で言えば、公式野球のクラブがありますので、そちらのほうに行っている状態です。

1つあるソフトテニス部は、指導者が代われれば簡単に移行できるので、他の町、平生町とか田布施に入って負担金を払ってまで、そういったことはしたくないと言っています。平生町のほうは、まだ模索しているというか、田布施町と、例えばバスケットとバレーでチームが組めなくなったら、その時点で一緒にやっていくか協議したいという、そういったような回答でした。それでよろしいですか、どうですか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 議員おっしゃられるとおりのことで間違いないと思います。上関町につきましては、ソフトテニス部のみで、もうそれ以上増やすつもりはないですし、ただ、広域連携の考え方としましたら、そこにソフトテニスが充実しているのであれば、田布施町なり平生町の生徒さんがそこに行ってやるという選択肢も、受け皿の可能性として1つあるということなんですが、保護者の送り迎えだとか、いろいろな面でちょっとハードルは高いなと思うんですが、平生町に関しましても、田布施町のバスケットボール部の充実等見て、ぜひ一緒にやりたいというようなことで、試験的に生徒さんとの交流が今進められておりますので、何ができるかというのを、行く、来ていただく、そういった部分が何ができるかというのを、今、検討しているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 部活では、専門性の高い顧問のスポーツ種目では、競技種目は主になり、そうでなく楽しむために入部した部員は、どちらかというとなおざりになっていたという意見があります。また、教員や校長には異動がありますから、異動ごとに代わる顧問の専門性により、指導の一貫性に欠ける面も指摘されています。そういった指導の一貫性ということを考慮しながら、地域移行を考えていますか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） まさにおっしゃられるとおりの課題は承知しております。地域移行が進むについても、指導者というのは、永遠にその方が指導できるということは、現実的にそこも教員の問題と同様にありと承知しておりますが、そういった部分の指導体制というのを、複数なり整えながら、代替わり、世代交代、そういった部分のサイクルがうまくできるような仕組みというのも念頭に置いております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 中学校部活動地域指導者人材バンク登録には、今現在15名が登

録されているように回答がありましたが、その指導者の公認スポーツコーチの資格の有無はどうなんでしょうか。なければ公費負担でその資格を取得させませんか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 今、人材バンク登録者のニーズのほうをおっしゃられました。個々の指導者資格の保有については、今こちらちょっと手元にないので、中には取得されている方もおられます。今後の地域移行に関して、地域クラブ活動の要件としました指導員資格は、持つべきだというふうなガイドラインもございますので、その辺の取得については、個別負担なのかどうかというのは、今後検討の中でさせていただければと思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今、部活顧問から生徒へのパワハラ、いわゆるスポハラです——やセクハラが大きな社会問題になっています。地域の指導者へのそういった研修は必要不可欠だと思いますが、そういった研修も地域移行に際して、ぜひ行うようにしてもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） そういった指導員資格とは別に、資質の部分についての研修につきましては、もう県のほうで講習会、研修会のほうが始められておりますので、そういった指導員の方が固まり次第、そちらのほうに研修のほうを受けていただくように促すような形になろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 部活の教員から地域の指導者への移行に関して、どのように指導してきたかを共通理解するためには、両者が一緒に指導するという移行期間が必要だと考えます。そういったのは考慮していますか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 田布施町のこのたびの方針につきましては、まず地域移行の前に地域連携、先ほどおっしゃられました地域連携なんですけど、合同部活動というのは一応1個ですので、田布施町該当しませんけれども、学校教育の一環として、これまでの学校部活動の中に、部活動指導員、田布施町にはおりませんが、外部コーチの方がまずは入っていただいて、今までの体制の中にうまく溶け込むかというような部分からスタート、そういった部分を考えておりますので、そこで連携がまず図られて移行というような流れを想定しております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 指導方針が一致していないと、そういったのは一貫性のある指導ができませんので、移行期、一緒に指導してやるという期間を設けてください。それで、指導者によったら、休日だけでなく、平日も含め、すぐにでも指導したいという方もおられるのではないかと思います。そういった個々の対応というのはできるんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 先ほどからの方針のとおり、まずは休日の移行からなんですが、そこでも種目、活動によっては進み具合、進捗がそれぞればらばらだと思います。ある部は早い、ある部はちょっとなかなか指導者すら見つけられないということもありますので、先行する形で、平日も見据えていく種目、活動があるかも分かりませんが、まずは休日の部分を固めてからというふうな形になろうかと思います。

先ほど広域連携の部分で令和５年度末と申しましたが、令和４年度の末から協議を開始しておりますので、訂正させていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 部活の地域移行には、生涯スポーツの中にきちんと位置づけ、幼から老まで、そして、障がい者も含めてスポーツ活動を推進する立場から論じるようになってきたという、先ほど言いました。田布施町には総合支援学校があります。その生徒も、その地域移行の中にきちんと位置づけてほしいとの思いがあります。障がい者と健常者との交流を通じて、相互理解を進めてほしいからです。そういった面での地域移行は、ぬかりないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 地域移行に進めるに当たっては、まだまだ解決していかないといけない課題が山積しておりまして、そういった部分も検討していきながら、今おっしゃられた課題についても、この部活動の地域移行というのは、地域連携教育に通じるところもあると承知しておりますので、地域での多様な体験や様々な交流活動、そういった部分で教育的意義が継承されるというのを望んでおりますので、そこら辺も踏まえて協議してまいりたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） いつもひな壇に座っておられる執行部を見渡せば、若いときにスポーツ万能の方もいらっしゃいますし、職員の中には、駅伝で名をはせた職員もかなりいるようです。また、教職員の中にも、部活が地域に移行しても、指導者として関わりたいという人もかなりいるのではないかと思います。

現時点で、兼職兼業を認めれば、かなりの種目で地域移行できそうですし、国もその方向で進め

ているようです。認められましたら、田布施町では、すぐにでもその対応をしませんか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 教職員等の兼職兼業につきましては、申し出等があれば適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 将来的には、私はいつも言っていますが、NPO法人のスポーツクラブを設立していくのがベストの方向だと思っています。田布施町単独ではなく、平生町とも連携して、そういったスポーツクラブを設立していく方向で検討してはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 協議会の中においても、同様の御意見ございます。あらゆる選択肢を排除せずに、何がベストかというのを模索しながら、運営団体については確定していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 最後の質問になるというか、お願いになるんですが、生涯スポーツや生涯学習を進める立場で考えれば、子どもが楽しめる場にすることが一番だとの声が多く聞かれています。早くから専門性を固定的に考えるより、いろんな経験をさせ、楽しく活動できる場、そういった場に地域移行でしていきませんか、どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 先ほどの教育長の答弁でもございましたように、将来にわたり、子どもたちがスポーツ、芸術に継続して親しむことができる機会を確保できるということがございましたように、今回、今年度、スポーツ、文化、あらゆる団体からアンケートを取りまして、今、文化部であれば、吹奏楽、美術のみではございますが、文化協会団体の方、こういったお考えをお持ちなのか、社会教育活動団体も含めてアンケートのほうを実施しておりますので、今の枠組みにとらわれず、子どもたちが望む部活動とは何かというのは、念頭に置いて考えていきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 今回、私は一問一答で田布施駅再開発について、人口減少について、町営住宅についてということで、町長に主に質問し、2番目の人口減少については、教育長も

ひとつよろしくをお願いします。

昨日、町長の答弁の話の中で、新たに生まれた子どもが51人と、年度でも数字的には大差がない50人程度だろうというふうに、私は理解したんですけども、中学校の生徒、長く100人超えが続いていました。最近、70人という数字を聞きまして、自分の同級生は350人おったと、8割が消えたんだと。70人でも大変な数字だなというふうに考えとったんですが、これが50ですから、本当に何とか危機感を持って対策を打っていかんにゃいけないじゃないじやろうかと、そういう思いを昨日強く持ちました。

今回の3問質問しますが、根っこのところは、やっぱり人口減少で、需要が減少するというか、縮んでいくというか、こういうことがつながっているんだなというふうな思いで、今回の質問をしたわけです。

70人を聞きまして、10年後ぐらいには50になるかなと。最悪5年くらいでひょっとしたら50というふうな数字を聞くんじゃないかなという、そういう思いでおりましたが、昨日50という数字を既に聞きましたんで、5年後はひょっとしたら30とか、そういうふうな数字を聞くようなことにもなるんじゃないかと。急激な人口減少が進むということは、財政にも非常に影響があって、町の本当財政も、今年度も5億円ぐらい足らない、それが1億円少々ぐらいで何とか抑えることができたという話ですが、こんなことが毎年のように続いて、基金も取り崩していくようなことがずっと続いていくような、そんな気がして、職員、議員、我々はチェックする場です。何とか田布施の住民にとっていい方向で進んでいけばいいというふうな思いで、それでは、早速1問目の田布施駅再開発についてということで質問いたします。

JR豆尾踏切は田布施農工生徒の通学路にある踏切だ。既に踏切までの道路は整備され、新たな歩道の新設で、生徒の安全が確保された。現在、踏切の拡張工事は開始され完成も近い。昨日の町長の話の中に、3月15日という日にちが出てきました。今後は、踏切から学校正門までの道路幅整備が望まれる。農工生徒の要望による田布施駅ロータリーの電飾設置は完了し、夜間の寂しさは改善され、行政の駅活性化の取組は評価したい。

ところで、田布施駅は有人から無人駅となっている。現在、中国5県で8割は無人駅となっております。利便性がよく人が集まって地域は活性化する。無人駅は活性化の逆バイアスが働いていると言える。駅周辺を含む駅再開発は、家に例えれば人が出入りする玄関をよくすることである。そこで、郵便局を田布施駅に誘致する提案をしたい。郵便局と特定せず、幅広く他の金融機関を含め検討をお願いします。私の頭の中には、西京銀行が柳井のほうへ行きましたんで、何もしなければ、西京銀行は田布施に帰ってくることはないだろうという、こういう思いもあります。金融機関を核

とした駅有人化と切符販売などＪＲ業務の委託化をして、住民の利便性を図ってほしいと思います。

都会では、駅中にコンビニがある。田布施駅には隣接し、駐車スペースがある。コンビニも活性化案として検討の価値はあると思うので、このような施策が住民の利便性向上と地域活性化の手段とならないかと思っております。

交渉には大変な困難が予想されるが、地域活性化に向けた効果は大きいと考えるのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

田布施駅に係る再開発等につきましては、これまでもキオスク跡地の活用や抜本的な駅周辺の再開発など、これまでいろいろな御意見を頂いてまいりました。

今回は、松田議員から、郵便局や金融機関などを含めた駅再開発の御提案をいただきました。ほかの地域では実現しているという例も聞いておりますし、いろんな新聞等でも聞いたことがございます。御提案としていただいております。本町として郵便局と具体的に話をしたこともございせんし、今後いろいろな駅開発が進んでいく中で、いろいろな検討ができれば、その視野の中に入れさせていただきたいと思います。

こうした駅再開発等につきましては、ＪＲが今後計画されます２０２８年からの５か年計画で、田布施駅の改修計画と関連して、駅または駅隣接地等を活用し、地域の活性化の取組ができないか、情報等も十分収集する中で、町としても、これまでどおりＪＲや関係機関とも協議をしてまいりたいというふうに思います。

また、駅周辺の整備につきましては、ちょうど駅南線の拡幅等交通安全対策に取り組んでおりますが、駐車場の整備を含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 郵便局は建てられてから５０年は経過しているようなんです。ですから、駅から柳井のほうに行くあの大きな道路ができた頃に、郵便局もあの場所にできたんじゃないかというふうな思いでおります。

今の時代ですから、耐震化の工事、あるいは改築等をされて、郵便局も、かなり建物には経費を突っ込まれておると思うんですけれども、郵便局には、金融以外に物流に関する、今回もヤマト運輸の荷物も着くような話も聞いていますので、活性化のためには、郵便局が適しているんじゃないだろうかと。それと、またニュースで知ったんですけども、ＪＲの東日本は日本郵政と提携を結んで、既に東日本地域では、たしか２駅ぐらいが有人化になって、住民の利便性を図っているという

ふうな事例もあるようです。大変困難な作業とは思いますが、トイレの話をＪＲとは進めていつているわけですから、これをワンステップ上げて、トイレに関しては役場とＪＲですが、郵政も入るということになりますと、ＪＲと郵政の間に役場が入るようになるんで、また一段と難しい交渉になるか分かりませんが、地域活性のためには郵便局が駅に入ると大変いいと思いますので、この辺りをどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、いろんな検討をしていかなければなりませんので、一つ考えさせていただきたいと思いますが、郵便局も、今田布施にありますけれども、基本的には岩国のほうへ郵便の業務はもう基本的に移っております。ああいう物流とかいうのが、今後やっぱりどんどん進んでいって、郵便局も随分変わられるんじゃないかなというふうに思います。そうするときに、やっぱり駅という非常に限られた制約がある中で業務を展開されるというのは、郵便業務にとって、田布施の駅で行くと、引き込み線がありまして、駅があつて一段下がってということですから、なかなかスペース的なバックヤードがないような気がしますから、やっぱり郵便業務も、かなりのバイクとか車がどんどん入ってきてということになりますので、あの駅のロータリーだけしか田布施の場合はありませんので、非常にスペース的な問題があるんじゃないかなと思いますが、最初に申し上げましたが、ＪＲも変わりますけれども、郵便局も随分変わってこれれると思いますので、その中で、将来の郵便局の業務のイメージが描かれて、ここの田布施駅が利用できるというシチュエーションが整えば、十分検討の協議はあると思いますが、現在のままでちょっとお話をするというのは、少し厳しいのかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 郵政に限らず、何とか駅の有人化を検討してもらいたいということなんです。この問題を質問するのが、最近、西京銀行に行って、やはり中の銀行は通常カウンターですが、模様替えされて、西京銀行で随分待った記憶があります。田布施に西京銀行があったらこんなことはなかったろうなという思いを一つしました。

それと、２月の初めに乗車券を買いに田布施の駅に行きました。田布施駅自動販売機がありますが、この自動販売機で買えるのは１，９８０円以内なんです。これ知りませんでした。なおかつ路線図が上に掲示してあるんですけど、結局この掲示してある範囲内の切符しか買えないんで、僕は博多までが欲しかったんで柳井に行きました。柳井で買おうと思ったら、知識がないためか知りませんが、初駅が柳井なんです。僕は田布施から乗りたいんです。それで、いろいろ試しよって、ええこといかんなど。後ろをぱっと振り返ったら、私の後に購入予定の方がおられるし、モニターを見

ると5人待ちというふうになってましたんで、柳井駅での切符の購入も諦めました。たまたま乗りたい列車が徳山の駅で待ち合わせが20分ありましたから、ここで何とかうまいこと切符が買えて、新幹線も、在来線と新幹線の接続が5分ぐらいで良すぎたら、接続が良すぎるために乗り遅れたな、俺は絶対というふうな思いをして、ぜひとも田布施駅も無人でなくて、有人でないといかんと。やはり人がサービスすることによって、いいサービスが受けられるんだという思いを強くしたので、この田布施駅の有人化の質問をしましたんで、いろいろ行政のほう大変でしょうが、田布施駅の有人化に向けて、何がいいかというのは、私は郵政省との話がいいんじゃないかというんで出しましたが、どういうことでも、どういう形でもいいですが、有人になれば、これが活性化につながると思いますんで、業務は大変でしょうが、ひとつ行政側の努力をお願いして、2問目に移ります。人口減少についてということで、町長、教育長、よろしくお願いします。

移民を考慮に入れなければ、日本の人口はゼロに向かって減少している。人口を維持するための合計特殊出生率は、日本では2.07で、2022年の合計特殊出生率は1.26の低水準。1、田布施町の合計特殊出生率は幾らか。中学校の生徒は1学年100人超えが続いている。コロナ感染症が5類になった新年の二十歳の集いは、119名という多数の参加者があり、2月の広報紙の集合写真を見て、大盛況であったと思った。関係者の方々の努力したかいがあったことになります。このいろいろ尽力されたことに対して、感謝申し上げます。しかし、今、新生児数は2桁と激減している。先ほども述べましたが、去年は51人と。少子化対策は、以前から言われているが改善されない。現在の出生数では、4校ある小学校は統合し1校とする議論も、保育園・幼稚園についても、近い将来しなければならぬときが来そうである。

2、田布施町の少子化対策はどのように実施され、何が足りなかったのか。

3、個々の対策効果はどの程度あったのか。

4、今後十分な効果を発揮するために必要なことは何と考えるか。

5、価値観、つまり教育は少子化対策の大きなポイント。学校教育と個人の価値観についてどのように考えるか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、まず私からお答えをさせていただきます。

1点目の御質問でございます合計特殊出生率でございますが、国から公表されております市区町村別の最新値は、平成27年を中心とした平成25年から29年の人口動態統計を元に算出されたもので、本町は1.45となっております。参考までに県の合計特殊出生率は人口動態統計により毎年算定されており、令和4年で1.47で、全国第11位となっております。

2点目の田布施町の少子化対策はどのように実施されたかということでございますが、結婚や出産がしやすい環境づくりとしては、柳井広域でのマッチングイベントの開催、結婚新生活の支援や妊娠出産子育て支援の補助、産前・産後のサポートと産後ケア等を実施してきております。また、子育てをしやすい環境整備としては、ハード・ソフト両面で子育て支援施策を打ち出しており、安心して子育てがしていただけるように、所得制限や窓口負担なしで、高校生までの年代まで医療費の助成化、平生町と共同で、子ども家庭総合支援拠点施設の設置などによる相談体制の強化、1歳までのおむつの配布、全ての小学校の敷地内に児童クラブを整備するとともに、県と共同で保育園の保護者負担を軽減するなど、限られた財源の中で子育てを優先して取り組んでまいりました。

また、後段の何が足りなかったのかということでございます。3点目の個々の支援効果がどの程度あったかということにつきましては、最近、少子化の大きな要因が晩婚化や未婚化ということが語られることが多いように、若い世代の結婚や子育てに対する価値観が多様化してきているのが原因ではないかなというふうに考えております。それに伴い、先ほど子育て支援施策について申し上げましたとおり、若い世代の方が安心して子育てができる環境は、国において社会構造や制度など基盤整備をしっかりと行った上で、地方公共団体がそれぞれの特色を活かして構築していくべきものと考えます。したがって、本町においても、できる限りの対策を実施し、子育て支援の環境づくりを推進しているところですが、1つの自治体で全ての問題を解決ということは難しく、やはり国、県を通じた抜本的な対策が必要だと感じております。

4点目の今後、十分な効果を発揮するために必要なことですが、今申し上げましたとおり、1つの自治体で限られた財源等の中での取組となりますが、事業内容や予算配分の見直し等により、より効果が上がる方法について研究、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 5点目の教育における少子化対策についての御質問にお答えをいたします。

近年、様々な理由により、出産や育児について不安を感じる若者が増えているとの声をお聞きます。また、共働き世帯が増加するとともに、核家族化が進む中であって、家事や育児との両立など、子育てに関わる負担を感じてしまうことも否めません。

こうした中、学校教育におきましては、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、幼少期から男女平等の意識を高めるとともに、近年、男性が育児等に参加しやすい仕組みが整えられているということも学習しているところであります。

また、児童生徒は、将来の生活について展望できる基礎を培うことを狙いとして、家庭科等の授

業において、幼児の発達や生活の特徴、子どもが育つ環境としての家族の役割などについて理解を深めるなど、発達段階に応じて家族、家庭の在り方について理解を深める学習にも取り組んでおります。

具体的には、中学生が町内の幼稚園や保育所で園児等と触れ合いながら保育実習を行ったり、乳幼児を持つ親子を招いて触れ合い、観察したりすることを通して、幼児の特性や幼児との関わり方について理解し、幼児と触れ合うことの楽しさやよさを実感できるよう体験的に学んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 私は質問の中で、人口がゼロに向かっていっているというふうに書きましたが、田布施町でいいますと、社会的な転入者あるいは転出がないと、社会的増減がないと仮定して、出生数が５０人ですから、今、人生１００年と言われていています。生まれてくる子どもが全部１００歳まで生きると仮定したら、今年５０人、来年５０人、その次にまた５０人ということで、１００年後は５，０００人です。でも、実際には人生１００年と言われますけど、８０歳少々ですから、２割弱ぐらい寿命が短いわけですから、４，０００ちょいというふうなことになります。社会的な増減がなくても、１００年後は田布施の人口は４，０００ちょいと。

昨日、町長の話の中で、社会増減がここのところ４０人程度のマイナスだということですから、４０掛ける１００とはいかんでしょうが、人口が減るから、だけど、経済的にここで暮らしていけないということで、人口が減っても出ていく人が多いければ、４０から数字的には変わらんや、４０掛ける１００。ということは、田布施町の人口１００年後は数百人になると。いや、本当こんな状況なんです、少子化で生まれてくる子が５０人というのは。

本当、危機感を持って考えていかなければいけないんじゃないかという思いで、人口減少の質問をしました。

再質問では、町長の答弁の中にも価値観の多様化ということで、回答の中にも出ていますが、まさに結婚しない若い世代、結婚しない子がいたり、結婚しても子どもは必要ないという、特に韓国なんかがそうなんです。要するに、自分の受けた教育までは子どもに受けさせんといかんということで、いろいろ世界的にも価値観ありますんで、町長に、現在は共稼ぎが普通となっていると。男女平等、保育施設の充実など、若者の価値観に合った社会経済システムの構築が望まれると。田布施もこれにのっとったような社会経済システムができるといいんじゃないかというふうに思います。

未婚者の支援は、既婚者の支援に比べて、私は十分じゃないように感じております。結婚したく

てもできない人たちに対する支援です。田布施町、何かこういうふうな目星、田布施町やっているなというふうな、結婚したくてもできない、特に低所得者対策というふうに置き換えることもできるかも知れませんが、何かありましたら教えてください。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） この問題は昨日からいろいろ出ております。昨日の答弁等もしておりますけれども、柳井広域でマッチングイベント等を開催しておりますし、県のほうでも取組が行われるということで、県のほうでも、来年度は大規模なイベント、海響館（下関市）のほうで開かれると、そういう取組はしておるんですけれども、なかなか今、共稼ぎとかになって、出会いからそして友達関係になって、結婚まで至るとというのが、なかなか時間も取られますし、なかなかそこに至るまでが難しいというところがあると思います。

昔だったら、昨日もありましたけれど、仲人さんとか、そういうお世話をしてくれる方がいらっしまったんですけど、今それが無いという状況の中で、どうやって結婚まで導いていくかというのは、なかなか、田布施町だけでは、なかなか難しいような問題で、逆に皆さんちょっとお知恵のほうをいただけたら、本当に助かるなというのが現状だと思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4 番 松田規久夫議員） もう 1 問聞いて、次の質問に移りたいと思います。J R の駅から、J R じゃないか、私鉄もあるわけですから、大きなバスステーションも言えるかも知れませんが、こういうところから、4 キロ離れると人口減少のスピードが速いというふうに言われている記事を読みました。

この熊毛郡に当てはめてみると、誠、上関は速いよねと。次に平生町が追いかけていっているねと。田布施といえども、周辺部についちゃあ 4 キロぎりぎりぐらいでしょうが、ぼちぼちそういう傾向が、上関、平生を追いかけて、田布施も、その人口減少が今後急激に始まるんじゃないかという、そういう予兆が見えてきております。

何とか自然減は避けられないのであれば、社会増を目指したいと。社会増を目指すには、生活の基盤となる産業、企業、あるいは大きな、自衛隊とか、あるいは米軍の基地なんかも当たるかも知れませんが、こういうふうな働き場が確保されるようなところがあると、若者が残っていけるんじゃないかと。田布施にはそう考えると、大きいのはないと言えるんじゃないでしょうか。でも元気な中小企業は、僕は多いと思うんですよ。ですから、この元気な中小企業が、力をなくさないような、そういう支援というのを、行政のほうでも考えていく必要があるんじゃないかと思います。

工場を維持したりするコスト、特に水道料金は柳井エリア高いですから、その行政の仕事として、

企業活動を行う上での新たな情報提供や税制上の優遇策、あるいは水道料金を含めた公共料金などの支援策、こういうものが望まれるんじゃないかと思うんですが、このあたりはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 働き場の確保ということは大切なことでございますので、来年度から企業立地の推進条例を改正して、新たに雇用していただいた場合には、これまでなかったような奨励金制度等も考えたいと思いますし、町内企業がいろんな工業用地を探されたりしておりますので、町も一生懸命何とか、企業と申しましょうか、工場の継続ができるようにということでお手伝いしております。そういった産業をしっかりサポートしていくということと、特に感じるんですが、人口が出生率が高いです、沖縄とか岡山の奈義町とか。本当にその企業があるかという、そうでもないような気がして、やっぱり韓国もすごいお金を出して人口対策をやっておりますが、驚くべき出生率の低下、お金を出せば出生率が上がるというのが、韓国の場合を見ると全く、お金を出すほど数字が下がるという、だから韓国の場合は、結婚するときにマンションを買わんと結婚できないのをテレビで見たんですが、マンションが1億円くらいするということなので、結婚できなくて当たり前かなという、ですからそういう国、地域で、いろんなその結婚とか出産に対する、やっぱりそのバックグラウンドがあると思いますので、田布施町の場合は、やはり昔から周南広域のほうに入っておって、お勤めは光、下松、徳山、また柳井のほうに勤めるんですが、住むのは田布施町に住んでということで、これまでやってきたわけでございますが、まあ、よそも、やはり人口を減らすまいということで、同じことを同じように考えますので、なかなか少子化対策も、同じようなものばかりになって、お金をつぎ込みますけども、なかなかこれといったものがないから、特色がないということになろうかと思っておりますので、やはりいろんな面、全てサポートして、先ほどの学校のスポーツ移行も、やはり親御さんから見れば、この地域に住んでいて、田布施に住んでおれば、そういうふうな、子どもが中学校に行っても、ちゃんと教育を受けられる、スポーツができるというふうな、あらゆる全てのものが網羅して、子育てに適していますよ、町ですよというのを、申し上げにゃいけないと思いますので、全ての施策が充実をしていくということが必要かなと思いますので、議員がおっしゃいましたことも踏まえて、これから一緒に考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 3問目の質問に移ります。

町営住宅について、町長お願いします。回覧板で、町営住宅入居募集の案内が回ってきた。多数の転出世帯が発生し、その後の入居希望がなく、空室状況の住民周知が必要となったからだろう。

波野の高層町営住宅では、郵便ポストに郵便が入らないように、ナナボックスがガムテープで貼ってありました。中には、住民の都合でガムテープを貼っている人もおられるかも知れませんが、空室の可能性が高いというふうに思いました。

以前は、職場の人事異動で春休み中の引っ越しが主流であったが、生活スタイルの変化で、転居はオールシーズンとなっている。若者の中には、回ってきた回覧板を見ない、アパート入居などで回ってこない人もあるだろうが、コスト面から、行政の回覧板の情報提供は必要と私は考えております。また、コロナ感染症対策の回覧は、情報効果が大きかったと思っております。

それでは、回覧でなく、本題の町営住宅に移ります。田布施町の空き家率は年々高くなり、人口は減少し、少子化も進んでいる。城南住宅入居者で保育園、小学校の児童数確保につながった。当面の学校存続と、若い世代の転入による地域の活性化の2つの大きな目的が達成できたと私は思います。子育て世帯という的を絞った町営住宅は、成功例だろう。しかし、今後の社会経済状況から判断すれば、長田、名倉の単なる建替え計画は、財政負担増、民需圧迫につながり、計画中止の決断が必要と思うのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

長田、名倉住宅の建て替え計画についてでございますが、現在の町公営住宅等長寿命化計画では、来年度から事業開始をする予定となっておりますが、御承知のように、城南住宅建替を先行させていただきましたので、こうした建て替えは一旦延期し、町公営住宅等長寿命化計画の見直しをすることといたしております。

長田、名倉住宅の建て替えにつきましては、町公営住宅等長寿命化計画の見直し後、議会とも十分協議していただく中で、計画をつくって、そのとおり進めていきたいと思っております。これまでは、城南住宅の建設建て替え同様に、地域及び住宅事情を考慮して、単身高齢者用住宅等、目的を絞った町営住宅をすることということとしておりました。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 見直しという言葉がありましたので、長田、名倉の現状を、当初聞こうと思ったのですが、ここはやめて、時間もどんどんたっていますから、成功した例である城南住宅の小学校、中学校に対しての効果、入居、あるいは入居予定の子どもの状況を教えてください。

○議長（南 一成議員） 恵元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 昨年度募集した、第1期の城南住宅の関係の児童・生徒でお答えしたいと思いますが、町外から転入された方が小学校で2名、城南校区外からの転居が1世帯、城南校区内での転居が3世帯というふうになっております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 世帯ということですが、子どもにしたらどうなりますか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 町外からの児童が2名、城南校区外からの転居が児童数で1名、城南校区内での転居が3名というふうになっております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 町外に世帯数足すと6世帯だから、既に入居している人と入居予定が入っていないんですか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 先ほど申しましたのは第1期の募集なので、昨年度募集された方の結果で、全世帯が小学校に児童がおられるわけではないと思いますので、その辺の数が入っておりません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 思ったよりも、幼稚園、保育園の子どもがおったにしても、学校に絡む世帯数があまりにも少ないような気がしますんで。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 城南住宅の入居条件は、小学校に入る方にポイントがある。小学校に入る前の児童についてもポイントがあります。前回、今課長がお答えしたのは、小学校に入る人のポイントで、人数を言いましたけども、城南保育園も加えて、人数的には今把握しておりませんけれども、数名増加しております。第2期、今回新たな募集で、8件分の募集をしましたけれども、これについても、町外から含めて、数名、多分、小学校に上がるのが増えますし、保育園のほうも数名増えます。合計しますと、やっぱり小学校以下の子どもたちが、十数名、住宅を建てたことに対して、増加をすることになりますので、今の城南保育園も、その対応が、保育士さん、広報御覧になったらわかると思いますけれども、対応がなかなかできないので、募集もかけていますし、そういう状況で、いろんな小学校、城南保育園を含めて、それに伴う、うれしい悲鳴ではないんですけど、そういう対応しておりますので、はっきりした数字は、いつか委員会かどこかの場で調べさせて、また御報告させていただきたいと思いますが、今、数字を持っていませんので、概略の

説明になりますので、数字的に間違いがあれば申し訳ないですけども、イメージ的に、そういうイメージの城南住宅を建てたことによる影響が出ているということで、お答えをさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 今、保育園に関しては、うれしい悲鳴ということで、結局、ゼロから３歳児の保育士さんが、少人数しか預かれないという、その部分に、申し込みが多いからというふうに理解しました。長田、名倉については、見直すということなんです、住宅提供サービスの廃止というのは、入居者が希望すれば、いつまでも住宅提供を、田布施町は今後とも、長田、名倉について、入居の希望がある限りは行っていくのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 現在、長田住宅、名倉住宅のお住まいの方なんです、この２住宅は、今現在入居停止をかけている状態でございます、ある程度人数が減って、次期長寿命化計画等で建て替え等が計画された場合、何人かは、その時点でどこかに転居していただくようお願いをしていかなければならないと思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 具体的な例で言いますと、砂田住宅のような、そんなイメージで理解しとったらいいのでしょうか。わかりました。

時間を押してきていますんで、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を１１時、ちょうど１１時から再開したいと思います。よろしくお願いします。

午前１０時５２分休憩

.....

午前１１時００分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、神田栄治議員。どうぞ。

○議員（２番 神田 栄治議員） 連日の一般質問、お疲れさまです。私で最後となります。どうぞ最後までお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。車椅子の関係で座ったままで失礼いたしますが、まだちょっと発声が思うようにできない部分がございます。御迷惑をおかけしますが、よ

ろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。2題ありまして、質問方式は一問一答です。いずれも町長からの御回答をよろしくお願いいたします。

では、最初の1問目でございます。買物送迎サービスのさらなる充実をでございます。

高齢者のための買物送迎サービスにおいて、利便性向上のため、昨年3月より送りの便を2便へ増やす実証実験が行われました。その結果、利用客が増加し好評なことから、送りの2便体制を継続しております。

また、現在作成中の地域公共交通計画の基本方針では、町内の移動を支える買物送迎サービスの改善がうたわれております。同計画案に、送迎サービスに対するアンケート結果が掲載されておりましたが、便数が少ないこと、時間が読めないこと、事前の電話予約が面倒などの意見が掲載されておりました。

そこで、改善案を提案したいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

まず1点目ですが、現在1台である送迎用の車両を2台に増やし、1台が城南、西田布施、東田布施方面を、もう一台が麻郷、麻里府方面を担当したらどうでしょうか。

2点目ですが、事業主体が、現在は田布施町社会福祉協議会ですが、車の融通の観点からタクシー会社に変更することはできないのでしょうか。

3点目として、以上の体制で2地域とも月曜から金曜まで同一時間帯で、迎え2便、送り2便が運行できないでしょうか。

以上、3点、御質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

3つの御質問でございますが、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

昨日の高月議員からの御質問もありましたが、今年度、田布施町地域交通計画を策定しており、3月19日に予定しております地域公共交通会議において、計画策定の運びとなっております。

これを基に本町の実情に合った交通施策、新たな輸送サービスを展開することとしており、地域公共交通会議で御了解、御同意をいただき、議会にも御協議した上で、国に事業申請をしたいと考えております。

議員から御提案のございました3点の改善事項でございますが、おおむね、全てではございませんが、おおむね実施できる方向で検討いたしております。これまでの買物送迎サービスを、より使いやすく、持続性を持たせるため大きく変更、改善したものといったしております。

19日予定の会議において、最後の協議、御了解をいただくといった協議も控えておりますので、大変申し訳ございませんが、議員の皆様方には、新年度に入りまして早々に、新たな運行方法等につきまして御説明をさせていただくこととしており、その上で6月議会において補正予算をお願いしたいと考えておりますので、御理解をしていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。今、町長の御回答の中で、公表にはもうちょっと時間を要するが、かなりの部分の改良をしていただいたということで、大変うれしく思います。

協議、改善案もかなり固まってきておる状況とは思いますが、先ほど3点要望させていただいたんですが、その追加としてなんですけど、例えば東田布施地域で小行司がございますけど、離れているんです。小行司の方が電話予約された。そうすると、やはり小行司に行くために非常に時間がかかります。

先ほどタクシー会社に委託したらどうかという御提案をしたんですが、ジャンボタクシー以外に当然通常のタクシーがあるわけですが、それで小行司の人だけ別便に乗せることができれば、ほかの方は小行司まで行くのに乗らなくて済むでしょうから、そういった運用というのは、補助金受けるうえで可能なかどうかというのをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 確かに本町においては、少し飛び地の小行司がございます。片道約15分、20分はかからないというふうには思っておりますけども、現在の買物送迎サービスにおいても、やはり小行司の方、いらっしゃいますが、今のところ、そういった形の中で運送に支障があるというのは聞いてはおりません。

今、当然議員さんが危惧されるという問題も出てくるかというふうには思いますけれども、それはまた協議会の中でしっかり協議をして、どのような体制で進んでいくかというのを、少し御提案として考えさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。ぜひ御一考をお願いします。

それと、もう一点なんですけど、パブリックコメントを見たときに、アンケートの回答が、事例があったのを見て思ったんですが、買物だけでなければいけないような、勘違いをされている町民の方がいらっしゃるような、通院でもいいし、要は外出を助けるということです。だから、名称は買

物送迎サービスになっていますが、買物・通院等送迎サービスというような名称にするのはどうか
なと思ったりもしたんですが、いかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今、行っておるのは、一応高齢者の方を、やはり一歩でも外に出てい
ただこうという意味の中でやっております。買物送迎サービスというのを今、冠にしておりますが、
今後、新たな運行方法等については、やはり名前も、昨日答弁ございましたけど、今、高齢者とい
うふうに限定はしておりますが、多くの方に、交通弱者も含め、障がい者も含め、多くの方が利用
できるような形の中で進めてまいりたいというふうには思っておりますので、名前についても、今
後はちょっと検討して、変えていきたいという方向で、今考えておるところでございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。今度の最終協議を終わっての、また御
説明をいただけるということで、楽しみにしております。

これで送迎サービスに関して、私は3回目の一般質問をさせていただいていますが、他市町の制
度を思料したときに、何回も申し上げますが、市町全域を対象としているのは、私が知る限りでは
田布施町だけなんです。よその市町は、例えば、田布施では小行司だけとか、竹尾だけとか、そう
いった離れた範囲だけしか、このバスが送迎されていないんです。田布施町は、町内全域の人が
この恩恵に浴せるというのは、非常に利便性を考えたいい制度だと思います。

今回、大幅な改良を加えられるということで、ぜひまた、これで終わりじゃなしに、もっともっ
とよくしていくんだということで、制度を充実させていただいたらと思います。それを要望しまし
て、1点目の質問を終わらせていただきます。

では、2問目に移らせていただきます。南海トラフの地震対策についてでございます。

本年1月1日、令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害が発生しました。被災された方々に
心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

さて、いつ起こるか分からない地震への対策は、地震を想定し、対応策を講じておくしか方法が
ありません。まさに備えあれば憂いなしです。

そこで、下記についてお尋ねします。

1点目、津波発生時避難場所の町民への事前周知状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、避難所の収容人員と定員オーバー時の対応方法についてです。

3点目、避難所運営時の町職員、自主防災組織構成員各自の役割確認ができていくかどうかです。

4点目、ペットの避難場所の確保はできているのでしょうか。

5 点目、仮設トイレのレンタル業者との優先貸出協定の締結の有無についてです。

6 点目、浄水システムやコンテナトイレ購入について、県へ働きかけていらっしゃるかどうか。

7 点目、町ホームページへの防災コーナーの掲示はどうなっているのでしょうか。

8 点目、地震対策用品の事前購入を広報等による町民への働きかけをしたらと思うんですが、いかがでしょうか。

9 点目、机上防災訓練実施の予定はどうなっているのでしょうか。

最後 10 点目、水道管の耐震化の状況についてお尋ねをします。

よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

1 点目は、津波発生時避難場所の事前周知についてでございます。

津波ハザードマップは、想定される最大クラスの津波が、本町でいきますと、満潮時の最悪条件下において発生した場合に想定される浸水域や浸水深を示しております。そうした大津波が発生した際に影響を受ける地域として、マップでは麻里府及び麻郷地域の海岸線沿いや田布施川を遡上して浸水が予想される新川や高塔地域等と想定されております。

そのため、麻里府地域自主防災組織では、毎年4月の第1回自主防災組織の会議で、防災計画等を協議されておりますが、その会議資料の中に、津波警報が出た際に、命を守る行動として、近くの高台等の避難場所、各自治会ごとに決められて、避難訓練等もされております。

また、麻郷地域自主防災会組織では、地震と水害の避難場所を各自治会で指定されており、2年に1回、避難訓練が実施されております。

なお、令和6年度からは、町と地域の自主防災組織の共催で避難訓練を実施する予定で、令和6年11月24日に麻里府、麻郷及び麻里府地域で、地震、津波を想定した避難訓練を実施することとしており、津波発生の際の避難の考え方や避難場所について、改めて町と各自主防災組織で話し合い、事前周知等に取り組んでまいります。

2 点目は、避難所の収容人数と定員オーバー時の対応についてでございます。

町内の避難場所は、全部で34か所を指定しておりまして、収容人員は最大で6,190人となっております。

田布施町業務継続計画（BCP）でございますが、その被害想定で本町への影響が最も大きい大竹断層による内部地震では、避難者3,000人となっており、現時点での避難所での対応は可能とは考えますが、地震での影響は避難所が使えなくなるということも可能性があるため、今後、でき

るだけ避難所を拡大する方向で検討していきたいというふうに思います。

3点目は、避難所運営時の町職員、自主防災組織構成員の各自の役割確認はできているかについてでございます。

これまで大規模な地震災害等を経験していない本町では、風水害の避難場所の開設・運営についてでございますが、これまで町の職員のみが行っておりますが、平成28年に発生しました熊本地震では、避難所の自主運営への移行が非常に困難な避難所が多く、行政の職員や教職員の多くが避難所の運営を行わざるを得なかったことから、復旧・復興といった業務に手が回らず、支障を来したという課題が報告されております。

こうした報告を受け、山口県では、平成30年3月に地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインを作成し、各自治体や各避難所で具体的な避難所のレイアウト図や注意事項等の内容を検討して、地域住民による自主的な避難所運営を呼びかけておられます。本町では、まだそうした論議が進んでいないのが現状でございますが、これから取り組んでいきたいというふうに思います。

今後、田布施町自主防災組織連絡協議会を設立し、各地域の自主防災組織で、そうした自主的な避難所運営ができるように進めていきたいと考えております。

4点目は、ペットの避難場所についてでございます。

本町では、現在、ペット同行者の専用避難所はございません。飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方やアレルギーの方も含む、多くの避難者が共同で生活を送るため、全国的に一緒に避難したペットの取扱いについて苦慮する例が多くございます。

このため、環境省では、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを作成し、自治体が飼い主による災害時のペットの適正飼養を支援するようになっております。

災害の種類や規模、発生した季節やその地域における動物救護体制の整備状況などによって異なりますが、ペットをめぐるトラブルを最小化し、多様な価値観を有する人々が、共に災害が乗り越えられるような支援にするようになっております。

先ほどお答え申し上げましたように、自主的な避難所運営について、今後、自主防災組織連絡協議会で論議してまいりますので、その際に、ペットの同行避難についても一緒に検討していただきたいというふうに思います。

次に、5点目の仮設トイレのレンタル業者との協定締結についてでございます。

令和5年5月に周南市のレンタル業者と、そして今月には平生町のリース業者と災害時の連携協定を締結をさせていただいております。

6点目は、浄水システム、コンテナトイレ購入の県への働きかけについてでございます。

県への要望につきましては、防災関係で研修や訓練等につきまして毎年要望いたしておりますが、今回の能登半島地震を受けて、山口県でも今後の防災対策について検証を進めていかれる過程において、各市町からの要望があれば積極的に対応するというふうに聞いております。

なお、生活用水につきましては、令和4年8月から災害時協力井戸登録の募集を進めております。

これは、個人等が所有されております井戸を、災害時に地域住民に生活用水の使用を目的として井戸水を提供していただくといったものでございます。

現在、応募はしていただいておりますが、具体的な登録手続を進めることができていない状況でございますので、今後、さらなる登録を進め、募集も引き続き進めてまいりたいと考えております。

7点目は、町ホームページへの防災コーナーの掲示についてでございます。

防災コーナーは、ホームページのトップ画面の緊急速報の横に「安心・安全」の欄を掲載しており、これをクリックしますと、災害・防災・消防・防犯・交通安全の5つのジャンルがあり、防災関係の情報を掲載をいたしております。

8点目は、地震対策用品の事前購入の町民への働きかけについてでございます。

今回の能登半島地震を受けまして、先週配布いたしました町広報紙の3月号に、「地震に対する日常の備え」と題して、家庭での防災会議、家族との連絡方法の確認、備蓄品や非常持ち出し品を備える、災害や防災に関する情報について、避難訓練への参加などを掲載をさせていただいております。

その中で、備蓄品は最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料を備蓄し、非常持ち出し品は、飲料水、食料品、衣類、救急用品、マスク、懐中電灯など避難生活に最低限必要なものを準備しておくことを記載しております。

9点目の机上防災訓練実施予定についてでございますが、令和6年度については、現時点で実施予定はありませんが、令和4年度に、山口県総合防災訓練を5月末日に日曜日に庁舎内の多目的ホールにおいて実施をいたしております。

内容は、山口県をコントローラとして、町三役、課長・課長補佐級で全員で大雨や地震による大規模災害の発生を想定した机上訓練を実施いたしております。

また、今年度は、消防庁の小規模市町の災害対策本部設置・運営訓練を県内で初めて実施をさせていただきました。

訓練では、田布施町災害対策本部の代替庁舎である保健センターで、地震・津波を想定して、消防庁、山口県、消防団・消防組合、气象台、警察、中国電力、社会福祉協議会、水道企業団など、

約60名で机上訓練を行いました。

最後に、水道管の耐震化の状況についてでございますが、管路の耐震化率は、現在5.4%でございます。これは申し上げておりますが、水道広域化の中で、こうした老朽管の耐震更新に急いで取り組むこととなっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。くしくも昨日が東日本大震災の13年目ということでありましたし、1月1日には能登半島地震が発生したという状況の中で、昨日は、高月議員が建物の耐震化について、内山議員が福祉避難所について、力点を置いて一般質問をなさったところです。

私が今回したかったのは、いかに町民の皆さんに地震情報を周知するか、それは特に準備段階のことも含めて、どうやったら皆さんが知らなかったとかいうことがない状況をつくる必要があるかなと思ったわけです。

やはり基本は、ホームページの充実が一番手っ取り早いんじゃないかなと思っておるところですが、高齢者等、ネット環境がそろっていない方もいらっしゃるから、そういう方には、今町長がおっしゃったように、広報での呼びかけと、それから地域を回る回覧板、そうしたもので流していく、情報提供していくことが必要じゃないかと考えております。

今、今回ペットをどうするかという質問をさせていただいたわけですが、以前、瀬石議員も一般質問でペットの問題をおっしゃっていました。昔と違って、今はペットは家族同様という思いの方がほとんどだと思います。

ホームページで避難所のところを見るんですが、ペットの同伴のことは全く書いてないんです。それはどこか、全部の避難所でペットの同伴がオーケーというのは無理でしょうから、そういう条件が許すところだけペットの同伴というような情報がホームページに載れば、そこに避難をするというようなことも可能じゃないかと思うんです。

だから、ホームページですと情報の更新が早くにできますので、まずはホームページでしっかり知らせていくということが大事じゃないかなと考えております。そのあたりの改善については、どうお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、2点の御質問があったと思います。

まず、町民の皆さんにどういう形で周知していくか、これ津波等の発生等、避難先、どういうふ

うに周知していくかということだろうと思います。

現在、防災行政無線、ホームページ、田布施メール、必要に応じて広報車等によりお知らせをしているところです。

また、広域的な発信としましては、Ｌアラートを通じまして山口県、また報道機関との情報共有を図っているところでございます。

また、来年度からは、ＬＩＮＥによる公式アカウントで、避難場所の情報も検索できるようにはなろうかと思っています。

広報、回覧での掲載という話がありましたけど、そういうところについては、また検討させていただきたいとは思いますが、まだ２点目のペットの避難場所というところについては、先ほど町長答弁ございましたけど、同行者との専用の避難所というものはございません。

私、調べますと、近隣に、令和３年に光市が試験運用として、市内１か所、ペット同行避難所に指定して運営訓練されておられます。

田布施町としては指定避難所、同行ができる指定避難所ございませんけど、この所管の町民福祉課等もまた協議しながら、議論はしてみたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） ありがとうございます。それから防災訓練を実施されるということで、非常にいいことだと思います。もし、実際に難しければ机上でいいから、防災訓練実施をお願いしたいと思うんですが、１点お尋ねなんですけど、今回は、麻郷、麻里府地域での防災訓練ということで、どうなんでしょう、東田布施のほうも標高は３．３メートル、３．５メートル、あまり高くないんです。浸水被害、津波の場合、何とか免れるという想定なんですか。むしろ東田布施地域、それから西田布施の地域で防災訓練、やっちゃったほうがいいんじゃないかなと思うことがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 高月議員の一般質問にもお答えさせていただいたところなんですけど、本来は私自身も、町内全域の町との連携、避難訓練をやりたいと思ったんですが、ちょっと議員、御懸念もございますけど、地域によって、やっぱり被害想定というのは変わってくるんだろうと。

先ほど言いましたけど、麻里府地域、麻郷地域、田布施川を遡上してくる、そういう麻郷の高塔地域というところは、津波、高潮というところは、やっぱり命を守るための避難訓練、避難行動というのは大切だと思います。

ただ、それと違って、西、城南、東の一部なんですけど、そういうところは、また訓練としては、

少し違ったものの形になってくるんだろうなというふうに思っていますんで、こういった訓練をするかについては、今後、田布施町の自主防災連絡協議会の中で検討させていただきたいと思いますが、いずれにしても、それぞれの地域で、ちょっと数年にかかりますけど、避難訓練というのは、やっていきたいというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、先ほど回覧板等による告知ということを申し上げたんですが、現実問題として、うれしいことに田布施は災害が非常に少ない地域で、ともすると気が緩みがちじゃないかなと思うんです。そうすると、例えば今回、能登半島の地震被害をテレビで見ていると、トイレが困ったということ、水が困った、電気が困ったというのを非常によく耳にしました。

例えば、トイレで言えば、水が流せないわけですから、簡易トイレを各家庭に常備しておけば、しばらくはもつわけで、じゃあ今、田布施町の皆さんが、簡易トイレをどれだけ持っているかなということもあろうかと思うんです。何とかなるよというような考え方になっていないか。そのあたりの周知というか、説明をやはり今回の広報の中にも入れておけばいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、今回能登半島でも、仮設トイレというところ、やっぱり大きなことが衛生面としてもあったと思います。先ほど町長答弁ございましたけど、田布施町においては、今、周南市と平生町の業者と、仮設トイレの災害物資の協定を結んでおります。

ただ、これ大規模災害になると広域で被害を受けているんで、実際に何台借りれるのかというのは、今のお答えできないんですけど、避難所生活における衛生管理とか、感染対策というのは、最低限必要なことでもございますので、そういったところについては、県また広域市町とも連携して取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、簡易トイレ等、非常時の持ち出し袋についても、先ほど、これも町長答弁ございましたが、先週ですか、広報紙に地震に対する備えという形で、１ページにわたりまして掲載をさせていただいております。備蓄品は御家族、また家族を、御自身とか家族を守る対策として、最低３日、できれば１週間分を各家庭で常備していただきたいというふうに思っています。

また、町としては、大規模災害が起こったとき、国等からプッシュ型の支援が来るまでの間、県とか近隣市町と連携しながら、物資の提供依頼、要請していくことになりますし、町の備蓄品の配布とか、災害協定に基づいた民間企業への支援物資の提供等も、また行っていくという形になると

思いますので、まずは3日分の備蓄品は、皆さん、家庭で備えていただきたいというふうなことを思っております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） よろしく申し上げます。最後と申し上げましたが、もう一つ思い出しました。

水道管の耐震化の状況をお尋ねしました。御回答の中で、今5.4%ということで、これはかなり低い数字じゃないかと思うんです。今回能登半島地震であれだけ水道が断水して、長い間、一番困っているというのが水道でございました。やはり今後、老朽管更新を進められると思うんですが、ぜひ耐震化への対応も、お金がどのぐらいかかるのか分かりませんが、どのように進めていかれる予定でしょうか、お尋ねさせていただきたいんですが。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 現在、田布施・平生水道企業団のほうで、耐震化の関係で今調査、委託をしているんだろうと思うんですけども、そういった計画を策定しているということで承知しております。

議会のほうには、広域化の関係で御説明させていただいておるんですけど、広域化をするメリットとして、交付金ということで御説明をしております。町長の答弁のほうにもございましたけども、当然交付金というのは、全部が全部、老朽管、耐震化に当たるわけではなくて、ほかのところにもソフト・ハード、いろいろ当たるんですけども、やはりそういった、今、田布施・平生水道企業団のほうで耐震化更新計画をつくって、それで出てきたものに対して対応していくということで承知しております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。広域化関連の御説明をいただく中で、非常に財政的には厳しい中で、耐震化までやっていくというのは大変かと思いますが、やはりライフラインですので、ぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

あとは、いつ発生するか分からない災害に対応するために、いろいろと検討等されていると思いますが、引き続きの御検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

しばらくお待ちください。

これをもって一般質問を終わります。

日程第 3. 議案第 3 号

日程第 4. 議案第 4 号

日程第 5. 議案第 5 号

日程第 6. 議案第 6 号

日程第 7. 議案第 7 号

日程第 8. 議案第 8 号

日程第 9. 議案第 9 号

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 11 号

日程第 12. 議案第 12 号

日程第 13. 議案第 13 号

日程第 14. 議案第 14 号

日程第 15. 議案第 15 号

日程第 16. 議案第 16 号

日程第 17. 議案第 17 号

日程第 18. 議案第 18 号

日程第 19. 議案第 19 号

日程第 20. 議案第 20 号

日程第 21. 議案第 21 号

日程第 22. 議案第 22 号

日程第 23. 議案第 23 号

日程第 24. 議案第 24 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 3 号令和 6 年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第 24、議案第 24 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてまで、22 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本定例会に提出いたしております 22 議案の概要について、御

説明を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、令和6年度の行財政運営全般にわたります私の所信の一端を申し上げます。

我が国の急速に進む少子高齢・人口減少は、これまでの社会・経済システムを維持することが困難なことに繋がります。こうした状況に歯止めをかけるため、国は、異次元の少子化対策として、こども未来戦略方針に基づき、児童手当の拡充など、こども・子育て支援加速化プランに集中的に取り組むこととしております。

本町といたしましても、子育てに優しいまちづくりを町政の最重要施策として位置づけることから、子育て支援施策を重点的に進めることで、少子化対策に取り組んでまいります。

また、ロシアのウクライナ侵攻等を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などによる物価高騰に対応するとともに、激甚化、頻発しております自然災害から命を守る防災・減災施策、行財政の効率化等を図る行政のデジタル化など、喫緊の課題に着実に取り組んでまいります。

具体的な令和6年度の事業といたしましては、まず、子育て支援として、第2子以降の保育料の無償化を新たに実施するとともに、高校生までの医療費を所得制限なしで無償化する子ども医療費助成事業、1歳になるまでのお子様におむつを無償で配布するおむつ定期便を引き続き実施をしてまいります。

2点目に、物価高騰支援として、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用させていただき、小中学校の給食費の無償化を行います。

3点目に、防災・減災施策として、津波・高潮ハザードマップを最大限規模の高潮による浸水想定区域を示すものへと更新するとともに、防災機能を備えた麻里府公民館の移転整備工事などを実施をいたします。

4点目に、行政のデジタル化を推進するため、田布施町LINE公式アカウントの作成や議会タブレットの運用などにも取り組んでまいります。

最後に、その他の主な建設事業として、老朽化しておりました大平飲料水供給施設の整備工事、平生町学校給食事務の受託に伴います給食センター設備整備工事、スポーツセンター第一体育館の大規模改修工事等を実施をいたします。

令和6年度におきましても、第6次田布施町総合計画に掲げるまちづくりの将来像であります「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現を目指し、誠心誠意を持って町政運営に当たらせていただきます。

議会におかれましても、引き続き、お力添え、御協力をいただきますよう、よろしく願いを申

し上げます。

それでは、提出議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第3号は、令和6年度田布施町一般会計当初予算でございます。

予算総額は72億500万円で、前年度当初予算に比べ10.9%、7億700万円の増額でございます。

まず、歳入の主なものを説明いたします。

町税は、固定資産税の増収を見込んでおりますが、個人・法人町民税の減収を見込み、前年度に比べ297万3,000円の減額となる17億3,257万円を計上いたしております。

次に、地方交付税につきましては、地方財政計画により、前年度に比べ1億2,000万円の増額となる22億8,000万円を計上いたしております。

分担金・負担金は、平生町の学校給食事務を受託することに伴う必要な給食センターの設備の更新等に対し、平生町から負担金を受けるため、前年度に比べ1億7,460万8,000円の増額となる2億452万3,000円を計上いたしております。

国庫支出金は、城南住宅建て替え事業の完了などにより、前年度に比べ8,653万5,000円の減額となる6億8,038万円を計上いたしております。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増などにより、前年度に比べ1,829万8,000円の増額となる4億9,833万6,000円を計上しております。

繰入金は、財政基金繰入金の増により、前年度に比べ1,443万7,000円の増額となります1億7,687万2,000円を計上しております。

町債は、麻里府公民館整備事業に伴います社会教育施設整備事業債の増などにより、前年度に比べ4億7,130万円の大幅な増額となる9億7,110万円を計上いたしております。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

まず、一般職に係ります給与費等は、会計年度任用職員の給料表の改定などにより、前年度に比べ3,620万6,000円増額して計上いたしております。

総務費は、企画費において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食の無償化を実施いたしますが、麻里府公民館整備事業を教育費に組み替えることから、前年度に比べ3,469万3,000円の減額となります9億3,448万3,000円を計上いたしております。

民生費は、障害者自立支援に関わる介護・訓練等給付費の増、児童手当の拡充、麻里府保育園空調更新事業などにより、前年度に比べ1億8,822万3,000円の増額となる22億2,271万2,000円を計上いたしております。

衛生費は、周東環境衛生組合負担金や大平飲料水供給施設整備事業費の増などにより、前年度に比べ1億3,659万4,000円の増額となる6億8,090万4,000円を計上いたしております。

商工費は、地域おこし協力隊の人員増を予定していることなどから、前年度に比べ1,070万円の増額となります8,979万1,000円を計上しております。

土木費は、豆尾第1踏切拡幅事業及び城南住宅建て替え事業の完了などにより、前年度に比べ3億9,861万円の大幅な減額となる6億3,786万9,000円を計上いたしております。

消防費は、県が行う防災行政無線再整備に対する負担金などにより、前年度に比べ1,306万5,000円の増額となる3億1,678万7,000円を計上いたしております。

教育費は、平生町の学校給食事務を受託することに伴う必要な給食センター設備整備の更新や麻里府公民館整備事業の増などにより、前年度に比べ8億2,394万1,000円の大幅な増額となる14億2,503万9,000円を計上しております。

次に、議案第4号から6号までは、特別会計の当初予算でございます。

議案第4号の国民健康保険特別会計は、療養給付費の減などにより、前年度に比べ7,646万5,000円の減額となる17億8,705万1,000円を計上いたしております。

次に、議案第5号の介護保険特別会計でございますが、地域密着型介護サービス給付費の増などにより、前年度に比べ4,489万5,000円の増額となる16億2,464万円を計上いたしております。

議案第6号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の増などにより、前年度に比べ4,818万1,000円の増額となる3億8,080万7,000円を計上いたしております。

次に、議案第7号は、下水道事業会計予算でございます。営業費用としては、田布施マンホールポンプのシーケンサー交換を6基行う予定でございます。また、整備事業として、中央雨水1号幹線、平田川・浜城雨水枝線の管渠整備、公共ます設置工事等を実施する予定でございます。

議案第8号から12号までは、令和5年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の収入見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものでございます。

まず、議案第8号は一般会計補正予算で、1億757万1,000円を減額補正し、予算総額を72億9,763万9,000円とするものでございます。

なお、全体の収入調整等として、財政基金への積立金を3,894万6,000円増額いたしております。

最初に、歳入でございますが、町税は、固定資産税の増収が見込まれますが、個人・法人町民税の減収見込みにより、2,200万円の減額補正でございます。

地方交付税は、国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付により、4,752万1,000円の増額補正でございます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や豆尾第1踏切拡幅事業費の減などを見込み、5,079万4,000円の減額補正でございます。

県支出金は、熊毛郡選挙区の県議会議員選挙が無投票となったことによる委託金や農地中間管理事業費の減などを見込み、1,947万6,000円の減額補正でございます。

町債は、事業費の減額見込み等による道路整備事業債や災害復旧事業債等の減、普通交付税の追加交付を原資とした臨時財政対策債の減などにより、6,803万9,000円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、まず総務費につきましては、各事業費の減額見込み等がある一方、社会保障・税番号制度に係るシステム改修費の増や財政基金積立金の計上により、3,025万2,000円の増額補正でございます。

民生費は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金、保育に係る施設型給付費の減などを見込み、1,380万5,000円の減額補正などでございます。

農林水産業費は、尾津漁港機能保全事業費の減などを見込み、1,974万8,000円の減額補正でございます。

土木費は、豆尾第1踏切拡幅事業費や下水道事業特別会計補助金の減などを見込み、7,622万2,000円の減額補正でございます。

災害復旧費は、補助事業の減などを見込み、1,014万3,000円の減額補正でございます。

次に、一般会計におけます繰越明許費について御説明をいたします。

庁舎等整備事業1,713万円、町有地等整備事業447万4,000円、麻里府地区防災拠点施設整備事業5,883万6,000円、物価高騰対応重点支援給付金事業350万円、個人番号カード利用環境整備事業2,455万円、保育園整備事業556万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業30万円、水産物供給基盤機能保全事業125万3,000円、町道補修事業1,290万1,000円、町道新設改良事業2,454万円、河川改修事業225万2,000円、共同調理場整備事業671万円、農林水産施設災害復旧事業674万6,000円の13事業、合わせて1億6,875万8,000円を計上いたしております。

次に、議案第9号から第12号は、令和5年度の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別

会計及び下水道事業会計に係る補正予算に関するもので、いずれも事業費の確定または見込額に伴い、所要の補正を行っております。

以上が、予算関係議案であり、引き続き、条例その他の案件について御説明をいたします。

議案第 13 号は、田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、期末手当の支給対象となるパートタイム会計年度任用職員を、任用の定めが 6 か月以上で、かつ基準日において、1 週間の正規の勤務時間が常勤職員の「5 分の 3 以上」相当であったものを「5 分の 2.5 以上」相当に拡大するものでございます。

次に、議案第 14 号は、地方公共団体の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴う、関係条例の引用規定の整理を行うものでございます。

関係条例といたしましては、第 1 条において、田布施町監査委員に関する条例の一部改正を、第 2 条において、田布施町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正を、そして第 3 条において、田布施町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案第 15 号は、督促手数料廃止に伴います関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

現在、町税などにおいて督促状を発した際は、納税者から督促手数料を徴収しておりますが、近年はコンビニ収納や QR コードの活用など、納付チャンネルの拡充（多様化）により納税者の利便性が向上した反面、督促状を発した場合の納税者の手続や、金融機関での収納事務の煩雑化、町の事務等の費用対効果など様々な課題が発生しております。

このようなことから総合的に検討した結果、近隣自治体と同様に、このたび、督促手数料を廃止することとし、関係条例の整備等を行うものでございます。

議案第 16 号は、田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

改正内容は、県から示された次期標準保険料率を参考に税率割合の調整を行うとともに、保険税率の抑制のため基金繰入金の活用により基礎課税額（医療給付費分）の平等割を 2 万円から 1 万 8,000 円へ引き下げるものでございます。

議案第 17 号は、田布施町介護保険条例の一部改正についてでございます。

介護保険制度では、3 年を 1 期として、3 年間に必要となる介護給付費を見込み、所得段階別に第 1 号被保険者の介護保険料を設定することとされております。

これまで第8期計画に基づき運営を行ってまいりましたが、次期となります令和6年度から3年におきまして本町の介護保険事業が円滑に運営できるよう、介護保険料を改定するものでございます。

内容は、所得段階区分につきましては、国が標準として定める9段階が細分化され13段階に変わることであり、第1段階から第3段階の保険料率につきましては、国の基準割合に伴い低所得者層の負担軽減を図る内容でございます。

議案第18号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、国の内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴うものであり、外部への重要事項の閲覧について、書面による掲示に加え、インターネットも利用することとされたこと、保護者等との書面でやり取りしている記録については、現行ではCD-ROMなどの特定の記録媒体等によるという規定について、媒体の種類を示さない磁気的記録媒体という書きぶりに改め、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるようにすることなどのほか、読替規定の整理を図るための改正でございます。

議案第19号は、尾津漁港管理条例の一部改正についてでございます。

これは、漁港漁場整備法の改正に伴い、条文中の文言を整理いたすものでございます。

次に、議案第20号は、田布施町企業立地促進条例の一部改正についてでございます。

これは、指定された事業者が新規雇用従業員を雇用した場合に奨励金を交付することで、事業者の新規雇用の促進や地域活性化につながるため、新たに制度化しようとするものでございます。

議案第21号は、田布施町のんびらんど・うまし条例の一部改正についてでございます。

内容は、利用料金の還付ができる利用許可の取消しまたは変更の申出の期限を、近隣の施設等の状況も踏まえ、利用日の14日前から3日前までに変更するとともに、併せて文言の整理を行うものでございます。

議案第22号は、田布施町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。

これは、近隣市町の状況や保証人を探すことが大変困難な状況を踏まえ、連帯保証に関する規定を削除するほか、文言及び城南住宅建て替えに伴う別表の整理を行うものでございます。

議案第23号は、学校給食配送車を購入することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得いたしますのは、平生町の学校給食事務を受託することに伴う、平生町の小中学校に給食を

供給するための配送車で、新規に1台を購入しようとするものでございます。

取得につきましては、5業者による指名競争入札を行い、波野車輛と727万8,127円で契約しようとするものでございます。

最後に、議案第24号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和6年4月1日から、公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えるため、並びに規約の別表第1及び第2の各項の団体名について、団体コード順として改めようとするものでございます。

以上、御提案申し上げました議案22件について、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま、瀬石議員が退席されましたが、瀬石議員より早退届が出ておりますので報告します。

これから質疑を行います。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 9 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 10 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 11 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 12 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 13 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 14 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 15 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 16 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 17 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 18 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

それでは、3階の会議室にて予算審査特別委員会を直ちに開会し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

終わり次第、またこの議事堂にお集まりください。

それでは、ここで暫時休憩します。

午後0時04分休憩

.....

午後0時11分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に伊村渉議員が選任されましたので御報告します。

次に、議案第8号から議案第24号までの17件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

----- . ----- . -----

日程第25. 陳情第1号

日程第26. 陳情第2号

○議長（南 一成議員） 日程第25、陳情第1号上関町での「中間貯蔵施設」の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書、日程第26、陳情第2号麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号及び陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

----- . ----- . -----

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

（ベル）

午後0時12分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 伊村 涉

署名議員 内山 昌晃

令和6年 第2回(定例)田布施町議会 会議録(第3日)

令和6年3月22日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号
令和6年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第4号
令和6年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第5号
令和6年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第6号
令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第7号
令和6年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第8号
令和5年度田布施町一般会計補正予算(第9号)議定について
(委員長報告)
- 日程第8 議案第9号
令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第10号
令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第11号
令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)

日程第 1 1 議案第 1 2 号

令和 5 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

（委員長報告）

日程第 1 2 議案第 1 3 号

田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 1 3 議案第 1 4 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（委員長報告）

日程第 1 4 議案第 1 5 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（委員長報告）

日程第 1 5 議案第 1 6 号

田布施町国民健康保険税条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 1 6 議案第 1 7 号

田布施町介護保険条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 1 7 議案第 1 8 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 1 8 議案第 1 9 号

尾津漁港管理条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 1 9 議案第 2 0 号

田布施町企業立地促進条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 2 0 議案第 2 1 号

田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 2 1 議案第 2 2 号

田布施町営住宅管理条例の一部改正について

（委員長報告）

日程第 2 2 議案第 2 3 号

財産の取得について（学校給食配送車）

（委員長報告）

日程第 2 3 議案第 2 4 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)

日程第 2 4 令和 5 年陳情第 1 号

「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める陳情書 (委員長報告)

日程第 2 5 令和 5 年陳情第 2 号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (委員長報告)

日程第 2 6 陳情第 2 号

麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情 (委員長報告)

日程第 2 7 議案第 2 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 8 委員会提出議案第 1 号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

日程第 2 9 閉会中の継続審査及び調査

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 3 号

令和 6 年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)

日程第 3 議案第 4 号

令和 6 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)

日程第 4 議案第 5 号

令和 6 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)

日程第 5 議案第 6 号

令和 6 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)

- 日程第 6 議案第 7 号
令和 6 年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 8 号
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算 (第 9 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 9 号
令和 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 10 号
令和 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 10 議案第 11 号
令和 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 11 議案第 12 号
令和 5 年度田布施町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 12 議案第 13 号
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 13 議案第 14 号
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 14 議案第 15 号
督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 15 議案第 16 号
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 16 議案第 17 号
田布施町介護保険条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 1 7 議案第 1 8 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 1 8 議案第 1 9 号

尾津漁港管理条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 1 9 議案第 2 0 号

田布施町企業立地促進条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 2 0 議案第 2 1 号

田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 2 1 議案第 2 2 号

田布施町営住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 2 2 議案第 2 3 号

財産の取得について (学校給食配送車) (委員長報告)

日程第 2 3 議案第 2 4 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する
事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)

日程第 2 4 令和 5 年陳情第 1 号

「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める
陳情書 (委員長報告)

日程第 2 5 令和 5 年陳情第 2 号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(委員長報告)

日程第 2 6 陳情第 2 号

麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情 (委員長報告)

日程第 2 7 議案第 2 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 8 委員会提出議案第 1 号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

日程第 2 9 閉会中の継続審査及び調査

出席議員（１１名）

１番	内山 昌晃議員	２番	神田 栄治議員
３番	西本 篤史議員	４番	松田規久夫議員
５番	落合 祥二議員	６番	國本 悦郎議員
７番	高月 義夫議員	８番	河内 賀寿議員
１０番	瀬石 公夫議員	１１番	伊村 渉議員
１２番	南 一成議員		

欠席議員（１名）

９番 谷村 善彦議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 増原 慎一君 書 記 有吉 純一君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	藤本 直樹君	町民福祉課長	坂本 哲夫君
健康保険課長	吉村 明夫君	健康保険課主幹	寶城 和之君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
学校教育課長	惠元 朗夫君	社会教育課長	長谷 満晴君
会 計 室 長	江良 和美君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、谷村善彦議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の署名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松田規久夫議員、神田栄治議員を指名いたします。

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

○議長（南 一成議員） 日程第2、議案第3号令和6年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第7号令和6年度田布施町下水道事業会計予算議定についてまで、5件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（西本 篤史議員） それでは、予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号から議案第7号までの議案5件について、3月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第3号令和6年度田布施町一般会計予算議定についてから、議案第4号令和6年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号令和6年度田布施町介護保険特別会計予算議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてから、議案第7号令和6年度田布施町下水道事業会計予算議定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（南 一成議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号から議案第7号までの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和6年度田布施町一般会計予算議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和6年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和6年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和6年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号令和 6 年度田布施町下水道事業会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 8 号

日程第 8. 議案第 9 号

日程第 9. 議案第 10 号

日程第 10. 議案第 11 号

日程第 11. 議案第 12 号

日程第 12. 議案第 13 号

日程第 13. 議案第 14 号

日程第 14. 議案第 15 号

日程第 15. 議案第 16 号

日程第 16. 議案第 17 号

日程第 17. 議案第 18 号

日程第 18. 議案第 19 号

日程第 19. 議案第 20 号

日程第 20. 議案第 21 号

日程第 21. 議案第 22 号

日程第 22. 議案第 23 号

日程第 23. 議案第 24 号

日程第 24. 令和 5 年陳情第 1 号

日程第 25. 令和 5 年陳情第 2 号

日程第 26. 陳情第 2 号

○議長（南 一成議員） 日程第7、議案第8号令和5年度田布施町一般会計補正予算（第9号）議定についてから、日程第26、陳情第2号麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情までの20件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号及び議案第13号から議案第15号並びに議案第23号から議案第24号の議案6件について、3月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第8号令和5年度田布施町一般会計補正予算（第9号）の議定について、3月18日に経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案のとおり全会一致で可決されました。

本委員会での主な質疑は、繰越明許費の麻里府地区防災拠点施設整備事業について、歳入では町税、町民税の減税について、歳出では議会議員の研修参加について、職員の時間外勤務手当について、老人福祉費の敬老イベント補助事業について、保健衛生総務費の休日・夜間救急診療事業について、健康増進事業費の医療機関等検診委託料に関する取組について、農林水産業費、農業推進費の有害鳥獣捕獲補助事業及び農地費の多面的機能支払い交付金、漁港費の減額について、道路新設改良費、豆尾踏み切り拡張等事業について、都市計画総務費の民間宅地開発支援事業について、教育振興費の準要保護児童生徒就学補助費の基準等について、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第14号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第15号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第23号財産の取得について（学校給食配送車）、議案第24号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についての5件であります。

5件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度陳情第1号「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める陳情書については、最高裁で刑が確定したにも関わらず、免罪と思われる再審請求が袴田事件やほかにも多数出されている。しかし、再審が認められても再審法の不備により、今回、検

察の持つ証拠の全面開示と検察の不服申立に制限を加えて、賃貸なく再審が進められるように願うなどの意見があり、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情について、町からの説明を受け、麻里府地区と町との協議を重ねており、その経過の中で解決していく問題であり、まず地元としっかり協議されて地元の理解の上で結論を出すということが一番重要ではないか、判断の方向性を議会で結論を出すというのは、地元を無視したようになるのではないかの理由により、不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 渉議員） それでは、経済厚生委員会からの報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第9号から議案第12号、議案第16号から議案第22号の議案11件について、3月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第9号は、令和5年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。本委員会の主な質疑は、歳入の国民健康保険税の減額の主な理由についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号令和5年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてであります。主な質疑は、歳入の第1号被保険者保険料の増減についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号令和5年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。主な質疑は、歳入の後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料、普通徴収保険料の増減についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号令和5年度田布施町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についてであります。主な質疑は、支出の田布施川流域下水道維持・管理・負担金の減額についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号田布施町介護保険条例の一部改正についてであります。主な質疑は、令和6

年度から令和8年度の介護保険料の改正に伴う算定方法についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第19号尾津漁港管理条例の一部改正についての2件であります。2件とも質疑なく、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号田布施町企業立地促進条例の一部改正についてであります。主な質疑は、新規雇用従業員の年齢制限について、指定事業者の対象についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正についてであります。質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号田布施町営住宅管理条例の一部改正についてであります。主な質疑は、町営住宅の連帯保証人についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和5年度陳情第2号最低賃金の改善と中小企業の拡充を求める意見書の採決を求める陳情書については、賃金上がるのは誰もが望んでいるが、全国一律最低賃金制度にし、最低賃金を1,500円以上にした場合、中小企業の経営が継続できなくなる可能性がある。陳情では対策として政府の中小企業への支援策を求めているが、その実現性は低い。そうした理由により、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第8号から陳情第2号まで、討論はありませんか。國本議員。陳情第2号の反対討論ですね、はい、どうぞ。（発言する者あり）すみません。分かりました。反対はありませんか。

じゃあ賛成のほうからどうぞ。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 陳情第2号センダンの会より出されました、麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情に反対し、不採択には賛成する立場から討論に立ちます。

これまで防災拠点である新麻里府公民館の建設に関しましては、令和4年度から町と地域に密着した公民館を考える会とで、どんな公民館にするかは建物内のレイアウトだけでなく、地区民が長年要望していた避難時にも安全・安心な防災拠点にふさわしい建物として、敷地内の公民館の建屋寄りに生えて、大きく枝を広げたセンダンの木の扱いも含めて協議してきていたようです。私のように、麻里府地区には、台風や高潮津波時には第一避難所がなく、隣の麻郷地区にある南防災センターに避難を余儀なくされていたものですから、議員になる前から麻里府には防災拠点が必要だと訴えてきました。さらに議員になってからも、折に触れて一般質問で取り上げてただけに、中央公民館の後には麻里府公民館を移転すると、町から言質をとったときには、私だけでなく国道より田布施川寄りにある、尾津東、尾津中に住む人たちも大喜びしました。

そして、中央公民館の後といっても、防潮堤や町道のようにすぐではなかろうと思っていたら、国から防災拠点として交付金が出て、新公民館がすぐにでも移転できるというからびっくりです。今までそんなに早く町が対応することがなかったからです。ところが、好事魔多しとはこういう時のことを言うんでしょうか。元田んぼには広く葎が生え、交差点付近にはグズの蔓が伸び放題で、そのセンダンの木がある麻里府地区民からは葉や毒性のある実が落ちるから敬遠され厄介者にされていて、地区の誰からも見向きもされなかったセンダンの木が、地区の人が過去、田布施町の名木百選に推薦していたから事態は暗転しました。

センダンの木は、国道188号線ができるときに、残土を元田んぼに置き、その時のこぼれ種から芽を吹き、隣で作っていた畑に施肥していた養分を吸い、邪魔者がいないし、名木百選だと言われて剪定もできなかったから、他を圧するほど大きくなりました。せいぜい80年も足りない樹齢にもかかわらず、昨年5月段階では樹齢50年の若い木で勢いがあると言っていた葉っぱ博士が、それではインパクトがないと思ってからか、樹齢120年だと言い出したから埋め立ては大きくずれ込みました。

これまでに防災拠点として念願の新公民館ができると喜んでいた古くから住んでいる地区民の願いを一切取材することなく、地区内では住み出してから50年足らずにしかない葉っぱ博士の一方的な情報を鵜呑みにし、センダンの木が折れやすく、実には毒があるという、どんな木であるかを丹念に調べることなく、シンボルツリーであるとか観光拠点になると朝日と中国新聞に書かれたり、フェイスブックで拡散されると、町長ならずともそれを見た読者は、誤報とも思わず誰も信じてしまいます。

これまで1年かけて地域に密着した公民館を考える会が、防災拠点で安心・安全な新公民館を作るといふ、人を守るという観点から了承したセンダンの木を掘って取り除け、新公民館を建てると

いう結論は、お前たちは木の専門家でないものが決めたとも言いたげで、いとも簡単にセンダンの木を守るというように2メートルの高さで切り、公民館は2メートル県道側にずらすと覆されてしまいました。それを地域に密着した公民館を考える会に諮らずに、町の決定事項だと言い張るんですから、それでは民主主義は存在しません。なぜなら、以前庁舎を建て替えるとき、町内の識者で作る諮問機関で田布施工業高校跡地にという諮問があったときには、反対住民と町長との談判では覆されなく、議会に諮って反対多数で移転ではなく、現庁舎を改修するというきちんとした手続を踏んでいたからです。

そこで、町と名木百選を編集した植物学者の南先生との合意した2メートル切断案で地元住民の意見を聞こうと、7月27日に行った麻里府地域連合自治会、地域に密着した公民館を考える会、麻里府地域夢プラン検討会の地元住民代表への説明会を行うようにしました。多くの住民からは、センダンの木について残せば地元住民が管理しなければならないことや、台風などの自然災害時には公民館が避難所になるが、大きな木があればとても安全な避難所にはならない。センダンの実には毒性があるということなので、小さな子どもが誤って食べるという事態も考えられる。勝手に生えている木で管理してきていない地元民には愛着はない木だなどなど、全てを取り除いてもよいという意見が圧倒的多数だったため、それを收拾するために、ここに御参集の地区民の意見はよく分かりました。副町長はそれを持って帰って検討した後に、その結論をお伝えしますとして、その場を収めました。

ところがその説明会で呼ばれていたセンダンの会が人命よりセンダンの木を優先すると主張しましたので、その場では地区民からは当然のように標的にされました。そうすると危機感を募らし、地区内で解決するのは無理と判断してからか、自分たちの都合のいい資料を基にしたパンフレットを作り、またしても新聞社にその資料を送りつけ、フェイスブックでも拡散した後に町長談判をして、今度は5から6メートルの位置で切ると町の譲歩を取り付けました。11月の同じく先ほどの3団体での説明会では、5から6メートルの高さで切り、管理は町が責任を持って行い、地区民には一切管理はさせないという説明だったから、集まったみんなはそこまでやるという感じであきれていました。

そのときには地上の高さについての説明がありましたが、この木の保護には根回りをどうするかの問題が残ります。その火種は残したままでの解決策です。またしても地域に密着した公民館を考える会には、その間2メートルから5から6メートルへの変更の説明は一切しないまま、町の決定事項の報告で済まそうというんですから、こういったことが繰り返されると次はどうなるんだろうかと、私ならずとも地区民は疑心暗鬼になります。地区内に禍根を残すことにもなりかねない独断

です。木のことは私は一定の知識を持っております。麻里府公園も整備しております。これからさらに譲歩するのではないかと思います、危機感を募らせていました。

そうすると案の定、町長を磊落したから次は議会だと思ったのか、今度は陳情が出されました。その中にもっと高くという高さだけでなく、当然根回りの問題も入っていました。私は議員だけでなく、夢プラン麻里府の検討委員だったから、ずっとその渦中におりました。だからこういった民主主義の根幹に関わる陳情は地区内に禍根を残すから、絶対に審査の対象にすべきではないと付託された総務文教委員会では門前払いを主張しました。

このたびの肥え太った、いわゆる肥満樹のセンダンの木を残すより、オラレの近くの町の敷地内に名木百選には選定されていませんが、もっと巨木であるセンダンの木があるから、残すならこの木だと麻里府地区だけでなく多くの人が指摘しています。麻里府のセンダンの木の根回りが3メートル5センチで、山口県内の5本の指に入るなら、麻里府のセンダンの木より樹齢が高く、畑の養分を得らずに、こちらは3メートル90センチもありますから、それでいえば県内では3指に入るはずです。こちらの木なら町の敷地内にもあるからセンダンの会でも、誰はばかりことなく思いどおりの保護活動が可能です。センダンの会では建物は、せいぜい50年の寿命だが、麻里府地区にある畑の養分で育った肥満樹となっているセンダンの木は、それよりもっと長く、これから300年も成長すると豪語しています。それほど長く誰が管理するのでしょうか。切るなと主張している実績のないセンダンの会が管理すると思いますか。

地区民の長年の願いである、安心・安全な防災拠点として、また障がい者と健常者が交流できるインクルーシブ遊具を兼ね備えた、みんなに親しまれる新公民館になれますよう賢明なる町の判断を願ひまして、この陳情不採択に賛成する討論を終えます。

○議長（南 一成議員） ほか、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号令和5年度田布施町一般会計補正予算（第9号）議定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号令和 5 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号令和 5 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号令和 5 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号令和 5 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 2 号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第１３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第１４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第１５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１６号田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第１６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号田布施町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって議案第１７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号尾津漁港管理条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号田布施町企業立地促進条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号田布施町のんびらんど・うましま条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号田布施町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第２２号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第23号財産の取得について（学校給食配送車）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、令和5年陳情第1号「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって令和5年陳情第1号は委員長の報告のとおり不採択されました。

次に、令和5年陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。不採択です。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって令和5年度陳情第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、陳情第2号麻里府のセンダン巨木の樹冠保護と景観保持に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって陳情第２号は委員長の報告のとおり不採択されました。

日程第２７、議案第２５号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第２７、議案第２５号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日御提案申し上げました議案第２５号の提案理由を説明申し上げます。

議案第２５号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の岡村誠士氏の任期が本年６月末をもって満了することに伴い、不動産鑑定士でございます同氏を委員に再任いたしたく、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産の評価に関しましては、専門的な知識が年々求められるようになってきたことから、委員の一人に不動産鑑定士を選任することとし、３年前に公益社団法人山口県不動産鑑定士協会に委員の推薦を依頼いたしましたところ、岩国市で不動産鑑定事務所を開業されておられます岡村氏の御推薦をいただき、議会にお諮りし、委員に選任をいたしております。

岡村氏は４０年にわたりまして固定資産評価に関わる経験を積んでおられ、また１０年間民事調停委員等も務められるなど、人格及び執権に優れ、委員として適任と考え御提案するものでございます。よろしく御審議賜り、御同意いただけますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第２５号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第２５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって議案第 25 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第 25 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって議案第 25 号は原案のとおり同意されました。

日程第 28. 委員会提出議案第 1 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 28、委員会提出議案第 1 号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由については、お手元の議案書に明記してありますので会議規則第 39 条第 3 項の規定により説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、委員会提出議案第 1 号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって委員会提出議案第 1 号は原案のとおり決定さ

れました。

ここでお諮りします。ただいま議決されました委員会提出議案第1号について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

日程第29. 閉会中の継続審査及び調査

○議長（南 一成議員） 次に、日程第29、閉会中の継続審査及び調査を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第1号上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書について、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出がありました閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。令和6年第2回田布施町議会定例会を閉会いたします。

（ベル）

午前9時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 松田規久夫

署名議員 神田 栄治